【別冊】

個別事業
評価調書

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理番号	頁
1	総務部	人事課	布津地区公共施設再編整備事業（仮）	新-01	1
2	市民生活部	市民課	コンビニ交付事業	新-02	3
3	市民生活部	加津佐支所	庁舎照明器具取替工事	新-03	5
4	福祉保健部	こども未来課	予防接種事務のデジタル化事業	新-04	7
5	福祉保健部	こども未来課	プレコンセプションケア事業	新-05	9
6	福祉保健部	健康づくり課	島原市医師会看護学校支援補助金	新-06	11
7	農林水産部	農林課	地域農業構造転換支援対策事業	新-07	13
8	農林水産部	農林課	ながさき気候変動総合対策事業	新-08	15
9	建設部	建設課	堂崎港埋立地整備事業（土地造成）	新-09	17
10	建設部	建設課（管理課）	市道永峯２号線、堀切湯河内線、大窪横線、下萩原大窪線道路改良事業	新-10	19
11	建設部	建設課（管理課）	市道宮ノ下白崎線道路改良事業	新-11	21
12	建設部	建設課（管理課）	市道堂崎港内線（仮称）道路改良事業	新-12	23
13	建設部	建設課	市道下清谷線緊急自然災害防止対策事業	新-13	25
14	建設部	建設課	市道山ノ田川原端線緊急自然災害防止対策事業	新-14	27
15	建設部	建設課	市道町早崎循環線緊急自然災害防止対策事業	新-15	29
16	建設部	建設課	普通河川下小松川緊急自然災害防止対策事業	新-16	31
17	建設部	都市計画課	堂崎港埋立地整備事業（緑地等）	新-17	33
18	建設部	都市計画課	空家除却費補助金（市単独分）	新-18	35
19	環境水道部	上下水道課	コミュニティプラント長寿命化事業	新-19	37
20	環境水道部	衛生業務課	し尿処理施設更新事業	新-20	39
21	環境水道部	衛生業務課	し尿処理施設助燃材運搬・処理事業	新-21	41
22	環境水道部	衛生業務課	搬入道路（市道向新田線）拡幅事業	新-22	43
23	環境水道部	衛生業務課	深江衛生センター延命化事業	新-23	45
24	教育委員会事務局	文化財課	吉利支丹墓碑保存整備事業	新-24	47
25	教育委員会事務局	文化財課	世界遺産センター維持管理事業	新-25	49
26	総務部	総務秘書課	LINE情報発信推進事業	既-01	51
27	総務部	人事課	行政事務効率化事業	既-02	53

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理番号	頁
28	総務部	防災課	消防団詰所整備事業	既-03	55
29	総務部	防災課	行政運営の効率化	既-04	57
30	総務部	防災課	地域社会のデジタル化	既-05	59
31	総務部	防災課	システム管理費	既-06	61
32	地域振興部	地域づくり課	令和（平成）遣欧少年使節海外派遣事業	既-07	63
33	地域振興部	商工観光課	電子地域通貨事業	既-08	65
34	地域振興部	商工観光課	企業立地事業	既-09	67
35	地域振興部	商工観光課	そうめんPR事業	既-10	69
36	地域振興部	商工観光課	鮎帰りの滝公園整備事業	既-11	71
37	農林水産部	農林課	トレーニングファーム事業	既-12	73
38	建設部	建設課（管理課）	市道北ヶ峰１号線、２号線、３号線道路改良事業	既-13	75
39	建設部	建設課（管理課）	市道町原線道路改良事業	既-14	77
40	建設部	建設課	市道維持管理事業（設計・工事等）	既-15	79
41	建設部	建設課	南島原市自転車道整備事業（社会資本整備総合交付金分）	既-16	81
42	建設部	建設課	南島原市自転車道整備事業（地方創生道整備推進交付金分）	既-17	83
43	環境水道部	上下水道課	浄化槽設置整備事業	既-18	85
44	環境水道部	衛生業務課	ごみ処理施設解体事業	既-19	87
45	教育委員会事務局	教育総務課	事務局費	既-20	89
46	教育委員会事務局	教育総務課	口之津小学校整備事業	既-21	91
47	教育委員会事務局	教育総務課	有家小学校整備事業	既-22	93
48	教育委員会事務局	教育総務課	布津小学校整備事業	既-23	95
49	教育委員会事務局	教育総務課	大野木場小学校整備事業	既-24	97
50	教育委員会事務局	教育総務課	加津佐中学校整備事業	既-25	99
51	教育委員会事務局	教育総務課	南有馬中学校整備事業	既-26	101
52	教育委員会事務局	教育総務課	西有家中学校整備事業	既-27	103
53	教育委員会事務局	教育総務課	有家中学校整備事業	既-28	105
54	教育委員会事務局	教育総務課	布津中学校整備事業	既-29	107

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理番号	頁
55	教育委員会事務局	教育総務課	深江中学校整備事業	既-30	109
56	教育委員会事務局	生涯学習課	口之津図書館整備事業	既-31	111
57	教育委員会事務局	生涯学習課	西有家図書館整備事業	既-32	113
58	教育委員会事務局	生涯学習課	原城図書館整備事業	既-33	115
59	教育委員会事務局	生涯学習課	アートビレッジ・シラキノ事業	既-34	117
60	教育委員会事務局	生涯学習課	地域クラブ支援事業	既-35	119
61	教育委員会事務局	生涯学習課	有家総合運動公園整備事業	既-36	121
62	教育委員会事務局	生涯学習課	先進的海洋センター整備事業	既-37	123
63	教育委員会事務局	生涯学習課	ありえコレジヨホール整備事業	既-38	125
64	教育委員会事務局	文化財課	口之津歴史民俗資料館管理費	既-39	127
65	教育委員会事務局	文化財課	深江埋蔵文化財・噴火災害資料館管理費	既-40	129
66	教育委員会事務局	文化財課	口之津歴史民俗資料館分館管理費	既-41	131
67	総務部	防災課	消防団員準中型免許取得費補助金	補-01	133
68	地域振興部	地域づくり課	高等学校市外学生支援事業	補-02	135
69	地域振興部	商工観光課	中小企業ステップアップ支援事業補助金	補-03	137
70	地域振興部	商工観光課	住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金	補-04	139
71	地域振興部	商工観光課	島原手延そうめん生産量拡大支援事業補助金	補-05	141
72	福祉保健部	福祉課	身体障害者自動車運転免許取得費補助金	補-06	143
73	福祉保健部	福祉課	障害者職場実習費交通費補助金	補-07	145
74	農林水産部	農林課	ワイン・リキュール特区推進事業補助金	補-08	147
75	農林水産部	農林課	農業経営収入保険加入推進事業費補助金	補-09	149
76	農林水産部	農林課	有機農業推進伴走型	補-10	151
77	農林水産部	農林課	肉用牛ヘルパー組合支援事業費補助金	補-11	153

様式4

整理番号	新-01

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10050	予算事業名	公有財産管理費				担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称		布津地区公共施設再編整備事業(仮称)					担当課室	人事課	
							担当班	未来創生班	
事業期間	令和	8	年度～令和	13	年度(	6 年間)	実施区域	布津町	

総合計画	基本柱	8.協働行政	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.持続可能な財政運営		款(名称)	2 総務費
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用		項(名称)	1 総務管理費
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)		目(名称)	5 財産管理費
	重点P				
根拠計画		南島原市公共施設等総合管理計画第1期個別施設計画 P12、P18、P52			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

布津庁舎及び布津公民館は築50年以上が経過しているため老朽化が著しく、施設間もやや離れており、高齢者や障害のある方、児童には利用しにくい古い設備が多い状況にあったため、令和元年度に策定した第1期個別施設計画では、計画期間内に布津支所庁舎と布津公民館の複合化に向けて検討を行うこととされていた。
これに基づき、各施設所管課による協議・調整、将来像の検討などを行ってきたが、第1期個別施設計画の計画期間内(令和8年度まで)に結論を出すことができなかった。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

第2期個別施設計画の策定を機に本事業に関係する施設の劣化状況やコスト情報等を収集し、財源も含めて今後の両施設の方向性を検討した結果、近隣の老朽施設に分散配置されている集会機能や行政窓口機能をはじめ、防災拠点機能や類似機能を集約し、改めて地域の中核施設として複合化新設する方針とした。
これに基づく複合施設を整備することで、地域住民の利便性向上や施設延床面積と管理コストの削減を図る。

(3)事業の概要

老朽化した複数の公共施設の機能を集約し、集会施設を主とした複合施設を新設する。
R8年度(下半期):地元調整・意見聴取
R9年度:布津地区複合施設建設基本計画策定、複合施設の地質調査・基本設計
R10年度:複合施設の地質調査・基本設計、実施設計、布津多目的集会施設の解体設計
R11年度:布津多目的集会施設の解体工事、複合施設建設工事
R12年度:複合施設建設工事、布津支所庁舎・布津公民館の解体設計
R13年度:複合施設の供用開始、布津支所庁舎・布津公民館・布津第一倉庫(旧老人憩の家)・布津公民館倉庫の解体工事、複合施設外構工事(旧公民館・布津第一倉庫跡地)、付帯工事

(4)期待される効果

地域の人口規模に応じたコンパクトな施設として再編することで行政経費の圧縮を図ることができる。また、老朽施設の不便が根本から解消されるとともに、行政窓口をはじめ選挙や集中受付、検診等を一か所で取り扱うことが可能となることで、地域住民の利便性が向上する。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	0	31,100	74,400	362,735	
国庫			0		0	0	R12:複合施設新築工事、解体設計(支所・公民館) R13:外構工事、布津支所・公民館解体工事
県費			0		0	0	
起債	公共施設等適正管理推進事業債	0.9	0	0	43,600	305,400	
特財			0		0	0	
一財			0	31,100	30,800	57,335	
年度別取組の概要			地区説明、意見聴取	基本計画策定	基本・実施設計、解体設計(布津多目的集会施設)	布津多目的集会施設解体工事、複合施設新築工事(前金)	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望

整理番号	新-01

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	選挙、各種会議、集中受付、避難所等の機能を有する施設は、各地域(旧町ごと)に必要。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		機能集約複合化により、地域住民の利便性が向上する。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる	B	施設の老朽化、設備の旧式化が解消され、現在の社会情勢に沿った機能を加えた施設に刷新できる一方、将来の地域推計人口からは過剰な施設になる可能性がある。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		公共施設の複合化であり収益を目的としていないことから、行政が実施することが適切。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	布津支所庁舎、布津公民館はいずれも築50年を超えており、地域の人口規模からも複合化により延べ床面積を削減することが適切。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		雲仙市においても総合支所庁舎と公民館・集会施設との複合化が進められている(愛野、瑞穂等)
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	老朽化施設の建替えではなく複合化により機能集約することで、人口規模に応じた施設として行政経費圧縮と利便性の向上が図られる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		地域の意向等を勘案しながら整備を進める予定。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	総合管理計画に基づき、今後各地域(旧町)に1か所の地域の中核施設を設ける予定。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		広く市民が利用可能な複合施設として整備を予定しており、特定団体のみの活用を想定していない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	複合化しなかった場合はそれぞれ単独で更新(建替え)、または大規模改修となるが、このような場合に活用が可能な財源が無いため、多額の一般財源(市税や地方交付税など)により整備することになる。 現時点の施設の劣化具合から早急な対応を要する状況にあり、財源が確保できなければ改修の先延ばしや事後保全を行わざるを得ず、経年劣化等によって不具合が生じたら利用者の安全が確保できない場合がある。 将来的な施設の廃止を意図しないのであれば、適切な時期に集約化や複合化を行わなければ、行政窓口や公民館などの地域が必要としている施設が適切な管理状態に置かれずに閉鎖せざるを得なくなる可能性がある。
課題	複合施設の内容、規模感が現時点では未定。
解決策	複合化施設の基本的な内容の検討にあたり、地域住民の意向(公民館利用者や自治会長、各種地域の団体など)を聴取するなどして、市民ニーズを酌みつつ、将来の地域の人口規模に応じた適切な規模の複合施設を整備する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		布津支所庁舎及び布津公民館は築50年を超え、施設本体、設備の老朽化が著しい。今後の推計人口や財源等を考慮すれば、第1期個別施設計画に記載のとおり単純な建替えではなく複合化新設することが望ましいため、現在策定作業を進めている第2期個別施設計画では、近隣の類似施設を含めて複合化新設する旨を改めて記載する予定。 施設の劣化状況や事業規模、想定している年次計画から、本事業の着手がこれ以上遅れれば複合化新設する施設の供用開始までに既存老朽施設が耐えられない可能性を否定できないため、令和9年度基本計画策定を前提に、令和8年度後半から地元調整・意見聴取に着手したい。										
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	新規
		布津支所庁舎及び布津公民館の老朽化を踏まえ、所管課が示した方向性に基づき、予算要求を認めることとする。また、地元との調整や意見聴取を進め、防災拠点機能を含む10年後を見据えたモデルとしての複合施設の整備計画を検討することで、地域住民の利便性向上を図ることとする。										
備考													

様式4

整理番号	新-02

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12020	予算事業名	戸籍住民基本台帳費				担当部局	市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		コンビニ交付事業					担当課室	市民課	
							担当班	戸籍班	
事業期間	令和	9	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	8.協働行政	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.人権尊重・男女共同参画のまちづくり		款（名称）	2 総務費
	施策	1.人権尊重・平和行政の推進		項（名称）	3 戸籍住民基本台帳費
	施策細分	8-2-1-①啓発活動の推進		目（名称）	1 戸籍住民基本台帳費
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

コンビニに設置されている全国56，000超のキオスク端末でマイナンバーカードを使って、住民票、印鑑証明書などの証明書を取得でき、R7.4月で全国の自治体(1378団体)で約7割が参加している。日本全国のコンビニで夜間、休日でも証明書を取得できることで、住民サービスを提供することが可能となる。システム導入・維持費が高額で利用率が低い自治体では費用対効果が課題となる。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

マイナンバーカードを活用し、市民へのサービス利便性を図る。

(3)事業の概要

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が運用する自治体基盤クラウドシステムを活用する。

(4)期待される効果

日本全国のコンビニで夜間、休日でも証明書を取得できることで、市役所に行く回数や待ち時間が減ることで、住民サービスを提供することが可能となる。
マイナンバーカードを利用することで、市民のマイナンバーカードの保有率の向上につながる。
市役所での証明書発行件数が減ることで、職員の事務負担が軽減される。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	0	50,000	6,000	6,000	
国庫	地域未来交付金(デジタル実装型TYPEA)	50%		25,000			
県費							
起債							
特財							
一財				25,000	6,000	6,000	
年度別取組の概要				サーバー設置及び初期導入費用	運用経費	運用経費	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	新-02

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	証交付にかかる利便性の向上
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		マイナンバーカードを利用し、全国で利用可能
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	全国的にコンビニ交付への参加自治体が増加している。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		行政のみ発行が可能
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある	C	発行証明書の種類に各市との差異はある
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある		雲仙市は導入済　島原市未導入
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	郵送請求にかかる事務員の業務負担及び利用者の取得までの時間が短縮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		自治体基盤クラウドを活用する
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公平性は確保されている
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		一部対象者の優遇はない
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	事業を実施しなかった場合、証明書を市役所の開庁時間内に行く必要があり、市民のサービス利便性が大きく低下することとなる。
課題	初期導入費及び運用経費が大きい。 サーバーの設置場所やシステム構築にテスト運用が必要となる。
解決策	本市システム担当課、島原広域圏と協議し、最適な運用を探る

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		次年度、コンビニ交付の運用開始(R10)にむけて、サーバー設置とシステム構築を実施する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
		本市において、導入後のコンビニ交付サービスの利用率に課題があるものの、住民サービスの向上に寄与する重要性は認められる。まずは住民票・印鑑証明書・税証明の発行を優先的に導入することとし、戸籍・附票証明については慎重に検討を進めることとする。次年度の予算要求については、部局ごとの予算要求基準額を考慮し、必要な範囲内で対応することとする。											
備考													

様式4

整理番号	新-03

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費				担当部局	市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		庁舎照明器具取替工事(新規)					担当課室	加津佐支所	
							担当班	市民窓口班	
事業期間	令和	9	年度～令和	9	年度(1 年間)		実施区域	加津佐町	
総合計画 基本柱	8.協働行政		予算科目	会計区分	1.一般会計				
総合計画 政策	4.持続可能な財政運営			款(名称)	2	総務費			
総合計画 施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用			項(名称)	1	総務管理費			
総合計画 施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)			目(名称)	5	財産管理費			
総合計画 重点P									
根拠計画									

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

庁舎内には蛍光灯照明が多数設置されており、器具やランプの経年劣化が進んでいる。また、蛍光灯は製造・流通が縮小しており、今後は交換用ランプの確保が困難になることが見込まれる。さらに、消費電力が大きく、電気料金や維持管理費の負担が課題となっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

庁舎(執務室を除くすべて)の照明をLED化することにより、省エネルギー化を推進するとともに、電気料金及び維持管理費の削減を図る。また、照明環境の改善により、来庁者及び職員が利用しやすい庁舎環境を整備する。

(3)事業の概要

庁舎の蛍光灯照明をLED照明へ工事、更新する。
(①本工事　照明器具(会議室4台、相談室2台、宿直室3台、保存文書室4台、湯沸室1台、更衣室3台、浴室1台、倉庫4台、トイレ13台、廊下7台、欄下灯1台、裏入口1台、ポーチ4台、風除室4台)、②撤去工事(照明器具、ランプ))

(4)期待される効果

・LEDの長寿命化によるランプ交換や維持管理費の削減
・明るく安定した照明環境の確保による来庁者の利便性及び職員の執務環境の向上
・蛍光灯の製造終了等に伴う将来的な調達リスクへの対応

年度別の計画額の概要

	財源内訳		(千円)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	財源名称		補助率	0	2,880	0	0	
国庫								
県費								
起債								
特財								
一財				0	2,880	0	0	
年度別取組の概要					蛍光灯照明をLED照明へ工事、更新する。			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

整理番号	新-03

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	庁舎の省エネルギー化と利用環境の向上を図り、公共施設の適切な維持管理に資する
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		省エネルギー化による経費削減と環境負荷の低減を通じて、市民サービスの安定的な提供に寄与する
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	省エネルギー化や脱炭素社会への社会的要請が高まっており、公共施設にも対応が求められている
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		庁舎は市が管理する公共施設であり、その維持管理は行政が実施すべき責務である
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	執務室を除く対象箇所を一括更新することで、施工効率の向上と工事費の削減が図られ、事業規模は適正である
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣自治体においても庁舎照明のLED化が進められており、事業内容及び規模は妥当である
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	LED照明は省エネルギー性と長寿命に優れ、電気料金及び維持管理費の縮減が見込まれる
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		対象箇所を一括施行することで、施行効率の向上と工事費の縮減が図られる
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公の施設として設置するものであり、公平性を確保している
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公の施設として設置するものであり、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えるものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	蛍光灯照明の老朽化に伴う故障リスクや維持管理費の増加に加え、電気料金の高止まりが続く。また、蛍光ランプの供給縮小への対応が遅れ、安定した庁舎管理に支障をきたすおそれがある。
課題	工事期間中の庁舎利用への影響を最小限に抑えながら、安全かつ円滑に施工する必要がある
解決策	利用者の少ない時間帯に施工し、庁舎利用への影響を最小限に抑える

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		庁舎の省エネルギー化及び維持管理費の縮減を図るため、工事内容や施行時期を十分に調整し、効率的かつ円滑な施工に向けて事業を実施する											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		本件は、消費電力及び長期的な維持管理経費の削減に加え、脱炭素化の推進にも資すると見込まれることから必要性が認められるが、今後の施設の在り方や改修計画等を踏まえ、過剰な投資とならないよう事業範囲、施工方法を精査するとともに、他の経費との優先順位を見極めて、予算要求基準(シーリング)の範囲内で予算要求を行うこと。											
備考													

様式4

整理番号	新-04

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13500	予算事業名	予防対策(予防接種)事業				担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		予防接種事務のデジタル化事業					担当課室	こども未来課	
							担当班	こども保健班	
事業期間	令和	9	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	4.健康福祉	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.健康づくりの推進		款(名称)	4 衛生費
	施策	2.健康診査・健康相談等の充実		項(名称)	1 保健衛生費
	施策細分	4-1-2-②母子保健・予防接種の充実		目(名称)	3 予防費
	重点P	③便利な地域のための礎づくり			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

現在の予防接種手続きは紙媒体が中心であり、接種を受ける方ご自身にとっては接種券等の書類管理や予診票の都度の手書きが大きな負担となっているうえ、自治体や医療機関においても、接種券の郵送や費用請求などの事務作業が大きな課題となっている。 このことは、新型コロナウイルス感染症への対応においても、大きな課題として浮き彫りとなった。そこで、厚生労働省は、予防接種事務のデジタル化の推進を進めており、令和10年4月から全国の自治体が円滑にデジタル化へ移行できるよう、自治体を対象とした定期的なweb会議を実施しており、本市においても本事業の移行に備え令和9年度の予算計上が必要となる。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

令和4年12月9日に公布された改正予防接種法には、予防接種事務のデジタル化に必要な規定として、オンラインによる対象者確認の仕組みの導入等が盛り込まれ、令和8年6月1日に施行された。
予防接種事務のデジタル化を実現するためには、国及び自治体が連携・協力し、円滑な制度導入を図ることが不可欠である。

(3)事業の概要

■一次利用(予防接種の対象者・自治体・医療機関におけるデジタル化)
●医療保険におけるオンライン資格確認と同様に、個人番号カードによる接種対象者の確認の仕組みを導入。
●予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム(予予・請求システム)により、自治体の接種記録を管理するほか、自治体及び医療機関間の費用請求・支払事務を効率化。
■二次利用(予防接種データの利活用)
●予防接種の有効性・安全性の向上のための調査・研究を行うため、予防接種の実施状況や、副反応疑い報告に係る情報を含む匿名予防接種データベースを整備し、医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)等との連結解析を可能とする。
●匿名予防接種データベースの情報を、大学や研究機関等へ提供できるようにする。

(4)期待される効果

1) 行政の効率化(デジタル化により、紙媒体での記録や手作業によるデータ入力が不要となり、人的コストを削減できる。接種スケジュールの自動管理が可能となり、接種率や未接種者の割合をリアルタイムで把握し、施策立案に活用可能となる。) 2) 住民サービスの向上(接種履歴の簡易確認、接種案内の効率化、利便性の向上(住民が場所や時間を選んで接種を受けやすい環境を提供)
3) 長期的なコスト削減(紙の接種記録や郵送費が不要となり、費用削減につながる。業務効率化により職員の負担軽減につながり、他の業務へのリソース配分が可能になる。)

年度別の計画額の概要

財源内訳 (千円)			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	財源名称	補助率	0	7,078	3,768	3,768	
国庫				3,538	1,392	1,392	
県費							
起債							
特財							
一財				3,540	2,376	2,376	
年度別取組の概要				・健康管理システム改修費用 ・医療機関アプリの導入(初期費用) ・タブレット購入費用	・予予システム費用負担 ・アプリ利用料	・予予システム費用負担 ・アプリ利用料	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	新-04

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	地域全体の公衆衛生を向上させるという公益目的に合致している。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		接種履歴の管理が容易になることで、住民が自身の健康情報を適切に把握、健康意識の向上につながることより市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる	B	接種対象者が、幅広く医療機関を選択でき、安心して接種できるが、ITに不慣れな住民については、浸透するまで時間を要する。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		全国的に予防接種のデジタル化が進む中で、地域間格差を防ぐためにも南島原市での導入が必要。予防接種法により地方公共団体の責務に定められているため>
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	予防接種法により地方公共団体の責務に定められている。現在の接種事業を補完・強化する形でデジタル化を進めるため、過度な負担が生じないため。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		事業の内容や規模が、地域の実情や課題に適合しているため妥当である。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	自動通知や住民の利便性向上により、接種忘れや未接種者を減少させることが可能であり、必要性を理解した市民の接種率の向上を目的とした事業であるため。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		データ管理の自動化により職員の負担を軽減、さらに感染症対策や施策立案のスピードアップが図れる。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	今後乳幼児、高齢者など、接種対象の住民全員がデジタル化の恩恵を受けることができるため。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		ITに不慣れな住民に対しても、窓口対応や代行サービスを提供し、利用しやすい環境を整備、所得に関係なく誰もが平等にサービスを利用可能。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	1) 紙媒体での記録は紛失や破損のリスクがあり、住民が接種履歴を確認できない場合がある。 2) 接種履歴の管理や案内業務を手作業で行うため、職員の負担がさらに増加。紙媒体での管理は統計分析や施策立案に時間とコストがかかり、迅速な対応が難しい。 3) 接種率が低下することで、地域の集団免疫が弱まり、感染症流行時の対応が遅れる可能性がある。デジタル化されていない場合、対象者の特定に時間がかかり、迅速な対応が困難になる。
課題	1) 住民の利便性低下 2) 行政負担の増加 3) 公衆衛生への影響
解決策	1) デジタル化への投資(接種履歴を一元管理できるシステムを導入し、住民情報をデジタル化、オンラインでの予約・通知が可能な仕組みを構築し、住民の利便性の向上をはかる。) 2) 住民への周知と教育(デジタル化のメリットを周知し、説明会やサポートを提供、誰もが利用できる体制をつくる。) 3) 公衆衛生強化のための連携(地域の医療機関と協力し、デジタル化された情報を活用して接種率向上を図る。デジタル化されたデータを活用し、対象者へ迅速に予防接種を提供する。)

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		予防接種デジタル化は、公衆衛生の向上、行政効率の改善、住民サービスの利便性向上を目的とした公益性の高い事業である。また、現状の課題解決に必要であり、地域の実情に即した妥当性・有効性・公平性が認められるため、実施する意義は高い。ITに不慣れな住民に対して利用促進を強化(広報の充実)し、接種対象者の100%実施を目指す。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		国が令和10年4月までに予防接種事務のデジタル化を義務付けていることから、新規事業として採択する。次年度予算については、事業費を精査のうえ、必要額を計上し、円滑な実施に向けて対応すること。											
備考													

様式4

整理番号	新-05

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13610	予算事業名	プレコンセプションケア事業	担当部局	福祉保健部
個別事業名及び補助金名称		プレコンセプションケア事業		担当課室	こども未来課
				担当班	こども保健班
事業期間	令和 9 年度～令和 - 年度(年間)			実施区域	市全域

総合計画			予算科目		
	基本柱	4.健康福祉		会計区分	1.一般会計
	政策	5.児童福祉の充実		款（名称）	4 衛生費
	施策	1.子育て支援の充実		項（名称）	1 保健衛生費
	施策細分	4-5-1-①妊娠・出産・育児までの切れ目のない子育てしやすい環境づくり（総合戦略）		目（名称）	5 母子保健事業費
	重点P	③便利な地域のための礎づくり			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

性や健康に関する正しい知識の習得方法や相談する場所等について、若い世代に広く知られていない現状、及び知識不足による不妊やハイリスク妊娠の増加等を踏まえ、こども家庭庁は「プレコンセプションケア推進5か年計画」(男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組)を策定。
本市においても、出生数の減少や若年妊娠、予期せぬ妊娠等ハイリスク妊娠がみられるため、若年期からの健康管理や妊産婦の健康増進、虐待予防の観点から早期にプレコンセプションケアを実践する必要がある。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

男女を問わず全ての人に対して、ライフステージに応じた性や生殖に関する健康支援(正しい知識の普及と健康管理を促すための支援)を実施することにより、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行い、適切な行動を選択できるようなること、予期せぬ妊娠等ハイリスク妊娠を防ぐことを目的としている。

(3)事業の概要

対象者:市内高校生・小中学生・妊産婦及びそのパートナー
方　法:いのちの学習 (医師・助産師講話など)・赤ちゃん抱っこ体験・妊婦体験・パパママ教室など

(4)期待される効果

1)妊娠・出産の安全性向上(健康な妊娠が増加し、妊娠中の合併症リスクが軽減。予期せぬ妊娠のリスクが軽減。) 2)次世代の健康への影響(胎児期からの健康管理を通して、健全な子どもの成長を支援。) 3)地域全体の健康水準向上(妊娠前の健康改善が地域全体の健康意識向上につながる。) 4)少子化対策の推進(妊娠・出産に安心感を持てる環境を整備することで、子育てを希望する家庭が増加。) 5)医療費の削減(妊娠中の合併症予防による医療費の負担軽減が期待される。)

年度別の計画額の概要

財源内訳 (千円)			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	財源名称	補助率	0	409	271	271	
国庫				174	134	134	
県費							
起債							
特財							
一財				235	137	137	
年度別取組の概要				医師・助産師いのちの学習講話・育児体験学習など	医師・助産師いのちの学習講話・育児体験学習など	医師・助産師いのちの学習講話・育児体験学習など	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	新-05

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	妊娠前からの健康管理を支援することで、母子の健康向上や出生後の社会的負担軽減につながるため公益性は高い。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		母子の健康維持及び疾病の早期発見等、市民の利益に寄与しているため。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	若年妊娠や予期せぬ妊娠等ハイリスク妊娠がみられるため、早期からのプレコンセプションケアが必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		厚生労働省などが推進する「妊娠前からの健康管理」政策に対応し、地域として実施する必要性がある。母子保健法により地方公共団体の責務に定められているため。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	母子保健法により地方公共団体の責務に定められているため。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		南島原市の人口動態や出生率の低下を踏まえ、事業の必要性が高く均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	ライフステージに応じた支援事業を展開することで効果を高めることが期待できる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		学校や産科医療機関等、関係機関との連携を図ることにより、地域の実態に応じた支援を行うことができる。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	妊娠を希望するすべての住民に平等に利用機会を提供するため、公平性が認められる。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内8地区にて講話を実施しているため、公平性が認められる。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		妊娠前に適切な健康管理が行われない場合、妊娠糖尿病、妊娠高血圧症候群などの発生率が高まり、母体の健康が損なわれる可能性がでてくる。また、妊娠前の栄養不足や生活習慣の不備が胎児の発育に悪影響を及ぼし、早産や低出生体重児の増加も懸念される。 妊娠・出産へのハードルが高くなることで、結婚や出産を希望する若い世代の減少につながる。次世代育成が十分に行われない場合、地域の人口減少や活力低下につながる可能性がある。
	課題	1) 妊娠・出産に伴うリスクの増加　2) 次世代への負の影響　3) 地域社会への影響(少子化の進行、医療費の増加、地域活力の低下など)
	解決策	1)次世代の健康促進(胎児期からの健康を支援し、子どもたちの健全な成長を促す。)　2)妊婦健診、栄養指導、生活習慣改善を通じて、妊娠中のリスクを軽減する。 3)啓発活動(妊娠前の健康管理の重要性を広く地域住民に周知) 4)夫婦で取り組む事業として、男性の健康管理や妊娠準備に関する啓発も行う。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		プレコンセプションケア事業は、母子の健康向上、地域社会の活性化、医療費削減など公益性の高い事業である。また、妊娠前からの健康管理の必要性が明確であり、地域の実情に即した妥当性・有効性・公平性を備えているため、実施する意義は十分ある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		本件は、全国的な取組みとして推進されているため、国民健康保険の被保険者に限定した特別会計事業から、市民を対象とした一般会計事業へ組み替え、展開することについて、一定の合理性及び必要性が認められる。なお、事業の実施にあたっては、今後、全国的に取組みが進展することが見込まれることから、他自治体の先行事例や国の動向を注視すること。											
備考													

様式4

整理番号	新-06

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12301	予算事業名	安心な医療体制の確保推進事業				担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		島原市医師会看護学校支援補助金					担当課室	健康づくり課	
							担当班	健康保険班	
事業期間	令和	8	年度～令和	10	年度(	3 年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	4.健康福祉	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.医療体制の充実		款（名称）	4 衛生費
	施策	1.医療体制の充実		項（名称）	1 保健衛生費
	施策細分	4-2-1-①安心な医療体制の確保(総合戦略)		目（名称）	1 保健衛生総務費
	重点P				
根拠計画		島原市医師会看護学校支援補助金			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

少子化に伴う高校生の減少、新型コロナでの激務を目のあたりにした保護者・生徒の医療職離れ、長崎県央看護学校が3年過程を開設したことなどによる入学者減少があり,入学者が年々減少し、看護学校事態の存続が厳しくなっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

若者の人口流出抑制対策、看護職員を志望する生徒の受け皿として、また、県南医療圏の安定した医療提供体制を確保するために補助は必要である。

(3)事業の概要

島原半島唯一の看護学校の存続のために、県と半島三市よる時限的な緊急支援が必要であると考えるため、県と半島三市で3年間、過去5年間の卒業者の就業先と入学生の出身地で按分して補助金を支払い、支援を行う。
支援の実質的な負担割合は、国:1/2、県:1/4、半島三市:1/4とする。

(4)期待される効果

入学者が増えることにより島原半島の安定した医療提供体制を確保できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	1,270	1,900	1,900	0	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			1,270	1,900	1,900		
年度別取組の概要			補正予算				

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	新-06

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	看護学校存続により公益性がある
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		看護師を育成することにより、市民全体の利益に寄与する
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	看護師不足で病院存続も厳しいので市民も求めている
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		医師会、看護学校だけでは厳しいので必要性はある
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	看護学校存続のために必要である
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		均衡は欠いていない
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	b.一部改善の余地あり	B	現時点では、3年間の時限措置と考えているが、入学者が増えれば効果があると考える
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		適切な手法である
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	看護師の育成を図ることは公平だと考える
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		与えていない
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		島原市医師会看護学校が閉校となれば、若者の半島外への流出がより進行することや地域医療を担う看護職員の確保が一層困難になることが想定され、安定した医療提供体制を確保できなくなる。
	課題	人口減少、医療職離れにより、入学者が年々減少していて看護学校自体の存続が難しくなってるため、援助が必要である。
	解決策	島原半島の安定した医療提供体制を存続するために、補助は必要である。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	補正新規
		補助金を出すことで経営安定化をはかり、その間経営方針を見直し、普及活動も積極的に行い、看護学校も存続に積極的に取り組む必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	B	評価区分	補正新規
		本件は、看護人材の確保及び地域医療を支える観点から、時限的な緊急支援措置としての一定の合理性及び必要性が認められるが、恒常的な財政負担を前提とするものではないことに留意すること。											
備考													

様式4

整理番号	新-07

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14008	予算事業名	農業振興支援事業				担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		地域農業構造転換支援対策事業					担当課室	農林課	
							担当班	農業経営班	
事業期間	令和	9	年度～令和	12	年度(	4 年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	1	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興		款（名称）	6	農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化〈農林業〉		項（名称）	1	農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化（総合戦略）		目（名称）	3	農業振興費
	重点P					
根拠計画	-					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

本市農業者の急速な減少に対応し、農業生産や地域を維持するためには、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、担い手の育成・確保に向けた、地域農業の構造転換を集中的に推し進める必要がある。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善や新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。

(3)事業の概要

・地域農業構造転換支援事業（認定農業者、認定新規就農者等）
経営改善に必要な機械等の導入等を支援（3/10、定額）

・新規就農者チャレンジ事業（認定新規就農者）
経営発展を目指す新規就農者に必要な機械等の導入等の取組を支援（3/10、定額）

(4)期待される効果

・地域の中核となる担い手の経営改善や新規就農者の経営発展等

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			0	10,000	10,000	10,000	
国庫							
県費				10,000	10,000	10,000	
起債							
特財							
一財			0	0	0	0	
年度別取組の概要				4経営体	4経営体	4経営体	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	新-07

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	国の補助事業として実施。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		農業の担い手を対象している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市内農家から相談が寄せられている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市町村が間接補助事業者となり、役割分担は明確化してある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある	B	事業実施が確定した後に更に事業希望者を募集する
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市において事業に取り組んでいる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	農業の事業計画によって採択されるため、事業効果は明確化している。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国や県の要綱に沿い事業に取り組んでいく。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	広く要望可能であり、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特権的な事案はない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	この事業以外では、中小規模の認定農業者等が1戸で取り組むには対象外または事業採択要件が厳しい。
課題	事業の実施に際して、申請者の事業要件確認のための準備期間が必要である。
解決策	年1回は各種事業をパンフレット等で紹介し、早めの協議を行うようにする。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
	農業者の経営目標に即した事業申請ができるよう事業を創設したい。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
	所管課の方向性のとおり、新規事業として採択するが、事業費の精査をしっかり行うこと。												
備考													

様式4

整理番号	新-08

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14102	予算事業名	畜産振興支援事業	担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称		ながさき気候変動総合対策事業		担当課室	農林課
				担当班	農産班
事業期間	令和 8 年度～令和 - 年度（ 年間）			実施区域	市全域

総合計画			予算科目			
	基本柱	3.産業経済		会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興		款（名称）	6	農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化〈農林業〉		項（名称）	1	農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化（総合戦略）		目（名称）	5	畜産業費
	重点P	該当しない				
根拠計画		－				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

西南暖地である本市において、畜舎における暑熱環境は悪化しており、県が策定したながさき農業気候変動総合対策事業を契機として、畜産農家の暑熱環境悪化による生産性低下を防ぐ必要がある。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

猛暑や豪雨等気候変動の影響により畜産物の収量・品質低下・作業性の悪化等の課題が生じており、本市の農業の持続のため取組支援が早急に求められている。

(3)事業の概要

【事業実施主体】市町、畜産クラスター協議会等
・畜舎の暑熱対策資機材（県1/3、市1/10）
・高耐暑性種雄牛の精液利用（県1/2、市1頭当たり3,000円以上）
・高耐暑性雌牛の導入（県5万円/頭、市1万5千円/頭）

(4)期待される効果

暑熱耐性の高い乳用牛を導入するとともに、畜舎の暑熱資機材を導入し、畜舎内の室温の上昇を抑制することで畜舎内のストレスを軽減し、生産性の向上が期待できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	財源名称	補助率	3,835	0	0	0	
国庫							
県費			2,950				
起債							
特財							
一財			885				
年度別取組の概要			補正予算 高耐暑性雌牛の導入 59頭	未定	未定	未定	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	新-08

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	牛乳の質や搾乳量の向上は酪農業の活性化に向けて必要な取り組みである。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		畜産農家に対して利益を寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	畜産業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		畜産業の経営安定が期待できることから、市が実施する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	厳しい経営状況であるため、一定の支援が必要である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		補助対象経費や補助率等、均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	畜産業の経営安定が期待できる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も最適である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	要件を満たしていれば申請できるため、公平である。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特権的な恩恵は与えていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	昨今の気温の上昇により、畜産物の収量や品質が低下し、経営の悪化を招く。
課題	気温の上昇で畜産物の収量や品質が低下するとともに、農業資材の高騰により、経営の悪化が予想される。
解決策	高耐暑性雌牛や畜舎の暑熱対策機材等の導入により、畜産物の収量や品質を上昇させ、所得の向上に繋がる。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		本事業は畜産業の生産性の向上に繋がるため不可欠な事業であり、関係各所との連携を密にし、今後も継続していく必要があると考えている。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	新-09

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		予算事業名					担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称		堂崎港埋立地整備事業（土地造成）					担当課室	建設課	
							担当班	建設改良班	
事業期間	令和	9	年度～令和	9	年度（	1 年間）	実施区域	有家町	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	
	政策	3.商工業の振興		款（名称）	
	施策	1.経営基盤の強化〈商工業〉		項（名称）	
	施策細分	3-3-1-⑥創業・起業促進と生産性向上の支援（総合戦略）		目（名称）	
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

（1）事業・制度の背景（現状と課題）

堂崎港の埋め立てが完了し、港内の新たに生じた土地の登記並びに購入がなされ、港内の整備を実施しており、港内の道路、水道、防火施設、公園等の施設の新設事業も進捗を図っており、土地が開発許可申請の該当面積にっ達しており、敷地と道路排水施設の流行や、排水面積を計算値と近似したものへ、造成する必要があるが、現状では起伏があり、計画されている方向への雨水の流下が困難である。

（2）事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

敷地の土砂が不足している現状であるが、起伏を排除した地形へ整形し、計画方向への雨水等の流下を促し、本造成地並びに関係施設の供用開始を目的としている。

（3）事業の概要

整備面積　＝14万㎡

（4）期待される効果

敷地を整形し、計画方向への雨水等の流下を促し、本造成地並に、隣接する市道、港湾道路の供用が可能となり、市民の利便性が向上される。

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			0	35,000	0	0	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				35,000			
年度別取組の概要				整備面積 140,000㎡			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	新-09

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	事業実施により、隣接する市道、港湾道路の供用が可能となり、地域社会の公益があると考える。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		公共施設整備の基盤を築、道路、公園、防災機能の向上等が実現され、市民全体の利益に寄与する。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	公共施設整備の基盤となるものであり、供用される施設もあり、利便性が向上し市民ニーズも認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		公共用地であり、所有者である行政が実施し、隣接施設のと共に供用をする必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	規模については、公共埋立地であるため、適切と考える。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		同様の事業の実施がある
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	事業の目的は、開発完了により進捗が図れる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		公共による事業執行が最適である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	関係法令や行政手続きに基づき適正に執行され、特定の利益ではなく公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		関連施設を含め公共地のため、特権的な恩恵はない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		関係施設の供用もできず、道路や公園の利用ができない。
	課題	関係法令や行政手続きに時間を要していることから、関連工事との発注調整が必要となる。
	解決策	関係各所との連携や、情報共有を的確に行い、早期完成を目指す。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		関係各所との連携を密にし、事業の早期完成を目指す。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		堂崎港埋立地企業誘致における必要なインフラ整備であることから、所管課における方向性のとおり、新規事業として採択する。次年度の予算要求の際は、事業費の精査及び再度財源の確保について努めること。											
備考													

様式4

整理番号	新-10

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称		市道永峯2号線、堀切湯河内線、大窪横線、下萩原大窪線道路改良事業					担当課室	建設課	
							担当班	建設改良班	
事業期間	令和	9	年度～令和	13	年度(	5 年間)	実施区域	有家町	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実		款（名称）	8	土木費
	施策	1.道路網の整備		項（名称）	2	道路橋りょう費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)		目（名称）	3	道路新設改良費
	重点P					
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

鮎帰りの滝周辺整備事業において、管理棟の建設、公園の整備が計画され公園の整備には、駐車場の整備も計画されている。この事業での集客効果は大きくなる見込みではあるが、連絡している市道が狭小であり離合できる場所がほぼない状況である。現道では、地域の住民の通行にも支障をきたしている状況でもあり、施設への観光客の増加による交通量の増加には対応できない道路となっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

県道雲仙有家線より鮎帰りの滝へ連絡する道路、市道永峯2号線、堀切湯河内線、大窪横線、下萩原大窪線は、狭小区間が連続しており、道路の老朽化も進んでいる。また県道との交差点は交差角鋭角であり、車両通行に支障がある状況でもある。そのため道路の線形計上、幅員等を改良し、地域住民や観光客の通行の安全性や利便性の向上を図り市民や観光者へ安心して通行できる道路の提供を目的としている。

(3)事業の概要

測量設計業務　　L=800m
補償費調査1式
用地補償　1式
道路改良工事　L=800m

(4)期待される効果

観光道路、地区間道路としての機能の向上、安全な通行を確保できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	0	52,200	67,800	71,800	
国庫							
県費							
起債	過疎対策事業債		0	52,200	67,800	71,800	
特財							
一財							
年度別取組の概要				測量設計業務 L=800m	補償調査1式 用地補償　1式 道路改良工事 L=130m	道路改良工事 L=250m	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	新-10

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の市道規格では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	公共施設や地区間の連絡道路として必要な規模である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		連絡道路として改良する路線としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		地域住民や観光客の通行の安全性や利便性が提供が行いない状況となり、交通量の増加による離合党ができず、安全な通行を確保できない。
	課題	鮎帰りの滝周辺整備事業との財源、進捗、地元関係者、地権者との調整
	解決策	観光振興部局と情報を共有し、財源を確保しながら進捗を図る。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		鮎帰りの滝周辺整備事業との関連性が高いため、進捗を図り安全な道路の提供をする必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		鮎帰りの滝公園整備事業との関連もあることから、所管課の方向性のとおり令和9年度の予算要求を可とする。											
備考													

様式4

整理番号	新-11

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称		市道宮ノ下白崎線道路改良事業					担当課室	建設課	
							担当班	建設改良班	
事業期間	令和	9	年度～令和	11	年度(	3 年間)	実施区域	有家町	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.交通環境の充実		款（名称）	8 土木費
	施策	1.道路網の整備		項（名称）	2 道路橋りょう費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)		目（名称）	3 道路新設改良費
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

都市再生整備計画事業において、市の中心部である西有家・有家地区を、市の中心拠点として行政や医療など多様な都市機能の立地、集積を図る必要がある地域であるが、人口減少が進んでおり、都市機能の維持が困難な状況にあり、都市機能を維持していくための人口集積を図ることを目的とし、市道宮ノ下白崎線(県道雲仙有家線～市道有田隈田線区間)を整備し、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりを行っていく。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

市道宮ノ下白崎線の、県道雲仙有家線と市道有田隈田線間には、有家庁舎がありまた、その区間については、島原鉄道のバス停も存在しており人が集まりやすい場所ともなっている。さらに、県道との交差点部分は、信号交差点で2車線化されており、市道有田隈田線においては、2車線の市道であり、本市道の車線減少が、車両さらには歩行者の利便性、安全性を著しく疎外しており、この間の2車線化を行い市民の求める街づくりの礎とする。

(3)事業の概要

測量設計業務　L=250m
補償費調査　1式
用地補償　1式
道路改良工事　L=250m

(4)期待される効果

都市機能を維持していくための人口集積を図り、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりの礎となる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
(千円)			0	26,300	170,800	51,300	
国庫	都市構造再編集中支援事業	1/2		13,000	82,000	20,000	
県費							
起債	過疎対策事業債	100%		13,300	83,800	31,300	
特財							
一財					5,000		
年度別取組の概要				測量設計業務 L=250m	補償調査1式 用地補償　1式 道路改良工事 L=100m	道路改良工事 L=150m	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	新-11

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の市道規格では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	他地区との連絡道路として必要な規模である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		連絡道路として改良する路線としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	すでに一部区間2車線化している路線でもあり、同規格の道路として連続性をもたせる必要性もあり、道路沿線には、有家庁舎、バス停も存在しているがこのままの状態では、連絡道路としての機能が果たせず、道路網の利便性に欠け、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりの基盤の構築に支障をもたらす。
課題	本路線には、住居や事業所が近接しており、移転補償等の交渉が難航する可能性がある。
解決策	測量設計の際、説明会を効果的に開催し、地元関係者や地権者の意向を考察し、最良な設計にてアプローチを行う。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		2車線道路として連続性をもたせることにより、連絡道路としての機能が充実し、道路網の利便性が向上し、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりの基盤の構築が図れる。											
	市長評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	不可
		現時点において、計画区間の整備に早急に取り組まなければならないものとは言えないと判断する。											
備考													

様式4

整理番号	新-12

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称		市道堂崎港内線(仮称)道路改良事業					担当課室	建設課	
							担当班	建設改良班	
事業期間	令和	9	年度～令和	9	年度(	1 年間)	実施区域	有家町	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.交通環境の充実		款（名称）	8 土木費
	施策	1.道路網の整備		項（名称）	2 道路橋りょう費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)		目（名称）	3 道路新設改良費
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

南島原市有家町大苑の堂崎港埋立地の開発に伴う土地の有効活用の促進のため、港内道路の整備を長崎県島原振興局と合同で行い港内の車両通行の循環性並びに通行の安全性を向上させ、土地利用の利便性の確保を図る。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

土地開発に必要な要件を確保するため、市道と島原振興局河港課の港湾道路の新設を同時並行で実施し、堂崎港内の道路の循環性を確保しまた、道路排水施設を配置することで、迅速な排水を確保し、土地機能を向上させる。

(3)事業の概要

用地 1式
道路改良工事 L=380m

(4)期待される効果

道路の新設を行うことにより、道路に面する開発地の機能、利便性が向上し今後の、利活用計画の礎となる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	0	116,200	0	0	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				116,200			
年度別取組の概要				用地 1式 道路改良工事 L=380m			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	新-12

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現状は道路が存在しない開発地であり、車両通行や歩行者の通行が確保できていない。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路として車両通行や歩行者の通行が確保できていないため、早期拡幅改良工事が必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路新設が基本である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	他地区との連絡道路として必要な規模である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		連絡道路として新設する路線としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路新設を行うことが最適と考える。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	一部開発を終えている箇所であり、港内全体を同規模の道路網で循環させることが、土地開発には必須となり、もし実施しない場合、港内の開発が遅延する恐れもある。
課題	現時点では、財源調整が課題となる。
解決策	財政課との協議により、適切な財源を確保する。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
	今後の港内の利活用計画に密接に関係し、開発地の有効利用の要となると考えており、重要な事業と評価している。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
	堂崎港埋立地企業誘致における必要なインフラ整備であることから、所管課における方向性のとおり、新規事業として採択する。次年度の予算要求の際は、事業費の精査及び再度財源の確保について努めること。												
備考													

様式4

整理番号	新-13

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称		市道下清谷線緊急自然災害防止対策事業					担当課室	建設課	
							担当班	維持防災班	
事業期間	令和	9	年度～令和	9	年度（	1 年間）	実施区域	南有馬町	

総合計画			予算科目			
	基本柱	6.安全安心		会計区分	1.一般会計	
	政策	1.災害に強いまちづくり		款（名称）	8	土木費
	施策	1.防災・減災対策の推進		項（名称）	2	道路橋りょう費
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進		目（名称）	2	道路維持費
	重点P	該当しない				
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

市道下清谷線の路肩法面が風雨で崩落し、隣接土地への土砂流入被害が発生している。また、今後、大雨等により災害が発生した場合、隣接土地への土砂流入等の災害が懸念される。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

大雨時に法面部からの隣接農地への土砂流入や道路路肩の崩壊などの災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活環境が確保される。

(3)事業の概要

令和9年度　整備工事(張コンクリート工A=500m2)

(4)期待される効果

市道下清谷線及び周辺の集中豪雨等における土地への土砂流入及び道路路肩崩壊等の災害を防止し、市民の安全安心な生活環境を確保できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	0	10,000	0	0	
国庫							
県費							
起債	緊急自然災害防止対策事業債			10,000			
特財							
一財							
年度別取組の概要				整備工事 A=500m2			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	新-13

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道の法面対策であり、安心安全な生活環境を確保するため、公益性は認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市道の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市道の法面工事であり、法面崩壊対策以外の手法は考えられない。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象法面の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。
	課題	なし
	解決策	なし

次年度に向けた方向性														
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが確実と確認できれば、令和9年度予算要求を可とする。												
備考														

様式4

整理番号	新-14

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業	担当部局	建設部
個別事業名及び補助金名称		市道山ノ田川原端線緊急自然災害防止対策事業		担当課室	建設課
				担当班	維持防災班
事業期間	令和 9 年度～令和 9 年度（ 1 年間）			実施区域	深江町

総合計画		予算科目		
基本柱	6.安全安心	会計区分	1.一般会計	
政策	1.災害に強いまちづくり	款（名称）	8	土木費
施策	1.防災・減災対策の推進	項（名称）	2	道路橋りょう費
施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進	目（名称）	2	道路維持費
重点P	該当しない			
根拠計画				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

市道山ノ田川原端線の路肩法面が風雨で崩落し、隣接土地(道の駅ひまわり)への土砂流入被害が発生している。また、今後、大雨等により災害が発生した場合、隣接土地への土砂流入等の災害が懸念される。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

大雨時に法面部からの隣接農地への土砂流入や道路路肩の崩壊などの災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活環境が確保される。

(3)事業の概要

令和9年度　整備工事(張コンクリート工A=600m2)

(4)期待される効果

市道山ノ田川原端線及び周辺の集中豪雨等における土地への土砂流入及び道路路肩崩壊等の災害を防止し、市民の安全安心な生活環境を確保できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			0	13,000	0	0	
国庫							
県費							
起債	緊急自然災害防止対策事業債			13,000			
特財							
一財							
年度別取組の概要				整備工事 A=600m2			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	新-14

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道の法面対策であり、安心安全な生活環境を確保するため、公益性は認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市道の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市道の法面工事であり、法面崩壊対策以外の手法は考えられない。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象法面の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。
	課題	なし
	解決策	なし

次年度に向けた方向性														
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが確実と確認できれば、令和9年度予算要求を可とする。												
備考														

様式4

整理番号	新-15

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称		市道町早崎循環線緊急自然災害防止対策事業					担当課室	建設課	
							担当班	維持防災班	
事業期間	令和	9	年度～令和	10	年度(	2 年間)	実施区域	口之津町	

総合計画	基本柱	6.安全安心	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.災害に強いまちづくり		款（名称）	8 土木費
	施策	1.防災・減災対策の推進		項（名称）	2 道路橋りょう費
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進		目（名称）	2 道路維持費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

市道町早崎循環線の路肩法面が風雨で崩落し、隣接土地への土砂流入被害が発生している。また、今後、大雨等により災害が発生した場合、隣接土地への土砂流入等の災害が懸念される。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

大雨時に法面部からの隣接農地への土砂流入や道路路肩の崩壊などの災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活環境が確保される。

(3)事業の概要

令和9年度　整備工事(張コンクリート工A=3,000m2)
令和10年度　整備工事(張コンクリート工A=3,000m2)

(4)期待される効果

市道町早崎循環線及び周辺の集中豪雨等における土地への土砂流入及び道路路肩崩壊等の災害を防止し、市民の安全安心な生活環境を確保できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
(千円)			0	33,000	30,000	0	
国庫							
県費							
起債	緊急自然災害防止対策事業債			33,000	30,000		
特財							
一財							
年度別取組の概要				整備工事 A=3,000m2	整備工事 A=3,000m2		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	新-15

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道の法面対策であり、安心安全な生活環境を確保するため、公益性は認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市道の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市道の法面工事であり、法面崩壊対策以外の手法は考えられない。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象法面の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。
	課題	なし
	解決策	なし

次年度に向けた方向性														
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが確実と確認できれば、令和9年度予算要求を可とする。												
備考														

様式4

整理番号	新-16

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15100	予算事業名	河川維持管理事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称		普通河川下小松川緊急自然災害防止対策事業					担当課室	建設課	
							担当班	維持防災班	
事業期間	令和	9	年度～令和	9	年度（	1 年間）	実施区域	加津佐町	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実		款（名称）	8 土木費
	施策	5.港湾・河川の整備		項（名称）	3 河川費
	施策細分	7-2-5-②河川の整備		目（名称）	1 河川総務費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

普通河川下小松川の護岸が吸出し等により、既設石積等が孕んでおり、隣接土地の沈下が発生している。今後、想定される豪雨や台風等が発生した際、現在の護岸の状態では決壊等により、隣接土地への被害が発生する可能性がある。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

豪雨や台風時による護岸の崩壊等の災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活環境が確保される。

(3)事業の概要

令和9年度　整備工事(コンクリートブロック積A=130m2)

(4)期待される効果

豪雨や台風等による護岸の崩壊等の災害を防止し、市民の安全安心な生活環境を確保できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	0	20,000	0	0	
国庫							
県費							
起債	緊急自然災害防止対策事業債			20,000			
特財							
一財							
年度別取組の概要				整備工事 A=130m2			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	新-16

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	護岸整備であり、安心安全な生活環境を確保するため、公益性は認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		河川護岸であり、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		準用河川は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	河川護岸の崩壊が想定される箇所であり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		河川の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		河川護岸の整備であり、別の手法は考えられない。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	河川護岸であり公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		河川護岸であり、特権的な恩恵は与えていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象法面の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。
	課題	なし
	解決策	なし

次年度に向けた方向性														
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが確実と確認できれば、令和9年度予算要求を可とする。												
備考														

様式4

整理番号	新-17

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		予算事業名					担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称		堂崎港埋立地整備事業(緑地等)					担当課室	都市計画課	
							担当班	都市計画班	
事業期間	令和	9	年度～令和	10	年度(	2 年間)	実施区域	有家町	
総合計画 基本柱	3.産業経済		予算科目	会計区分					
総合計画 政策	5.雇用の拡大			款(名称)					
総合計画 施策	1.企業立地の促進と就業支援			項(名称)					
総合計画 施策細分	3-5-1-①企業誘致の強化(総合戦略)			目(名称)					
総合計画 重点P									
根拠計画									

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

人口減少による少子高齢化や人手不足、地域経済の縮小が本市における重要な課題となっており、この課題解決のため、企業誘致に積極的に取り組み、企業誘致用地として、堂崎港埋立地を整備する。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

企業を誘致することで産業の振興と雇用の拡大を図る。また、緑地、広場を整備することにより新たな地域において良好な生活環境を確保する。

(3)事業の概要

開発許可申請用地A＝15.45haの約3%の用地を緑地又は広場として整備する。

(4)期待される効果

誘致した企業により、雇用を創出し地域経済の拡大を目指す。

年度別の計画額の概要

財源内訳 (千円)	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			0	94,388	0	0	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				94,388			
年度別取組の概要				緑地、広場整備一式 開発許可手数料等			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

整理番号	新-17

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	雇用の確保による地域経済活性化に寄与し、緑地・広場の整備は誰もが利用できる施設である。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		堂崎港埋立地を整備することにより雇用創出による地域活性化、広場整備による福祉の増進等に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	関連企業の集積や新たな投資が促進される。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市所有の埋立地であるので道路、水道、広場等の社会インフラは市が整備するものである。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	工業用地として誘致するには適正な事業規模である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市においても同様に埋立地を整備して分譲募集している。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	企業を誘致することで雇用を創出し、地域経済の活性化を期待している。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		最適な手法である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	企業誘致については公平が保てるようHP等で周知し、整備する緑地・公園は幅広く市民が利用できる。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		企業誘致については地域の特定はなく、幅広く募集をかける。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	堂崎港埋立地の整備は、対象面積が15.45haあり、都市計画法で緑地・広場を整備するよう定められているので、整備できなかった場合は堂崎港埋立地に企業を誘致できなり、産業の振興と雇用の拡大など当初期待した効果が得られない。
課題	募集する企業に対して積極的な働きかけを行いながら、道路、水道、消防施設、緑地・広場などの整備を同時に行うので関係部局の連携が不可欠である。
解決策	関係部局と情報共有に努め、可能な限り前倒しで事業を進めていく。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
	本事業を継続することは、雇用の場の創出にも繋がるため、この事業は、地域経済の縮小の防止策として、不可欠な事業であり、誘致企業への働きかけや用地整備は今後も継続していく必要があると考えている。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
	堂崎港埋立地企業誘致における必要なインフラ整備であることから、所管課における方向性のとおり、新規事業として採択するが、トイレ整備については今後の進捗をもって判断するため保留とする。次年度の予算要求の際は、事業費の精査及び再度財源の確保について努めること。												
備考													

様式4

整理番号	新-18

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15602	予算事業名	建築行政費				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称		空家除却費補助金(市単独分)					担当課室	都市計画課	
							担当班	都市計画班	
事業期間	令和	9	年度～令和	11	年度(	3 年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実		款(名称)	8 土木費
	施策	2.美しい景観づくり		項(名称)	6 住宅費
	施策細分	7-2-2-③空き家等対策の推進(総合戦略)		目(名称)	1 住宅管理費
	重点P				
根拠計画		南島原市空家等対策計画			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

近年、全国的な人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化により空家等の数が年々増加し、老朽化による建築部材の落下や飛散といった保安上の問題、住みたくなるような良好な街並みを阻害する景観上の問題等、非常に多岐に渡る問題によって地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、全国的に大きな社会問題となっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「南島原市空家等対策計画」を策定し、管理不全な空き家等を解消するための除却に向けた支援や空家等の適正管理、利活用の促進を図る。

(3)事業の概要

老朽化等による危険な空き建築物の除却を行う者に対して補助金を交付する。補助対象経費は補助対象建築物の除却工事費と住宅地区改良事業等補助金交付要領第4-4-(1)の規定に基づき国土交通大臣がその年に定める標準除却費を補助対象建築物の床面積に乗じて得た額とのいずれか少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とする。補助金の額は、補助対象経費に4分の1乗じて得た額として、40万円を上限とする。

(4)期待される効果

適切に管理されていない空き家等だけでなく、小屋、店舗等の空き建築物も、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、国費対象とならない空き建築物の除却を支援し、地域の安全確保と良好な生活環境の保全により、魅力的なまちとする。

年度別の計画額の概要

財源内訳 (千円)	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			0	2,000	2,000	2,000	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			0	2,000	2,000	2,000	
年度別取組の概要				危険空家除却支援補助金(市単独分)5件	危険空家除却支援補助金(市単独分)5件	危険空家除却支援補助金(市単独分)5件	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	利用しない

整理番号	新-18

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	人口減少等により市内空き家等は増加する一方で、地域の住環境に悪影響を及ぼす空き家等への対策は必要である。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		空き家等を除却し、住みたくなるような良好な街並みを維持していく。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	今まで対象とならなかった小屋、店舗等の処分については所有者の関心も高く、市の支援策が求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		補助金交付については民間委託等は不向きである。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	通学路、避難路等にある危険な空き建築物の相談が例年一定数ある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市を含め県内4市町で実施済である。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空き家だけでなく、空き建築物を除却し、管理不全空家等の解消を図り、市民の安全安心を確保する。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		除却以外には空家バンク、活用支援等が考えられるが、利活用できない不良建築物は除却しかありえない。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	補助対象なるかどうかを調査する不良度測定を実施しているので公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内全域にわたって空き建築物は存在し、補助対象は市内の存する建築物である。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、相続放棄等により空き家、空き建築物の数が年々増加し、老朽化による建築部材の落下や飛散といった保安上の問題、住みたくなるような良好な街並みを阻害する景観上の問題等、非常に多岐に渡る問題によって地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがある。
課題	空き家等の問題は所有者個人や地域住民だけでは解決できない問題であり、市の支援が求められてる。
解決策	老朽化による危険な空き家、空き建築物に対しては、除却費用の支援を行うが、危険な状況になる前の空き家については、空家相談会等を開催して、空き家の利活用の事例を紹介して管理不全な空家の発生を抑制してく。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、相続放棄により今後も増加する管理不全な空き家、空き建築物に対して、地域の安全確保と良好な生活環境の確保するために今後も継続して支援していく。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		倒壊の危険性がある付属屋が残る状況は、防災や安全対策の面で課題があると認識する。本事業は地域の安全確保と土地利用促進に一定の効果があると評価するため、対象付属屋の選定基準や補助金額の上限の見直しを行うこととする。次年度の予算要求については、部局の基準額を踏まえ、必要な範囲内で対応することとする。											
備考													

様式4

整理番号	新-19

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	16201	予算事業名	コミュニティプラント維持管理事業				担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称		コミュニティプラント長寿命化事業					担当課室	上下水道課	
							担当班	下水道班	
事業期間	令和	9	年度～令和	10	年度（	2 年間）	実施区域	深江町	
総合計画 基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分	1.一般会計				
総合計画 政策	2.生活環境の充実			款（名称）	4	衛生費			
総合計画 施策	4.生活排水の処理			項（名称）	2	清掃費			
総合計画 施策細分	7-2-4-①適正な排水処理			目（名称）	3	し尿処理費			
総合計画 重点P									
根拠計画									

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

深江町大野木場団地の生活排水の処理場として、平成7年10月の供用開始から30年以上経過し機器が耐用年数に達している。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

処理場の建て替え又は長寿命化の検討を令和5年度に実施した結果、コンクリート構造物の損傷が軽微なため機器更新にて長寿命化をしたほうが良いため。

(3)事業の概要

処理場内の主要な電気・機械の更新
R9年度　工事　¥215,000千円
R10年度　工事　¥255,607千円

(4)期待される効果

安定的な処理場の運営が可能となる

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			0	215,000	255,607	0	
国庫				0	0		
県費				0	0		
起債	一般廃棄物事業債	75%		161,200	191,700		
特財				0	0		
一財				53,800	63,907		
年度別取組の概要				工事	工事		

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	新-19

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	生活排水対策のため公益性がある
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		建て替えるよりも財政的に有利である
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	生活排水対策は現在においては当然のことである
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		生活排水対策は行政が実施する必要性がある
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	建て替えるよりも財政的に有利で安定運営のために必然である
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の事業はないが、長寿命化計画策定業務で検討した結果均衡を欠いているとは言えない
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	処理場の安定運営に発揮できる
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業費に対して延命化は最適である 修繕での対応は限界がある
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	生活排水対策であるため公平である
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		同一地域、同一対象者すべてに恩恵があるため問題ない
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	・処理場が機能を失い、1日110㎥の汚水をどこかで処理しないといけなくなる ・現実的な対応がかなり困難だと推測される ・機能の回復まで2年かかる
課題	・国の補助金がない ・近年の物価上昇により工事費が著しく上がっている
解決策	・起債を財源に早期に発注した方が良い

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		処理場の安定運営のため必要である											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	新-20

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12620	予算事業名	南有馬衛生センター費				担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称		し尿処理施設更新事業					担当課室	衛生業務課	
							担当班	衛生総務班	
事業期間	令和	9	年度～令和	19	年度（	11 年間）	実施区域	南有馬町	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実		款（名称）	4 衛生費
	施策	4.生活排水の処理		項（名称）	2 清掃費
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理		目（名称）	3 し尿処理費
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

令和3年度に基幹改良(15年計画)し、令和17年度に基幹改良後15年目を迎える。
令和5年度から深江衛生センターが中継施設となり、し尿処理施設の処理能力(130kL/日)以上の搬入量になることがある。近年、処理量の変化で大型浄化槽の清掃があった場合、想定外の処理に負荷がかかり脱水汚泥(助燃材)の含水率70%以下が困難になることがあり、助燃材を搬出している県央県南クリーンセンターから助燃材の含水率が70%以下で搬出するように指摘があっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

し尿処理を適正にするために、水処理方式(汚れを分解し浄化する仕組み)と汚泥処理・資源化方式(脱水汚泥の処分方法)を検討し、令和18年度に新たな、し尿処理施設を更新し既存のし尿処理施設を解体する必要がある。

(3)事業の概要

・令和9年度　精密機能検査および整備方針業務
・令和10年度　地域計画変更業務委託(環境課)
・令和11年度～令和13年度　施設整備基本計画・発注支援業務(令和13年度:入札事務)
・令和14年度～令和17年度　し尿処理施設新築工事(施工監理業務含む)
・令和16年度～令和17年度　既存のし尿処理施設の解体工事実施設計・発注支援業務
・令和18年度～令和19年度　既存のし尿処理施設の解体工事

(4)期待される効果

新たなし尿処理センターの助燃材が県南クリーンセンターの搬入要件を満たすことができる。

年度別の計画額の概要

	財源内訳		(千円)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		財源名称	補助率	0	14,218	0	19,800	
国庫	循環型社会形成推進交付金		1/3				6,600	
県費								
起債	一般廃棄物処理事業債		90/100				11,800	
特財								
一財					14,218		1,400	
年度別取組の概要					精密機能検査・施設更新整備方針業務委託		基本計画等・基本設計・発注支援業務委託(令和13年度までの3ヵ年)	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

整理番号	新-20

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	本事業により、明確な公益性が客観的に認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		本事業により、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	新たなし尿処理施設で適正に実施するため、市民のニーズが認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		新たなし尿処理施設の更新をすることは、行政が実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	し尿中継施設でのし尿・浄化槽汚泥処理を適正にするためには、実施する必然性がある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	新たなし尿処理施設に更新することにより、効率的に収集の効果が発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		新たなし尿処理施設に更新することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	事業実施にあたって、対象地区に公平に支援されるもの。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		対象地区が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	し尿処理施設の処理能力(130kL/日)以上の搬入量になることがあり、想定外の処理に負荷がかかり脱水汚泥(助燃材)の含水率の調整が厳しい状況となり、助燃材の含水率が70%を超え県央県南クリーンセンターに搬出できなくなる。また。現在のし尿処理施設は資源化を助燃材としてごみ焼却場で有効利用しているため、県央県南クリーンセンターに搬出できない場合は補助金返還となる。
課題	し尿処理施設の資源化を図るために、ごみ焼却場で有効利用するために脱水機により含水率が70%以下に脱水された助燃材として、し尿・浄化槽汚泥処理をする必要がある。
解決策	し尿処理施設の基幹改良満了時に新たな施設を更新して、し尿・浄化槽汚泥の適切な処理を行う。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		市内のし尿・浄化槽汚泥の処理を継続的に安全・安心な処理を行うためには、し尿処理施設の更新事業を進めていく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	新-21

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12620	予算事業名	南有馬衛生センター費				担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称		し尿処理施設助燃剤運搬・処理事業					担当課室	衛生業務課	
							担当班	衛生総務班	
事業期間	令和	9	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	南有馬町	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実		款（名称）	4 衛生費
	施策	4.生活排水の処理		項（名称）	2 清掃費
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理		目（名称）	3 し尿処理費
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

し尿処理施設の脱水汚泥について令和7年度までは、南有馬クリーンセンターで助燃剤として有効利用していた。令和8年度から県央県南クリーンセンターで助燃剤として有効利用することになり、南部リレーセンターに搬入をしている状況です。搬入する条件が脱水汚泥の搬入量が750トン、含水率が70%以下となっている。現在、年間1，000トンの脱水汚泥が発生し、県央県南クリーンセンターの搬入制限や脱水汚泥の含水率が基準をオーバーした場合は搬入できないことになります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

県央県南クリーンセンターに搬入できない助燃剤(数量制限、含水率70%以上)を処理する必要があるため。

(3)事業の概要

・令和9年度　脱水汚泥運搬及び処理業務委託　10，366千円
・令和10年度　脱水汚泥運搬及び処理業務委託　10，366千円
・令和11年度　脱水汚泥運搬及び処理業務委託　10，366千円

(4)期待される効果

し尿処理施設から処理される助燃剤を処理することができる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	0	10,366	10,366	10,366	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				10,366	10,366	10,366	
年度別取組の概要				脱水汚泥運搬及び処理業務委託	脱水汚泥運搬及び処理業務委託	脱水汚泥運搬及び処理業務委託	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	新-21

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	本事業により、明確な公益性が客観的に認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		本事業により、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	し尿中継施設の助燃剤を適正に処理するため、市民のニーズが認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		し尿中継施設の助燃剤を処理することは、行政が実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	し尿中継施設でのし尿・浄化槽汚泥処理をするためには、事業を実施する必要性がある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	し尿中継施設の助燃剤を処理することにより、効率的に収集の効果が発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		し尿中継施設の助燃剤を処理することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	事業実施にあたって、対象地区に公平に支援されるもの。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		対象地区が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	し尿中継施設の助燃剤の搬出ができず、し尿処理ができなくなる。
課題	県央県南クリーンセンターに搬入制限がある助燃剤の処理をする必要がある。
解決策	県央県南クリーンセンター以外の処理施設で、助燃剤の運搬・処理を行う。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
	本事業は、し尿及び浄化槽汚泥を処理した脱水汚泥(助燃剤)を処理するため必要不可欠である。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
	所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考													

様式4

整理番号	新-22

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12620	予算事業名	南有馬衛生センター費	担当部局	環境水道部〈衛生局〉
個別事業名及び補助金名称		搬入道路（市道向新田線）拡幅事業		担当課室	衛生業務課
				担当班	衛生総務班
事業期間	令和 7 年度～令和 11 年度（ 5 年間）			実施区域	南有馬町

総合計画			予算科目			
	基本柱	7.基盤整備		会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実		款（名称）	4	衛生費
	施策	1.道路網の整備		項（名称）	2	清掃費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備（総合戦略）		目（名称）	3	し尿処理費
	重点P					
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

市内加津佐町から有家町より排出されるごみ（一般廃棄物）については、令和7年度（令和8年3月31日）を以って南有馬クリーンセンターにおけるごみ焼却処理を終了し、県央県南広域環境組合において広域処理を行うこととなり、旧焼却棟を供用廃止し、近傍敷地に建設されたごみ中継施設である南部リレーセンターから諫早市にある処理施設までごみを搬送する。ごみ搬送の大型車両の通行が増加となったことにより国道からの搬入搬出道路（市道向新田線）における安全性の確保が困難となる課題が生じた。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

搬入搬出道路である市道向新田線の利用車両としては、①し尿汲取り車両、②ごみを直接搬入する市民の一般車両、③市委託によるごみ収集車両、④周辺住民の日常利用車両およびその他衛生センター利用車両、⑤南部リレーセンターの搬入搬出車両の5つに分類され、令和8年度から南部リレーセンターの搬入搬出する大型車両が増加したことにより、現在の道路幅員での離合が困難な状況であることから当該市道の拡幅が必要であり、かつ拡幅することにより周辺住民の生活用道路としての利便性の向上と安全確保が図られる。

(3)事業の概要

本事業は南部リレーセンター建設に伴う大型車両の通行の安全性確保のため県央県南広域環境組合と拡幅協議が始まったが、利用車両として搬送車両のみならず、し尿処理車両や市ごみ収集委託車両、ごみの直接搬入車両、近隣住民および衛生センター利用車両の通行など多岐にわたる利用車両があることから、測試費組合負担100%用地補償ならびに工事にかかる費用を双方50%の負担において協定締結された。 国道251号線から南有馬衛生センター敷地入口までの約141.17mと市道向新田線との接続部である衛生センター敷地の取り付け部約27.34mの168.51mについて、施工不能区間（№4+17.4～№7+4.81）46.91mを除くL＝94.26mの拡幅。 工事延長L＝168.51（94.26）m W＝7.5m ●用地買収等：建設部管理課 ●改良工事：建設部建設課

(4)期待される効果

市道向新田線を利用する車両の安全確保が図られることと合わせて周辺地域の生活道路としての利便性の向上が図られる。 また、令和12年度より資源ごみリサイクル保管施設の建設を予定していることから、ごみの減量化、資源化の促進への寄与も期待できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			0	7,000	0	50,000	
国庫							R7：測試、鑑定評価 R8：時点修正 県央県南広域環境組合にて実施
県費							
起債							
特財	県央県南広域環境組合負担金	50%		3,500		25,000	
一財			0	3,500	0	25,000	
年度別取組の概要			鑑定評価（時点修正）：県央県南広域環境組合	用地買収等	実施設計	工事	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	新-22

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市民生活に不可欠なし尿処理やごみ処理を行うために必要な事業であると判断する。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		し尿処理もごみ処理も市民生活に必要不可欠なものであることから広く市民の利益に寄与していると判断する。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	粗大ごみの搬入が可能となったことから直接搬入する市民も増え、安全に通行できる道路は市民ニーズであると判断する。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		行政施設への通行道路でもあることから行政が実施する必要性があると判断する。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市民生活の安全性を確保するための事業であることから規模は適正であり、実施の必然性があると判断する。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		同等の中継施設である東部RC、西部RCへの搬入道路と同等の幅員であることから均衡は欠いていないと判断する。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	離合時の安全性も確保でき、成果、効果が発揮できる予定であると判断する。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		最適な手法であると判断する。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市民生活に直結する事業であることから公平性が確保されていると判断する。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		与えていないと判断する。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	車両の離合にあたり安全な幅員が確保されていることから、接触事故等が抑制されることと併せ、国道との出入りがスムーズになることから渋滞緩和や衝突事故の危険が減少し安全性の向上が図られる。 また、河川護岸への荷重が軽減されることから崩落等による事故の軽減が図られる。
課題	河川に隣接する市道であること、河川護岸を利用した市道であることから崩壊した場合の原因者および復旧者が不明確であり、施設の利用制限や周辺集落の生活用道路としての利用が制限される。 また、大型車両における国道への出入りがあることから国道進入口における警察協議等が必要である。
解決策	本事業における測量設計業務は、本市建設部の意見等聴取しながら県央県南広域環境組合において既に行っており、県河川担当部局ならびに警察協議も完了していることから上記課題は解決済みである。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		現道幅員は5m～6．4mと幅員に均一性がなく、拡幅可能な箇所の舗装のみが行われた道路線形等が考慮されていない市道であることから、通行に支障があるうえ、大型車両の離合時には大変危険を伴っている現状であることから、改良工事の実施により安全性の向上が図られる。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		利用車両の安全性確保と周辺地域の利便性向上を目的に、所管課の方向性に基づき予算要求を可とする。 ただし、事業内容の精査を行うことを条件とし、部局ごとの予算要求基準額を考慮して進めるものとする。											
備考													

様式4

整理番号	新-23

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12621	予算事業名	深江衛生センター費				担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称		深江衛生センター延命化事業					担当課室	衛生業務課	
							担当班	衛生総務班	
事業期間	令和	9	年度～令和	19	年度（	11 年間）	実施区域	深江町	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実		款（名称）	4 衛生費
	施策	4.生活排水の処理		項（名称）	2 清掃費
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理		目（名称）	3 し尿処理費
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

令和4年度まで深江町・布津町のし尿処理及び浄化槽汚泥を深江衛生センターで処理をしていた。
令和5年度から深江町・布津町のし尿処理及び浄化槽汚泥を一時的に貯留するし尿中継施設として利用している。
深江衛生センターの稼働年数は、令和8年度で38年経過し、老朽化しているが現処理施設の延命化を築50年まで図りながら、新たなし尿中継施設の検討を行う必要がある。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

深江衛生センターの延命化をするためには、最低限の施設の維持管理が必要となる。

(3)事業の概要

・令和9年度　臭気ファン部品取替工事　2，731千円
　配管改良工事　535千円
・令和10年度　し尿受入槽防食工事　6，700千円
・令和11年度　浄化槽汚泥受入槽防食工事　6，300千円

(4)期待される効果

深江町・布津町のし尿中継施設として、機能を果たすことができる。

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			0	3,266	6,700	6,300	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				3,266	6,700	6,300	
年度別取組の概要				臭気ファン部品取替工事、配管改良工事	し尿受入槽防食工事	浄化槽汚泥受入槽防食工事	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	新-23

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	本事業により、明確な公益性が客観的に認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		本事業により、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	し尿中継施設で適正に実施するため、市民のニーズが認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		し尿中継施設の施設管理をすることは、行政が実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	し尿中継施設の機能を発揮するためには、事業を実施する必要性がある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	し尿中継施設の施設管理により、機能を発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		し尿中継施設の施設管理により、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	事業実施にあたって、対象地区に公平に支援されるもの。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		対象地区が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	本事業を実施しなかった場合、深江町・布津町のし尿・浄化槽汚泥をし尿中継施設に貯留することができなくなる可能性があります。
課題	深江衛生センターの施設を築50年まで使用できる施設の維持管理を行う必要がある。
解決策	延命化できるように、貯留槽の使用場所の変更を行い、また、受入槽の防食工事を行う。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
	本事業は、深江町・布津町のし尿・浄化槽汚泥を一時的に貯留するため必要不可欠な施設である。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
	所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考													

様式4

整理番号	新-24

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17504	予算事業名	指定文化財保存整備事業	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称		吉利支丹墓碑保存整備事業		担当課室	文化財課
				担当班	文化財班
事業期間	令和 9 年度～令和 9 年度（ 1 年間）			実施区域	西有家町

総合計画			予算科目			
基本柱	2.郷土文化		会計区分	1.一般会計		
政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり		款（名称）	10	教育費	
施策	1.歴史・文化財の保護と保存整備・活用		項（名称）	4	社会教育費	
施策細分			目（名称）	3	文化財保護費	
重点P						
根拠計画	史跡原城跡、日野江城跡、吉利支丹墓碑保存管理計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

キリシタン墓碑としては全国で唯一、国史跡指定を受けている西有家町須川所在の「吉利支丹墓碑」について、保存のための覆屋が著しく劣化している。南島原市ひいては我が国にとっても非常に重要な文化財の今後の保存に懸念が生じている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

現状では保存展示施設の劣化が著しいため、保存や見学環境の改善を図る必要がある。

(3)事業の概要

国史跡であるため、市民のみならず我が国にとっても重要な文化財の適切な保存を図るための事業である。
文化庁など関係機関との技術的な協議を踏まえたうえで、国庫補助事業(補助率50%)として事業化し、保存展示施設の改修を通じて保存並びに見学環境の改善を図る。

(4)期待される効果

事業実施により、国史跡としての価値を持つ重要な文化財のより適切な保存が期待できる。また見学環境の改善と効果的な情報発信を交えながら、南島原市の見どころとしての活用が見込める。

年度別の計画額の概要

	財源内訳		(千円)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		財源名称	補助率	0	5,011	0	0	
国庫					2,505			
県費					37			
起債								
特財								
一財					2,469			
年度別取組の概要					保存展示施設改修の設計および施工、関係協議			

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	利用しない

整理番号	新-24

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	国内で唯一ローマ字碑文を有し、国の史跡指定を受けたキリシタン墓碑である。その保存活用は公益に資する。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		希少性が高い市の代表的文化財であり、重要な観光資源としてさらに寄与していく余地がある。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	文化財の性質や年代から、世界遺産原城跡を軸に地域活性化を求める市民ニーズとも関連性が高い事業である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		事務や経費負担から所有者による実施が見込めないため、行政による速やかな保存対策の実施が妥当である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	既存の保存施設の改修であるため事業規模は適正である。今後の適切な保存において必然性がある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市でも国指定文化財の保存活用は主要事業として取り組まれている場合が多い。均衡は欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	b.一部改善の余地あり	B	価値の高い文化財の保存により資源として活用効果が期待できる。周辺駐車場など見学環境の拡充に課題がある。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国史跡であるため、補助率50%の国庫補助事業が活用でき、県の随伴補助や技術的な指導助言も得られる。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	当該事業は、誰かに不利益や損害を与える性質はなく、極めて公平といえる。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業に営利性はなく、同一の地域や対象者に特権的恩恵を与えることはない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		保存施設の改修により、懸念される吉利支丹墓碑の衰亡を食い止める効果が期待できる。文化財保護を担う行政の役割を果たすだけでなく、有益な観光資源として、原城跡などとも関連付けながら見学者の滞留時間の増加などにつながる効果を期待できる。
	課題	対象文化財が共同墓地の共有地所在であるため、所有者が単一の場合に比べて調整事務は増える。最寄りのバス停(南島原市役所前)から徒歩15分ほどの距離であるため、近隣の駐車場確保など見学環境の拡充が課題である。
	解決策	【保存整備】:関係者との調整、国庫補助事業としての事業化を速やかに進める。 【見学環境】:吉利支丹墓碑の近傍地において、駐車場として利用可能な候補地の選定および交渉。ただし用地購入ではなく、土地借上げなどを想定。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		文化庁や県教育庁とも現状課題は共有しており、7月末には原城跡・日野江城跡の指導助言とかねて吉利支丹墓碑の現地視察も頂くこととしている。関係機関との協議調整を踏まえて、適正な規模・内容の国庫補助事業として整理を図りたい。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	新-25

個別事業（ 新 規 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17554	予算事業名	世界遺産センター維持管理事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		世界遺産センター維持管理事業					担当課室	文化財課	
							担当班	世界遺産推進班	
事業期間	令和	8	年度～令和	未定	年度(	年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	2.郷土文化	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり		款（名称）	10 教育費
	施策	3.世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全		項（名称）	4 社会教育費
	施策細分	2-1-3-①世界遺産センターの整備（総合戦略）		目（名称）	3 文化財保護費
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

原城跡が構成資産となっている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録され8年が経過したが、来訪者の十分な増加につながっておらず、世界文化遺産の知名度を十分に活かしきれていない。
このため、原城跡のガイダンス機能及び物産販売、観光案内等の便益機能を有する複合施設として原城跡世界遺産センターの建設を進めており、令和9年3月までに供用開始する予定である。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

原城跡の本質的価値の理解促進及び地域振興を図るために設置する南島原市原城跡世界遺産センターの目的が最大限に発揮されるよう、PR業務と適切な維持管理を行う。

(3)事業の概要

ガイダンス機能及び物産販売、観光案内等の便益機能を有する複合施設である原城跡世界遺産センターのPR業務と維持管理業務を行う。

(4)期待される効果

原城跡を含む長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産への関心・理解が高まり、郷土愛の意識醸成につながる。また、交流人口の増加、地域特産物等の製造・販売、便益性の向上、雇用創出などにより地域振興が期待される。

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			17,737	66,367	59,563	60,758	
国庫							
県費							
起債							
特財	入場料等		3,457	42,690	42,690	42,690	
一財			14,280	23,677	16,873	18,068	
年度別取組の概要			落成式の実施、施設のPR及び維持管理	施設のPR及び維持管理	施設のPR及び維持管理	施設のPR及び維持管理	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	① 世界遺産の推進に関する事業

整理番号	新-25

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	当該施設は、原城跡の本質的価値の理解促進及び地域振興を図るための施設で、公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		原城跡のガイダンス機能及び物産販売、観光案内等の便益機能を有しており、市民の文化レベルと便益性の向上に寄与する。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	原城跡のガイダンス機能及び物産販売、観光案内等のニーズがある。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		施設の維持管理業務の一部は、民間に委託する予定であり、また、ガイダンス施設は利益を目的とする施設ではないので行政でなければ実施できない。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	必要最小限の規模で、ガイダンス機能及び物産販売、観光案内等の便益機能を有する複合施設としている。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の類似施設の状況も調査したうえで計画しているので、均衡は欠かない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	期待する効果が発揮されるようプロモーション、集客イベント等のソフト事業も実施する予定である。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		ガイダンス機能及び物産販売、観光案内等の便益機能を有する複合施設として設置し、施設の維持管理業務の一部は民間に委託する予定である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公の施設として設置するものであり、入場料等の水準も公平性を確保している。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公の施設として設置するものであり、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えるものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	原城跡世界遺産センターは、原城跡のガイダンス機能及び物産販売、観光案内等の便益機能を有する複合施設として設置するもので、施設の設置目的とする原城跡の本質的価値の理解促進及び地域振興に支障をきたす。 また、既に施設の建設が進んでいる状況にあり、その財源の一部として交付を受けた補助金等の返還義務が生じ、完成した施設を他の用途に使用するための改築等に相当の予算が必要となる。
課題	施設の適切な運営を図りつつ、維持管理費を可能な限り抑える必要がある。
解決策	将来の指定管理者制度の導入も視野に入れながら、施設の維持管理業務の民間委託を進める。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		令和11年度の年間入場者数(見込み)4万人を見据え、先ずは施設の円滑な運営を図り、PR業務と官民連携の取組みを進める。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

既存事業

様式4

整理番号	既-01

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10021	予算事業名	広報推進事業				担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	03	LINE情報発信推進業務					担当課室	総務秘書課	
							担当班	秘書広報班	
事業期間	令和	3	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	3.情報環境の整備		款（名称）	2	総務費
	施策	1.情報環境の整備		項（名称）	1	総務管理費
	施策細分	7-3-1-①情報発信の充実		目（名称）	2	文書広報費
	重点P	③便利な地域のための礎づくり				
根拠計画		DX推進基本方針				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

公式LINEは,令和8年8月現在で1万900人の登録者を有し、毎月の登録者も増加傾向にある。中心層が30代後半～60代後半と幅広く普及しており、各種情報の配信ツールとして一定の役割を果たしている。一方で、子育て世代や若年層の利用促進、更なる利便性の向上、多言語対応、システム運用の効率化などが課題としてあげられる。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

市民にとって最も身近な連絡ツールであるLINEを活用し、行政情報発信力と市民の利便性向上を図る。
現在実施しているイベント予約などの生活に密着した手続きのオンライン化をさらに推進させ、電子決済の導入やAI機能を導入することで機能追加の拡充を図り、広報周知の最大化と業務の効率化を実現することを目的とする。

(3)事業の概要

市民および来訪者などを対象に、市公式LINEを活用した情報発信と利便性向上施策を実施する。来年度は、従来の情報配信や各種オンライン申請に加え、電子決済機能(クレジットカードとPayPay)や、365日24時間の自動応答やLINE機能の更なる拡充のためAI機能を導入を検討する。身近なLINE上での手続きや予約が簡潔に実施できる仕組みを整備し、さらなる改善点や拡充の可能性を探り市民の皆様にとってより身近で使いやすい市のサービスを提供できるように考えてます。

(4)期待される効果

市民が時間や場所を問わず手続き・決済できる利便性の向上と、窓口業務の省力化・効率化が見込める。
これは市の第Ⅱ期総合計画後期基本計画の重点プロジェクト『便利な地域のための礎づくり』における「情報発信の充実、行政窓口のDX推進、AI・キャッシュレス推進」の施策に直接寄与し、持続可能な行政運営を実現する。

年度別の計画額の概要

財源内訳 (千円)			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	財源名称	補助率	1,974	2,869	2,869	2,869	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			1,974	2,869	2,869	2,869	
年度別取組の概要							
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	既-01

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	緊急情報や生活情報を迅速・確実に届けるインフラであり、市民の安心・安全な暮らしを守る高い公共性がある。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		普及率の高いLINEを通じて生活情報や予約機能などを提供し、世代を問わず幅広い市民の利便性向上に寄与する。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	スマホ定着に伴い、情報のプッシュ受信や時間・場所を問わない手続きへのデジタル需要が高まっている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		行政情報の配信や市関係申請などは、行政が主体となり運用・管理する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	既存アプリ活用で開発・運用コストを低減し、高い普及率を生かして費用対効果の高い事業運用が可能である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		他市でも普及が進む取り組みであり、AIや電子決済の導入は適切な行政サービス水準に必要である。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	AI機能や電子決済の導入により、365日24時間対応と手続き完結が実現し、窓口業務削減と利便性が高まる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		日常的に使われるLINEを入口とすることで、新規アプリ導入の壁を避け、最も効果的に窓口へ誘導できる。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	スマホ非保有者や不慣れな層へは、紙媒体や窓口対応などで手厚く対応を継続し、デジタル格差が生じないように配慮する。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		利用希望者全員に等しく開かれたシステムであり、特定の地域や個人に偏った恩恵を与えるものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		本事業を実施しない場合、市民利便性の低下と行政DXの停滞という機会損失が避けられません。現在、社会全体でAIなどのデジタル技術の活用やキャッシュレス決済の活用が日常化し、行政サービスの効率化が求められるなか、取り組みを放棄することは、市民にとって大きな不利益を伴います。市民は引き続き窓口訪問や電話連絡を余儀なくされ、手続きや支払いが煩雑なままとなり、利便性の向上が期待できません。 また、行政側にとっても窓口・電話対応に伴う業務負担が軽減されず、持続可能な行政運営や業務効率化の推進が難しくなる。さらに、幅広い世代へ浸透しているプッシュ型の情報発信ツールを失うことになり、災害時の総情報伝達や日常の市政情報の到達率低下に直結し、市民の安心・安全や施策への参画機会が減少する恐れがあります。
	課題	市公式LINEの利用が進む一方で、情報発信が一方向に限定されているため、問い合わせ対応や各種手続きの利便性向上、窓口業務の効率化が十分に進んでいない点が課題となっています。また、職員によるシステム構築の負担が大きいため、より簡易な運用が求められます。
	解決策	チャットボット、検索機能のシナリオ型からAI型への移行、LINE上で手続きを完結するための電子決済（クレジットカード・PayPay）機能を導入。AIによるシステム運用の効率化。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業は、市民の利便性向上と行政DXの推進を目指した取り組みであり、現代社会におけるデジタル技術の活用が進む中で極めて重要な意義を持っています。行政サービスの効率化を図ることは、職員の業務負担を軽減することになります。また、市民公式LINEの利用など、既存の情報発信ツールを活用しつつ、問い合わせ対応や手続きの利便性向上を図ることは、窓口対応の負担軽減に寄与するとともに、市民にとっての利便性を大きく向上させます。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		所管課における方向性のとおり、市HPおよび市公式LINEにおけるチャットボットの必要性は認めるが、財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。電子決済については、既存の電子申請システムでも導入可能であることから、必要性を含め再度精査をすることを求める。												
備考													

様式4

整理番号	既-02

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10062	予算事業名	行政改革推進費				担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	02	行政事務効率化事業					担当課室	人事課	
							担当班	未来創生班	
事業期間	令和	4	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	8.協働行政	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.質の高い行政運営		款（名称）	2 総務費
	施策	1.質の高い行政運営		項（名称）	1 総務管理費
	施策細分	8-3-1-②行財政改革の推進		目（名称）	1 一般管理費
	重点P	該当しない			
根拠計画	-				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

人口減少による労働力不足により職員の確保も厳しくなる中、限られた職員で行政サービスの質の低下をさせることなく、多様化・複雑化する市民ニーズに対応しなければならない状況にある。
このような中、本市における職員間の連絡手段は、即時性に優れた電話と、即時性は無いがデータ共有と正確性に優れた電子メールの二通りの方法に限られており、庁内において急を要する案件ではないが早めのデータ共有や正確な応答が求められる事務内容の場合、メールを送って電話で確認するよう伝える等の情報伝達の二度手間が横行し、これが業務の妨げとなって仕事の生産性や効率化を著しく低下させている状況もある。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

限られた時間で業務を遂行するためには、日々の業務の効率化が必要である。電話とメール以外の連絡手段として、既に県内の2／3の自治体が導入している第3の連絡手段である「ビジネスチャット」を本格的に導入し、より効率の良い事務遂行体制を構築する。

(3)事業の概要

ビジネスチャットは、職場内でのコミュニケーションを円滑にするためのツール(手段)やプラットフォーム(仕組み)のことであり、行政内部でのみ使用できるLINEやteamsのようなものである。
急を要する案件ではないが早めのデータ共有や正確な応答、履歴の確認が容易であり、かつ相手の時間を拘束しづらい等の利点があり、事務上の連絡内容によっては電話、メールより効率的である。

(4)期待される効果

民間調査では、業務中の電話にストレスを感じる人が4割いるというデータが示されており、職員のストレス軽減や働きやすい職場環境づくりに効果が期待できる。
また、導入済自治体による「ビジネスチャット」運用開始による効果は次のとおり
①庁内の情報伝達の迅速化、②電話で相手の時間を奪わない、③外出時や緊急時に外から連絡、④ペーパーレス化、⑤メールより効率的、⑥令和8年度に実施するIP電話機の台数削減に対応できる

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
国庫							R9から拡充 LoGoチャット使用料 300円×550アカウント×12月×1.1
県費							
起債							
特財							
一財			53	2,178	2,178	2,178	
年度別取組の概要			LoGoチャット使用料 全職員対象の試験運用	LoGoチャット使用料	LoGoチャット使用料	LoGoチャット使用料	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	利用しない

整理番号	既-02

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	事務の効率化による行政サービスの質の向上が図られるため、公益性に寄与する。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		行政内部の業務効率化を行うことで、直接的なサービス提供といった職員でなければできない業務に注力でき、結果として本事業の効果が市民に及ぶ。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	既に県内2／3の自治体が導入しており、現在の社会経済情勢に沿った取組（事務の効率化・DX）である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		事務の効率化による市民サービスの質を維持・向上させる行政内部事務の改善である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	行政事務を効率化することにより、住民対応など行政サービスそのものにリソースを割くことが可能となる。その規模は全職員を対象としなければ効果は発現しない。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		ビジネスチャットは、県内14市町（R7.6月時点）が業務効率化を目的に本格的に導入しており、本市が導入していないことが均衡を欠いている状況にある。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	ビジネスチャットの導入により、「庁内の情報伝達の迅速化」、「電話で相手の時間を奪わない」、「ペーパーレス化」等の効果を見込むことができる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		行政内部の課題解決に向けた他市事例から、現状では最適な手法であると考えられる。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	他市事例同様、全職員を対象としてアカウント配布するため、公平性は確保できる。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		本事業の実施にあたっては、上記同様、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えない。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
	ビジネスチャットを導入しなかった場合、職員数が減少する中で業務量が減らない状況において事務の効率化の手段の一つを講じないこととなり、前頁「個別事業の内容（1）事業・制度の背景（現状と課題）」に記載している現状と課題を解決できない。現状維持の判断が変化の機会を奪い、結果として旧態依然とした事務が横行し、行政事務の効率化を阻むこととなる。	
	課題	先行導入自治体が実施したアンケート調査によれば、「ビジネスチャットにログインしない（利用しない）職員がいることで全庁的に利用できていない」、「土日や時間外にビジネスチャットが多い」などの課題があり、本市でも同様の課題が生じることが懸念される。
	解決策	ビジネスチャットの利用に関する問題を緩和し、職員の働きやすい環境を構築する。 ・ビジネスチャットの利便性や業務効率化への寄与を啓発するため、研修や説明会を実施することで職員の理解を促進。 ・業務時間外の利用を制限するルールを設け、職員の負担を軽減。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		ビジネスチャットの導入は、人口減少による職員不足や多様化・複雑化する市民ニーズへの対応という現状と課題を踏まえれば、職員間の情報伝達における効率化を図るための新たな手段である。 これにより、電話やメールといった既存の連絡手段が持つ課題を補完し、迅速かつ正確な情報共有を可能にし、職員のストレス軽減や働きやすい職場環境を実現するとともに、庁内の情報伝達の迅速化、外出時や緊急時の連絡手段の確保、ペーパーレス化、IP電話機の台数削減に対応できるなど、業務効率化に大きな効果が期待される。 ビジネスチャット利用を変化の機会を捉え、行政サービスの質を向上させるため、令和9年度から全職員を対象とした本格的運用を行いたい。										
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		所管課における方向性のとおり、ビジネスチャットの必要性は一定認めるが、導入時期や対象とする職員の範囲については、今後実施予定のアンケート調査や他市の導入状況などを踏まえたうえで決定することとしたい。上記調査結果にもよるが、財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。										
備考													

様式4

整理番号	既-03

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10410	予算事業名	非常備消防費				担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	05	消防詰所整備事業					担当課室	防災課	
							担当班	防災交通班	
事業期間	平成	29	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	布津町	

総合計画	基本柱	6.安全安心	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.災害に強いまちづくり		款（名称）	9 消防費
	施策	2.消防力の強化		項（名称）	1 消防費
	施策細分	6-1-2-②消防施設の整備		目（名称）	2 非常備消防費
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

火災の消火活動は、常備消防だけでは十分ではなく、地元消防団の協力が必要不可欠であり、その拠点となる消防詰所は必須である。そうした中で、南島原市には49の消防団の分団があり、詰所の老朽化に伴う詰所の更新が必要である。
≪参考≫令和8年4月1日現在で築50年以上:10分団、40年以上:14分団、40年未満:25分団となっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

詰所の更新については、地元消防団と分団の統合を含め検討しながら進めている。火災の初期消火及び延焼を食い止めるためには、消防団による消火活動が必要不可欠であり、そのため詰所も更新し活動を継続する必要がある。

(3)事業の概要

市民の生命と財産を守るためにも、地区消防団による消火活動は必要不可欠であるため、消防団と分団の統合を含めた詰所建設を協議しながら更新を行っていく。

(4)期待される効果

詰所の更新を行うことで、より活動しやすい環境が整い、早期の消火活動につながるとともに、統合が進めば分団数は減少するが、1つの分団の人員強化につながり活動の継続性が図られる。仮に詰所建設を行わなかった場合は、老朽化による雨漏りなど発生し、小規模修繕でも賄えなくなり、活動に支障をきたすこととなる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	37,718	49,605	37,998	35,748	
国庫							
県費							
起債			37,700	49,500	37,900	35,600	
特財							
一財			18	105	98	148	
年度別取組の概要			設計及び工事など	設計、工事、用地購入など	設計及び工事など	設計及び工事など	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-03

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	消防詰所は、市民の生命及び財産を守る消火活動に必要不可欠であり公益性は認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		消防詰所は、市民の生命及び財産を守る消火活動に必要不可欠であり市民の利益に寄与する。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	消防詰所は、市民の生命及び財産を守る消火活動に必要不可欠であり市民ニーズは認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		消防団(非常備消防)による消火活動は市が行うべきものであり、必要性はある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	消防詰所は必要不可欠で、同規模での更新を計画しており規模や必然性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		消防詰所は、他市においても建設されており均衡を欠くことはない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	消防詰所の更新を行うことで、より活動しやすい環境が整い、早期の消火活動につながる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		消防詰所の更新については、他に最適な方法はない。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	消防詰所は各地区にあり、老朽化に伴い更新を行うため、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		消防詰所の更新は、地区全体にかかわることであり、特定の人に偏っていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	仮に詰所建設を行わなかった場合は、老朽化による雨漏りなど発生し、小規模修繕では賄えなくなり、活動に支障をきたすこととなる。
課題	分団の統合・詰所更新時期の協議及び建設場所の選定
解決策	詰所の更新については、各地区消防団と将来を見据え分団の統合の協議を行うとともに、建設場所についても検討していく。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		消防詰所の更新については、将来の消防団組織を見据えた検討を地区消防団と行い、慎重に判断する必要があるが、消防詰所の更新は必要不可欠であり、継続して実施しなければならない。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		消防詰所整備事業について、地元消防団の活動拠点として必要不可欠であると評価する。次年度の詰所更新に関しては、地元との事前調整を徹底し、計画的に進めることとする。また、次年度の予算要求については、部局ごとの予算要求基準額を考慮し、必要な範囲内で対応することとする。											
備考													

様式4

整理番号	既-04

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11058	予算事業名	DX推進事業				担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	02	行政運営の効率化					担当課室	防災課	
							担当班	DX推進班	
事業期間	令和	5	年度～令和	11	年度（	7 年間）	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	8.協働行政	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.質の高い行政運営		款（名称）	2 総務費
	施策	2.職員の能力向上と意識改革		項（名称）	1 総務管理費
	施策細分	8-3-2-⑤市行政の生産性向上と働き方改革（総合戦略）		目（名称）	7 企画費
	重点P	③便利な地域のための礎づくり			
根拠計画		第5次南島原市行政改革大綱（11頁）、第2期南島原市DX推進基本方針（3頁）			

個別事業の内容

（1）事業・制度の背景（現状と課題）

少子高齢化や人口減少により、労働力不足や財政基盤の制約が進行していることから、従来の行政サービスの提供方法を見直し、効率的な運営体制の構築が急務となっている。
具体的には、庁内におけるDX推進を中心に、業務の自動化や省力化、行政手続きのデジタル化を積極的に進めることで、職員の負担軽減を図りながら、住民に対する行政サービスの質を維持・向上させる必要がある。

（2）事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

RPAやAI技術を活用した業務の自動化・省力化を推進することで、職員の負担を軽減し、人的資源をより住民サービスの充実に活用できる環境を整備する。
また、ノーコードツールを利用することで、専門的なプログラミング知識がなくても迅速かつ柔軟にシステムを構築・運用することが可能となり、限られたリソースを最大限に活用する効率的な体制を実現できる。これにより住民の利便性を向上させつつ、効率的かつ持続可能な行政運営を目指す。

（3）事業の概要

行政運営の効率化に向けて、以下の内容を拡充する。
・ノーコードツールの活用推進　令和8年度より、「JUST.DB」（庁外向け・クラウド型）を新たに導入する。
・通信インフラ確保事業を新たに追加する。「StarlinkBusiness」を整備する。
・ポータルアプリに災害発生時等に職員の登庁可否情報を確認・管理するための職員参集機能を追加する。

（4）期待される効果

行政運営の効率化と住民サービスの向上を両立し、将来にわたって持続可能な地域社会を目指すことが期待される。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	16,415	17,676	17,419	17,419	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			16,415	17,676	17,419	17,419	
年度別取組の概要			システム使用料、その他業務委託料ほか	システム使用料、その他業務委託料ほか	システム使用料、その他業務委託料ほか	システム使用料、その他業務委託料ほか	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	利用しない

整理番号	既-04

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	ペーパーレス化や物理的な事務処理の軽減など、無駄なコストを削減し、財政的な効率性を確保することができる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		限られた人的資源をより重要な課題解決や市民対応に充てることができ、市民にとってより充実した行政サービスが提供できる。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	業務の効率化を図ることで、より質の高いサービスを提供することが可能になる。これにより、住民一人ひとりのニーズに柔軟に対応できる環境が整備される。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		庁内のDX推進により、住民の利便性向上や業務効率化を実現しつつ、公共性や公平性を担保する役割を果たす必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	庁内におけるDX推進は、財政状況の改善、住民サービスの向上、人的資源の効率的活用を実現するため、必然性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		他自治体と同様の課題意識に基づいた取り組みである。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	この取り組みは、具体的な効率化の目標を設定することで、期待する効果を発揮するための重要な要素となる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		DX推進により業務を自動化・簡素化することで、効率的な行政運営が実現し、限られた資源を最大限活用できる仕組みが構築される。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	DX推進の目的は、住民の利便性向上と業務効率化の両方にある点から、特定の分野や一部の住民だけが恩恵を受けるような偏りが生じにくい仕組みとなっている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		DX推進の目的は、住民の利便性向上と業務効率化の両方にある点から、特定の分野や一部の住民だけが恩恵を受けるような偏りが生じにくい仕組みとなっている。
	その他の視点		持続可能性、効率性（費用対効果）、透明性、柔軟性・拡張性、人的資源への配慮（職員の負担軽減やスキルアップ）		

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	人口減少や少子高齢化が進む中で、将来的に職員数の減少や税収の減少が予測されており、行政サービスの質低下や財政的課題が深刻化する懸念がある。
課題	DX推進にはデジタル技術を活用できる職員の育成が必要であり、職員のデジタル技術に対するスキル不足や抵抗感が課題となることが考えられる。
解決策	職員の育成には意識改革、効率的な研修プログラム、外部人材の活用、具体的な目標設定が重要である。 また、DX推進を担当する専門組織を強化することも重要である。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		行政運営の効率化と住民サービスの向上を実現するため、DXの推進を継続的に進めていく必要がある。特に、業務の効率化や業務の自動化・省力化を徹底し、時間短縮を図ることで、住民との質の高いコミュニケーションを促進したい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		熊本地震の発生を踏まえ、ポータルアプリの職員参集機能については、開始時期を前倒して今年度中に導入することとする。その他についても所管課における方向性のとおり、増額の予算要求は可とするが財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で要求すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-05

個別事業（ 既存事業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11058	予算事業名	DX推進事業				担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	03	地域社会のデジタル化					担当課室	防災課	
							担当班	DX推進班	
事業期間	令和	5	年度～令和	11	年度（	7 年間）	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.情報環境の整備		款（名称）	2 総務費
	施策	1.情報環境の整備		項（名称）	1 総務管理費
	施策細分	7-3-1-③地域のデジタル化とデジタル格差の解消（総合戦略）		目（名称）	7 企画費
	重点P	③便利な地域のための礎づくり			
根拠計画		第2期南島原市DX推進基本方針（6頁）			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

住民が利用する行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用することで利便性を向上させる取り組みが求められている。例えば、オンライン手続きの普及やデータを活用した効率的なサービス提供が挙げられる。
また、デジタル化は住民の利便性向上にとどまらず、行政の効率化や財政負担の軽減にも寄与する。そのため、住民全体が恩恵を受けられる仕組みを構築し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指して、持続可能な取り組みを進めていくことが必要不可欠である。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

デジタル技術やデータを活用した行政サービスを導入し、住民の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担を軽減することが重要である。これにより、限られた人的資源を効率的に活用し、さらなる行政サービス向上を目指す。

(3)事業の概要

令和8年度に導入する住民向けポータルアプリに以下の機能を拡充する。
・デジタルチェックイン機能
従来の手書きやファクスによる情報集約に比べ デジタル化されたシステムはリアルタイムで避難者の情報を集約し、災害対策本部などと共有することができる。
・避難所、被災情報報告機能
発災時、確認に時間を要する避難所等の地区状況をアプリで収集する。災害対策本部で一括確認・管理が可能となる。

(4)期待される効果

情報のリアルタイム収集と共有、職員の負担軽減（避難所運営の効率化）、災害対応の柔軟性向上（避難者の位置情報や健康状態などを瞬時に把握することで、必要な物資や医療支援を適切に配分することが可能）、災害発生後の対応時間の短縮

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			21,156	12,446	6,042	6,042	
国庫	地域未来交付金	1/2	9,073	3,070			
県費							
起債							
特財							
一財			12,083	9,376	6,042	6,042	
年度別取組の概要			システム使用料、その他業務委託料ほか	システム使用料、その他業務委託料ほか	システム使用料、その他業務委託料ほか	システム使用料、その他業務委託料ほか	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	利用しない

整理番号	既-05

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	住民の安心・安全を守り、災害対応の効率化と地域社会の防災力向上に寄与する明確な公益性がある。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市民の生命と安全を守るだけでなく、地域全体での防災力向上に寄与し、広く市民の利益に繋がる。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	台風や線状降水帯、地震などの大規模災害が頻発しており、災害対応の迅速化が求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		住民の安全確保や災害対応の迅速化に直結する重要な仕組みであり、行政が責任を持って実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	災害対応の迅速化や住民の安心感向上の観点からも必然性がある。これにより、防災計画全体の質が向上し、住民の安全確保がより効果的に実現できる。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		他自治体と同様の課題意識に基づいた取り組みである。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	災害発生時の情報収集・共有・確認のプロセスを効率化し、住民の安全確保や災害対応の迅速化を図ることができる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		住民向けポータルアプリの拡充は、効率性や住民の安全確保、職員の負担軽減など多方面で最適な手法であると考えられる。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	住民向けポータルアプリの機能を拡充することで、透明性・普及性・アクセスの平等性を確保し、住民全員が公平に利用できる仕組みを構築する。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		対象を限定せずに全住民に公平なサービスを提供する。
	その他の視点		住民の安心感向上、維持可能性（災害時だけでなく平時から利用されるシステムであることが維持可能性を高める）		

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	災害時の迅速な情報提供や支援活動が滞ることで住民の安全や安心感に影響を与え、結果的に防災対策の質が低下する可能性がある。
課題	住民がアプリを積極的に利用できるようにするためには、操作方法や利便性についての周知活動が必要となる。平常時から住民が避難所チェックインや被災報告機能を活用できるよう、訓練や啓発を行う必要がある。
解決策	「出前講座」などを活用して、自治会単位や地域の集まりで説明会を実施することで、住民がアプリの操作方法や利便性を実際に体験できる場を提供する。また、防災訓練の一環としてアプリを使用したシミュレーションを行うことで、住民が実際に避難所チェックインや被災報告機能を体験できる機会を提供する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		今年度、交付金を活用して地域住民向けポータルアプリを導入する。このアプリをさらに充実させることで、防災や災害対策に関する機能を強化し、地域住民が安心して利用できるデジタル基盤を構築したい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		今年度導入予定の地域住民向けポータルアプリについて、機能強化の必要性は理解できるが課題に挙がっているとおり、多くの市民等に利用していただくよう、まずはアプリの周知に努めていただきたい。 財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。											
備考													

様式4

整理番号	既-06

個別事業（ 既存事業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11080	予算事業名	システム管理費				担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	01	システム管理費					担当課室	防災課	
							担当班	情報通信班	
事業期間	平成	18	年度～令和		年度（ 13 年間）		実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	8.協働行政	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.質の高い行政運営		款（名称）	2 総務費
	施策	1.質の高い行政運営		項（名称）	1 総務管理費
	施策細分	8-3-1-③効率的・効果的な行政運営		目（名称）	8 情報管理費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

市全体の電算業務のシステムやハード等の管理、地域の情報化推進を行っているが、AI性能の高度化への対応やサプライチェーン・リスク対策を含めたサイバーセキュリティ対策を強化しなければならない。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

情報システム基盤と統合型GISサーバの保守期限が令和9年度に終了するため、機器の更新が必要となる。
しかし、近年の半導体不足や円安による機器等の価格上昇のため、機器やシステム等の見直しを行い予算を削減しなければならない。

(3)事業の概要

情報システム基盤と統合型GISサーバを更新するため、業者との打ち合わせや近隣自治体の導入事例等を参考にし、機器やシステム等の仕様を見直す。

(4)期待される効果

サイバーセキュリティ対策を強化した機器等に更新し、効率的・効果的な行政運営や庁内情報システムのセキュリティを向上することができる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			365,865	500,122	428,369	428,369	
国庫	デジタル基盤改革支援補助金 中間サーバ・プラットフォーム運営交付金	10/10	7,894	7,894	7,894	7,894	
県費							
起債							
特財							
一財			357,971	492,228	420,475	420,475	
年度別取組の概要			システム使用料、その他システム保守料料ほか	システム更新費、その他システム保守料料ほか	システム使用料、その他システム保守料料ほか	システム使用料、その他システム保守料料ほか	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	利用しない

整理番号	既-06

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	業務効率化や市民の利便性向上に寄与する明確な公益性がある。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市民サービスのデジタル化や効率化が、市民生活の利便性を高めることができる。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	情報機器更新等を図ることで、より高い情報セキュリティを確保することができる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		情報機器更新等により、住民の利便性向上や業務効率化を実現しつつ、公共性や公平性を担保する役割を果たす必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	情報機器更新等は、情報セキュリティを向上を実現するため、必然性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		他自治体と同様の課題意識に基づいた取り組みである。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	国が求める情報セキュリティ基準を目標に設定することで、期待する効果を発揮するための重要な要素となる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		情報機器更新等は、情報セキュリティ向上、職員の負担軽減など多方面で最適な手法であると考えられる。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	業者との打ち合わせや近隣自治体の導入事例等を参考にし、仕様書等を作成することで、調達における公平性を確保する。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市全体の情報セキュリティを向上し、市民及び職員の安全なシステムを提供する。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		AI性能の高度化への対応やサプライチェーン・リスク対策を含めたサイバーセキュリティ対策ができなくなる。 また、情報機器の部品の供給が終了すると故障時の修理や維持が困難になる。
	課題	近年の半導体不足や円安のため、機器等の価格が上昇している。
	解決策	機器やシステム等の見直しにより予算を削減しなければならない。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		行政運営の情報化と情報セキュリティの向上を実現するため、AI性能の高度化への対応やサプライチェーン・リスク対策を含めたサイバーセキュリティ対策を強化する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		本事業の必要性は認めるが、財政課ヒアリングであったとおり、インターネット接続の機能向上など何に重きを置いて進めていくかを明確にするとともに、機器やシステム等の見直しを行い経費削減に努めていただきたい。 部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。											
備考													

様式4

整理番号	既-07

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11010	予算事業名	国際交流推進事業	担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	02	令和遣欧少年使節海外派遣事業		担当課室	地域づくり課
				担当班	地域支援班
事業期間	平成 24 年度～令和 8 年度（ 15 年間）			実施区域	市全域

総合計画			予算科目		
	基本柱	5.人づくり		会計区分	1.一般会計
	政策	4.地域間交流の推進		款（名称）	2 総務費
	施策	2.国際交流の推進		項（名称）	1 総務管理費
	施策細分	5-4-2-①国際交流の推進(総合戦略)		目（名称）	6 地域振興費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

H24年度から歴史的つながりがあるイタリアへの中学生派遣事業を実施。その後、H28年度にはキエーティ市と友好都市締結がなされ、交流を通じて友好関係が継続してきた。令和8年度までに本市からの派遣が11回、キエーティ市からの来市が2回であり温度差がみられる。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

友好関係を継続していくためには、定期的な交流が必要でるため相互交流を目指していく。
また、派遣者についても派遣事業で終わりではなく、派遣で体験したことや郷土の歴史を多くの方へ伝えていけるような人材を育成していく。

(3)事業の概要

令和9年度からイタリアへの派遣を隔年とする。また、派遣しない年度にはキエーティ市からの訪問団を受け入れ市内での交流を行う。また、派遣団員選考の年とする。
【派遣者の選考】セミナリヨ授業再現事業だけでなく、学生ボランティアガイド要請や歴史講座等の通年プログラムにて選考を行う。
【派遣後】
・派遣報告会を開催
・キエーティ市の学生の受け入れ家庭(ホストファミリー)となる。

(4)期待される効果

地元の歴史を知ることによって郷土愛を育み、地域に誇りを持てる人材を育成する。
また、海外の歴史や文化に直接触れる経験を通して、国際的な人材を育成する。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	4,548	350	4,826	350	
国庫							※令和10年度はゆかりの地首長会議の海外派遣も予定されている。
県費							
起債							
特財	市町村振興協会助成金他		1,807		1,807		
一財			2,741	350	3,019	350	
年度別取組の概要			イタリア派遣	派遣なし	イタリア派遣	派遣なし	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望　　⑥ その他市長が特に必要と認める事業

整理番号	既-07

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	セミナリヨ授業再現事業参加者より選考している。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		派遣者は中学生のみを対象としているため。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	現代社会において、海外経験は必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		友好都市締結に基づいて実施している。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	派遣者数は4少年にちなんで4名としている。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		県内でも海外に友好都市がある市町は派遣事業を行っている。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	派遣された中学生は母校で成果発表の場を設けてもらっている。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		応募により派遣者を選考している。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	複数の審査委員により選考を行っている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内在住の中学生を対象としている。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	友好関係の希薄化や事業に対する認識や関心が薄れる可能性がある。
課題	事業を定期的に行うことで培われるノウハウや関係性が断続的になり、スムーズな運営に支障が出る場合がある。
解決策	オンライン等を活用し、定期的に交流を行っていく。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
	派遣事業も11回目を迎え常態化してきている。 友好都市締結10周年を機に、派遣事業の目的や成果を再考し、いったん来年度は派遣を中止し、今後は相互交流を目指し、隔年での派遣へと見直してく。												
市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	C	公平性	B	評価区分	再検討
	これまでの成果を総括すると、限定的なものにとどまっていると判断する。今後は事業を再構築し、派遣対象年齢を拡大するなど、時代の変化や現状に合わせた検討を行い、より効果的な交流を目指すこととする。												
備考													

様式4

整理番号	既-08

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11610	予算事業名	商工振興対策事業				担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	17	電子地域通貨事業					担当課室	商工観光課	
							担当班	商工振興班	
事業期間	令和	2	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興		款（名称）	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化〈商工業〉		項（名称）	1 商工費
	施策細分	3-3-1-⑦電子地域通貨MINAコインの活用（総合戦略）		目（名称）	2 商工振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり			
根拠計画		南島原市商工振興計画			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

近隣市の大型店舗の利用やインターネットの普及など市民の消費活動範囲が市内を越え、市外、県外へと広がり、市内事業者での消費が減少している。そのようなこともあり、市内事業所は後継者も少なく、高齢化が進み事業所数は減少傾向にある。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

市内の加盟店でのみ利用できる電子地域通貨（MINAコイン）により、市内での消費拡大が図られ、地域経済が活性化されるほか、MINAコインを推進することで、キャッシュレス決済の普及を図り、市民のデジタル化を促進させる。

(3)事業の概要

・電子地域通貨（MINAコイン）事業の普及
　電子地域通貨のPR
　電子地域通貨のアプリの改修
・電子地域通貨（MINAコイン）の利用促進
　利用促進キャンペーンの実施
　行政サービスとの連携

(4)期待される効果

「域内での資金循環の拡大」による地域経済の活性化
キャッシュレスの推進
官民共同事業の実現

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			28,243	27,243	27,243	27,243	
国庫							
県費							
起債	過疎地域持続的発展特別事業債	1.0	15,600				
特財	ふるさと応援寄付基金繰入金	1.0	8,500				
一財			4,143	27,243	27,243	27,243	
年度別取組の概要			・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP ・運営負担金	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP ・運営負担金	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP ・運営負担金	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP ・運営負担金	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	⑥ その他市長が特に必要と認める事業

整理番号	既-08

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市外への消費流出を抑え、市内事業者の売上拡大に寄与することで、地域経済の活性化が図られる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		地域経済の活性化が図られ、地元事業者の事業継続に寄与し、利用者である市民や事業者の利益となっている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	キャッシュレス化が進む現在の社会経済情勢に適した事業であり、市民のニーズも認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		事業戦略の立案・実行は、行政が主体となりながらも民間からの協力や助言をもらいながら実施している。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	MINAコインが市民に浸透し、着実に決済額も増加している。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		本事業は地域限定の事業であり、他地域より先進的なサービスを行っているため優位性を保っている。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	MINAコインが市民に浸透し、今後は決済だけではなく、その他のサービスも提供していく予定である。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		スマートフォンを用いたサービスは、今後のデジタル化社会への導入であることを考慮しても最適だと考える。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	MINAコイン利用者及び加盟店は、公平にサービスが受けられる条件にしている。また、利用者拡充のため定期的にスマホ教室も実施している。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		MINAコインの利用者に対して、公平にポイント付与しているが、特定の対象者のみの付与は行っていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	市外で消費される金額が増加し、市内事業者の売上が減少することで、地域経済の低迷が懸念される。 PayPayなど大手決済サービスが拡がることで、MINAコインと比較して割高な決済手数料等により市内事業者の所得が減少する。
課題	行政サービスとの連携や域外資本獲得に向けた事業展開を進める必要がある(マイナンバーカードや観光業との連携など)。また、ヘビーユーザーの拡充と離脱したユーザーの復活、市外ユーザーの獲得、新規加盟店の確保など地域循環額増加を目指した更なる取り組みが必要である。
解決策	庁内でのMINAコイン活用検討会などの継続的な実施。 地域循環額増加に向けた効果的な予算の活用方法の検討。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		昨年度のMINAコイン決済額は、目標の11.7億円を超えることができた。キャンペーン費用を市が負担しているものの、還元される率や金額を減らしながら事業の効果が表れている。引き続き決済額を増やす施策を行うことで、JSBの手数料も増え、事務コストも賄えるようになっていくと考えている。決済額を増やすための施策とユーザーや加盟店獲得のための施策をうまく使い分けながら、限られた予算の中で最大限の効果を引き出していきたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		所管課における方向性のとおり、MINAコインのキャンペーン自体は継続する方針とするが、事業費やキャンペーンの内容などについては他自治体の事例を参考に再度精査をすることを求める。 また、新規加盟店の確保についても引き続き努めていただきたい。 部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。											
備考													

様式4

整理番号	既-09

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11612	予算事業名	企業立地事業				担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	01	企業立地事業					担当課室	商工観光課	
							担当班	商工振興班	
事業期間	令和	2	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	
総合計画 基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計			
総合計画 政策	5.雇用の拡大				款（名称）	7	商工費		
総合計画 施策	1.企業立地の促進と就業支援				項（名称）	1	商工費		
総合計画 施策細分	3-5-1-①企業誘致の強化(総合戦略)				目（名称）	2	商工振興費		
総合計画 重点P	該当しない								
根拠計画	南島原市商工振興計画								

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

雇用機会の確保にあたって、地場産業の活性化や新たな産業の誘致に取り組み、若者が魅力を感じ安心して働ける労働環境を創出することで、本市の持続的な発展を目指している。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

長崎県産業振興財団や日本立地センターなどと連携した市外からの企業立地及び既に誘致された企業や地場企業の業務拡大の取り組みを支援し、雇用環境の充実を図ります。

(3)事業の概要

・長崎県産業振興財団や日本立地センターと連携した誘致活動や誘致計画の策定など
・誘致施設(廃校舎・深江庁舎2階)の管理

(4)期待される効果

雇用の確保
事業所の事業拡充
地域経済の活性化

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	2,502	2,502	2,502	2,502	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			2,502	2,502	2,502	2,502	
年度別取組の概要			・誘致旅費 ・施設管理費 ・アドバイザリー事業	・誘致旅費 ・施設管理費 ・アドバイザリー事業	・誘致旅費 ・施設管理費 ・アドバイザリー事業	・誘致旅費 ・施設管理費 ・アドバイザリー事業	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	⑥ その他市長が特に必要と認める事業

整理番号	既-09

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	市内の雇用の確保や誘致企業の労働環境の整備などを行っている。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		対象となるのが一部の事業者となってしまうため。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	雇用の確保は喫緊の課題であり、それを解決するための事業である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		雇用の確保及び遊休施設の有効活用は行政で実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	企業誘致活動は堂崎港埋立地を含めて注力していくものであり、施設の管理は適性の範囲内で行っている。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		県内他自治体でも同様の規模で実施されている。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	特に堂崎港埋立地への企業誘致に関しては、これから積極的に実施していくものであり、成果を見込んでいる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		県産業振興財団や日本立地センター等とも連携を図り、最適かつ効果的な手法で実施している。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	誘致する企業については、審査委員会を設けて選考を行う予定である。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えるような事業ではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	人口減少により年々地域経済の縮小が懸念される中で、この事業がなくなることで市内の雇用が益々減少してしまい、更なる若者流出や人口減少を引き起こしてしまうことも懸念される。
課題	・交通アクセスが悪い地域であること ・誘致に伴う労働者の確保 ・廃校舎など施設の老朽化に伴う管理方法
解決策	・堂崎港埋立地においては土地の販売価格は安価であり、初期投資費用は抑えることができる ・地元の高校、ハローワークなどと連携し、地域を挙げた雇用の確保を図る ・適正な管理計画を基に修繕や改修を行っていく

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		企業誘致は人口減少対策として重要な事業であり、これまでの取り組みを継続することでこれから成果が出てくるものであると考えている。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		雇用機会の確保は市の重要課題の一つであり、今後も継続して取り組む必要があるが、次年度当初予算要求にあたっては、事業費を再度精査したうえで必要額を要求すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-10

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11614	予算事業名	そうめん産業振興事業				担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	04	そうめんPR事業					担当課室	商工観光課	
							担当班	そうめん振興班	
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	1	一般会計
	政策	3.商工業の振興		款（名称）	7	商工費
	施策	1.経営基盤の強化〈商工業〉		項（名称）	1	商工費
	施策細分	3-3-1-①販売強化と地産地消の推進（総合戦略）		目（名称）	2	商工振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり				
根拠計画		南島原市商工振興計画P30				

個別事業の内容

（1）事業・制度の背景（現状と課題）

手延べそうめん産業は本市の主要な地場産業であり、本市は全国有数の手延そうめんの産地であるが、他の主要産地と比べると知名度が低く、低価格で販売されている。

（2）事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

継続的な情報発信により知名度を向上させることで、販売促進につなげブランド価値向上を図る。

（3）事業の概要

島原手延そうめんの知名度向上、消費拡大を図るため、以下の事業に取り組んでいる。
①テレビCM放送 … 認証マークを活用した関東、九州地方でのテレビCM放送
②インターネット動画広告 … 認証マークを活用したYoutube、Tverでの動画配信
③そうめん鉢キャンペーンの開催 … 市内飲食店でのオリジナルそうめん料理の提供にあわせ、SNS等を活用したキャンペーンの開催
④試食イベント … 市内外のイベントにおいてそうめんの試食提供

（4）期待される効果

知名度向上による消費者需要の拡大、販売額増加
取引先との有利な価格交渉、販売単価の上昇
生産者の所得向上

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
国庫							
県費							
起債	過疎（ソフト）		16,900	16,900	16,900	16,900	
特財	ふるさと応援寄付、合併振興基金利子、建物貸付収入		15,849	15,849	15,849	15,849	
一財			3,440	1,940	1,940	1,940	
年度別取組の概要			印刷製本費、委託料、負担金	印刷製本費、委託料、負担金	印刷製本費、委託料、負担金	印刷製本費、委託料、負担金	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	⑥ その他市長が特に必要と認める事業

整理番号	既-10

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	地場産業の活性化は地域経済の発展につながるものであり、公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		地場産業の活性化は地域経済の発展につながるものであり、市民の利益に寄与するものである。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地場産業の活性化は、地域経済の発展につながるものであり、市民ニーズは認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		主要な地場産業であり、全国有数の産地であることから、本市特産品としてPRしていく必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	出荷先が多い関東と九州地方をターゲットに絞り、知名度向上のために必要な取り組みを実施している。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市には、同等特産品がないため、比較することができない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	販売単価は上昇傾向であり、事業の効果は発揮されている。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		認知度向上、消費拡大など目的に応じて、事業に取組んでいる。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	島原手延そうめん全体の知名度向上に取り組んでいるため、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		本市の特産品として島原手延そうめんをPRするため、特定の対象者に恩恵を与えるものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	他産地に比べ知名度が不足している状況の中、担い手不足等により生産量も年々減少傾向であるため、情報発信を継続し、販売価格を上げていくことは必要な取り組みであり、事業を実施しなければ、産地が衰退していくことが予想される。
課題	事業の効果が見えにくい
解決策	島原手延そうめん認証制度の認定を受けたそうめんについて、新規取引件数や売上額など実際の成果について事業者にヒアリングを行い、情報収集を行う。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		他産地に比べ知名度が不足している状況の中で、産地の維持、発展のためには、引き続き情報発信は必要であるため、今後も継続して取り組んでいく。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討
		本市において、手延べそうめんは地域の重要な地場産業であり、知名度向上を目的に情報発信を継続してきたが、事業効果の定量的な測定が難しい状況である。今後は予算規模の見直しと効果的なPR方法を新たに検討し、持続可能な産地振興を図ることとする。											
備考													

様式4

整理番号	既-11

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11805	予算事業名	観光地等周辺整備事業	担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	03	鮎帰りの滝公園整備事業		担当課室	商工観光課
				担当班	観光振興班
事業期間	令和 6 年度～令和 11 年度（ 6 年間）			実施区域	有家町

総合計画			予算科目			
	基本柱	3.産業経済		会計区分	1	一般会計
	政策	4.観光の振興		款（名称）	7	商工費
	施策	3.受入体制の充実		項（名称）	1	商工費
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備(総合戦略)		目（名称）	3	観光費
	重点P					
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

鮎帰りの滝は市有数の景勝地であり、夏場を中心に多くの観光客が訪れる地域資源である。施設の案内サインの視認性の低さや鑑賞スペースの不足に加え、敷地内の廃墟の存在が景観や利便性を損ねており、多様な来訪者の安全確保と年間を通じたリピーターの確保に向けた受入環境の整備が求められている。また、周辺のアクセス道路や園路は幅員が狭く急勾配であることから、安全対策不足も課題となっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

本事業は、豊かな自然環境を保全・活用しながら、安全で快適に回遊できる景勝地としての基盤を整備することを目的とする。昨年度策定した基本計画に基づき、ユニバーサルデザインに対応した園路や鑑賞スペースを創出することに加え、アクセス道路や危険箇所を改善する。これにより、来訪者の利便性・満足度向上と滞留時間の延長を図り、自然体験や地域交流の促進を通じて交流人口の拡大と地域活性化に貢献する。

(3)事業の概要

基本設計に基づき、滝周辺および園地部分(約2.3ha)の整備を行う。主な内容として、安全に配慮した散策路の整備、景観を臨める滝見スペースや芝生広場・ドッグラン等の滞留空間の整備、ならびにアクセス道路の新設改良工事を実施する。併せて、既存の駐車場の活用を見直すとともに、視認性に優れた統一サインの設置、既存樹木や郷土種を生かした景観緑化を行い、快適な利用環境を一体的に構築する。

(4)期待される効果

散策路の安全対策やユニバーサルデザイン化により、子どもから高齢者まで誰もが安心して訪れられる魅力的な観光拠点となる。滝の鑑賞スポットや広場等の滞留機能が充実することで滞留時間の延長と満足度向上につながり、夏季中心であった利用者の通年化やリピーターの増加が期待される。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			44,000	44,000	200,000	200,000	
国庫	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業補助金	1/2			100,000	100,000	事業の予算額次第で後年度へずれ込む可能性あり
県費							
起債	過疎債	100%	44,000	44,000	100,000	100,000	
特財							
一財							
年度別取組の概要			詳細設計業務	用地・建物補償、工事用仮設道路施工	公園整備工事	公園整備工事	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望　② 自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業

整理番号	既-11

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	公園整備と道路改良は、市民生活の利便性向上と地域課題の解決に直結しており、高い公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		特定の利害関係者に偏ることなく、事業の成果は市民や広く観光客へ寄与するものと考える。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	公園の景観や遊歩道の整備など、市が誇る景勝地の受入環境整備は利用客ニーズに応えるものである。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市が誇る観光スポットであることから、行政が責任を持って主体的に実施する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模や内容は、極力自然を残し、生かす計画としており、事業費の削減を念頭に置いたものである。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣他市の類似事業の施設はない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	掲げた事業目的に即した具体的な成果が期待できる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		基本構想から基本計画においても、地域住民の理解を得ながら進めており最適な方法である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	観光客が不便なく利用でき、満足してもらえるような公園整備であり、公平性は保たれていると考える。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		鮎帰りの滝周辺の整備であって、景勝地の環境整備であり、特定のものに対する整備では無い
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	整備を見送った場合、駐車場やトイレといった周辺環境の不備が放置されることで景観や利便性が損なわれ、観光地としての魅力が著しく低下します。結果として観光客の減少を招き、地域経済への波及効果が薄れるだけでなく、地域の貴重な観光資源の持続的な維持管理・活用が困難になるおそれがあります。
課題	これまで、地権者の合意が得られず道路事業が実施できなかった経緯もあるが、代替わりにより現在の地権者からは合意が得られていることから、地域や関係者の理解が得られている間に事業を実施すべきであると考えます。
解決策	引き続き地権者の合意を得ながら、遅滞なく事業を進める必要がある。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		鮎帰りの滝周辺の景観が悪いという問題や、鮎帰りの滝までの道路が狭小であるといった問題も、本事業の推進により解決できることに加え、新たな鮎帰りの滝公園としての魅力を発信し、観光客の誘客に努めるべき事業であると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		鮎帰りの滝は本市の貴重な観光資源であり、その整備は地域活性化に寄与する重要な事業である。今年度進めている詳細設計を十分に精査し、社会的投資収益率を算出することとする。その結果を基に、部局ごとの予算要求基準額を考慮し、必要な範囲内で次年度の予算要求をすることは妨げない。											
備考													

様式4

整理番号	既-12

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14020	予算事業名	有機農業等推進事業				担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	02	トレーニングファーム事業					担当課室	農林課	
							担当班	農業戦略班	
事業期間	平成	20	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	1	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興		款（名称）	6	農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化〈農林業〉		項（名称）	1	農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化（総合戦略）		目（名称）	3	農業振興費
	重点P	該当しない				
根拠計画	-					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

本市では、環境に配慮した持続可能な農業の発展を目指し、認証費用の補助等を通じて有機農業の推進を図っている。しかし、コスト負担や地域全体での取り組みなど課題が多く存在している。本制度は、農業者の経済的支援だけでなく、地域農業の発展や環境保全にも寄与する。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

国が策定した「みどりの食糧システム戦略」を契機として、生産基盤の強化および人材の育成等に積極的に取り組み、有機農業を推進する。

(3)事業の概要

有機農業の推進に向けて、有機農業で生産した農作物を市内の学校給食で提供し、普及を図るとともに、県内のマルシェに参加し、PR活動を行う。また、地域おこし協力隊を活用し、トレーニングファームを実施することで、担い手の育成を行い、農業振興を目指す。
・地域おこし協力隊の募集に関する経費（業務委託）
・有機農業伴走型補助金（定額補助）など

(4)期待される効果

安心安全な農産物の供給促進、環境負荷の軽減、地域農業の振興、持続可能な農業の推進、そして地域コミュニティの強化を通じて、有機農業の普及により地域の信頼性向上と経済活性化が図られる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			3,300	300	300	300	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			3,300	300	300	300	
年度別取組の概要			・その他業務委託料	・旅費 ・消耗品費	・旅費 ・消耗品費	・旅費 ・消耗品費	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	⑥ その他市長が特に必要と認める事業

整理番号	既-12

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	新規参入による就農者の確保は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		基幹産業である農業人材確保のため取り組みであり、行政が実施しなければならない
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	支援基幹産業の人材確保は市にとって必要な取り組みである
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		本市への就農促進を目的とした事業であり、近隣市と均衡を保つような事業ではない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	新規就農者の確保につながっており、効果が認められる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		環境負荷の軽減や安心安全な農産物の供給が進まず、地域農業の競争力や経済活性化が停滞し、地域コミュニティの結束力が弱まる恐れがある。
	課題	コスト負担や認証手続きの煩雑さ、有機農業への知識不足、地域全体での取り組みの不足、消費者の認識や市場のバランス、環境負荷軽減の評価の不備、そして持続可能な支援体制の構築が挙げられる。
	解決策	生産者のコスト負担軽減、認証手続きの簡略化、知識普及活動の強化、地域全体での取り組みの促進、消費者認識の向上と市場拡大、環境負荷軽減の評価基準整備、そして持続可能な支援体制の構築を行う。

次年度に向けた方向性														
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本市において、有機農業に取り組む農家数は伸び悩んでいる状況にあるため、市内の農業者組織や農業者が有機農業に取り組みやすい環境を整備することが求められている。今後も継続して推進していく必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		本市の気候や土壌は有機農業に適しており、次年度はオーガニック野菜の普及と地域農業振興を目指し、具体的施策を検討することとする。給食現場や生産者の声を反映し、部局ごとの予算要求基準額を考慮しながら、必要な範囲で予算要求を行うことは妨げない。												
備考														

様式4

整理番号	既-13

個別事業（ 既存事業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	82	市道北ヶ峰1号線、2号線、3号線道路改良事業					担当課室	建設課	
							担当班	建設改良班	
事業期間	令和	9	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	加津佐町	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.交通環境の充実		款（名称）	8 土木費
	施策	1.道路網の整備		項（名称）	2 道路橋りょう費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)		目（名称）	3 道路新設改良費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

本路線は、広域農道より北ヶ峰自治会へ通じる連絡道路であるり、空池原圃場整備区域を結ぶ産業道路でもあるが、現況幅員が狭小であるため、一般車両はもとより緊急車両、運搬車両等の通行にも支障をきたしている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

現在、空池原地区圃場整備区域より、北ヶ峰地区までは拡幅改良が完了しており、その改良区間より広域農道までの区間の改良を行うことにより、産業ルートとしての役割の強化も合わせて得られる可能性があり、そのルートを選定する、概略設計を行い、早期の産業ルートの確立を確立できる。

(3)事業の概要

概略設計業務 L=1,200m

(4)期待される効果

拡幅改良することにより、緊急時の安全性や日常生活の利便性の向上及び産業ルートとしての役割の強化という効果が見込まれる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	0	5,300	0	0	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				5,300			
年度別取組の概要				概略設計 L=1,200m			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	既-13

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の道路幅員では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	他地区との連絡・産業道路として必要な規模である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		連絡・産業道路として改良する道路としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	拡幅改良することにより、緊急時の安全性や日常生活の利便性の向上及び産業ルートとしての役割を、果たせる道路として位置づけ、新たな道路網としての構築が図れない。
課題	自治会内の道路に近接する家屋を回避した、ルート線形案が検討できるのか
解決策	概略設計による、各管理者との協議

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		本路線は、地元からの改良要望路線であると同時に安全性の確保や利便性の向上を考慮した場合、改良・拡幅が不可欠な路線であると考えられる。よって、早期の着工に向けて概略設計を実施し用地取得に向けた地元協議を行い、今後の実施計画を検討したい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。											
備考													

様式4

整理番号	既-14

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	84	市道町原線道路改良事業					担当課室	建設課	
							担当班	建設改良班	
事業期間	令和	9	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	加津佐町	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.交通環境の充実		款（名称）	8 土木費
	施策	1.道路網の整備		項（名称）	2 道路橋りょう費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)		目（名称）	3 道路新設改良費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

本路線は、小中学校を沿線に持ち、県道加津佐停車場山口線、国道389号と広域農道を連結する主要な幹線道路であり、また、降雨により度々国道251号の規制が行われ、迂回路として通行車両が増加しており、通行者の安全な通行の確保が現道の規格では、足りない状況となっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

現在、広域農道付近より、500m程度道路の規格を上げた、改良を行っているが、全線同規格での改良を実施し、広域農道と国道251号、389号の連結させる道路網を確立させ、降雨時の迂回路、幹線道路としての機能を向上させ、通行者の利便性、並びに安全性を向上させる。事業の実施時に先駆け、本道路のルート案並びに、関係地用地の把握をおこなうため、概略設計を実施し、事業のスムーズな進捗を図る。

(3)事業の概要

概略設計業務 L=1,000m

(4)期待される効果

広域農道と国道251号、389号の連結させ、降雨時の迂回路、幹線道路としての機能の充実が期待できる。
また、本概略設計に実施により、事業の重要性を地権者に講じ、用地協力を仰ぐことにより、事業のスムーズな進捗も期待できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	0	2,800	0	0	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				2,800			
年度別取組の概要				概略設計 L=1,000m			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	既-14

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の市道規格では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	他地区との連絡道路として必要な規模である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		連絡道路として改良する路線としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	すでに一部区間2車線化している路線でもあり、同規格の道路としてのつながりが必要であり、また道路沿線に、小中学校も存在しており、国道迂回路としては、通学時等に、接触事故の懸念もあり、連絡道路としての機能が果たせず、道路網の利便性に欠け、迂回路としての機能の確保もできない。
課題	沿線の2小中学校、河川があり、近隣地との用地バランスの考慮した、線形の確立。
解決策	概略設計による、各管理者との協議

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		広域農道と国道251号、389号を連結させ、降雨時の迂回路、幹線道路としての機能の充実が期待でき、道路網としては、必要なルートとして、道路規格を上げた改良が必要であるため、概略設計による、各関係管理者との協議が必要と考えている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。											
備考													

様式4

整理番号	既-15

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	06	市道維持管理事業(工事・設計等)					担当課室	建設課	
							担当班	維持防災班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.交通環境の充実		款（名称）	8 土木費
	施策	1.道路網の整備		項（名称）	2 道路橋りょう費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)		目（名称）	2 道路維持費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

市道の老朽化による路面補修や側溝整備、安全施設の設置、附帯構造物の維持補修等の市民からの苦情・要望があっており、早急な対策が求められている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

市道の路面補修や側溝整備、安全施設の設置、附帯構造物などの維持補修及び整備を実施し、交通の便や住民生活の安全・安心を確保する。

(3)事業の概要

・市道維持補修工事(要望分)
・市道維持補修工事(緊急分)
・市道維持補修工事(区画線)
・市道維持補修工事(通学路)
・市道維持管理事業測量設計委託

(4)期待される効果

市道の維持補修及び整備を実施することで、交通の便や住民生活の安全・安心を確保できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	47,000	67,000	67,000	67,000	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			47,000	67,000	67,000	67,000	
年度別取組の概要			工事 47,000千円	工事 67,000千円	工事 67,000千円	工事 67,000千円	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	⑥ その他市長が特に必要と認める事業

整理番号	既-15

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道の維持管理事業であり、安全安心な生活環境が確保できていない。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安全安心な生活をするうえで必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市民からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必要性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市道の維持管理事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	補修及び整備を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市道の維持管理であり、別の手法は考えられない。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵を与えていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	本事業は、安全な交通の確保及び市民生活の安全・安心な生活を送ることを目的に実施しており、事業を廃止した場合には、上記の目的を達成できないことから市民生活に多大な悪影響が生じる。
課題	苦情・要望案件が多く、現在の予算規模及び人員では対応が厳しい状況である。また、一般財源で実施するため、財源の確保が課題である。
解決策	予算及び人員の確保による事業実施。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	本事業は、市が管理する道路施設を適正に維持管理し、安全な交通の確保及び市民の安全・安心な生活に向けた交通環境の改善を目的に実施しており、必要不可欠な事業である。 今後について、要望箇所及び維持工事箇所を整理し、優先度をつけ計画的に実施していきたい。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。												
備考													

様式4

整理番号	既-16

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15032	予算事業名	自転車歩行者専用道路整備事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	01	南島原市自転車道整備事業（社会資本整備総合交付金分）					担当課室	建設課	
							担当班	自転車道整備班	
事業期間	令和	2	年度～令和	9	年度（	8 年間）	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.交通環境の充実		款（名称）	8 土木費
	施策	1.道路網の整備		項（名称）	2 道路橋りょう費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備（総合戦略）		目（名称）	3 道路新設改良費
	重点P	③便利な地域のための礎づくり			
根拠計画		南島原市自転車活用推進計画			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

南島原市自転車ネットワーク計画に基づき、島鉄跡地を自転車歩行者専用道路として整備することによって、市民の生活を支える生活路線として安心安全な自転車走行環境を構築する。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

南島原市自転車ネットワーク計画に基づき、島鉄跡地を自転車歩行者専用道路として整備することによって、市民の生活を支える生活路線として安心安全な自転車走行環境を構築する。
また、島原半島一周ルートの指定に向けて、市民や来訪者が市の魅力を自転車で巡りゆっくり楽しんで貰うため、施設等の受入れ環境を構築を図る.

(3)事業の概要

南島原市自転車活用推進会議により「人・自転車」のための道路として利用することで、
自動車道との分離における安全確保、自転車を活用した市民の健康増進や交流などにより地域活性化をはかるものである。
自転車歩行者専用道路　L=22.4km、W=4.0m

(4)期待される効果

歩行者自転車利用者の通行空間を確保することにより、人、自転車、自動車のそれぞれの移動の安全を確保しながら、自転車を活用した市民の健康増進や交流機会づくりを進めることができる。また、通学路としても利用され、自動車事故の懸念もなく、安心して通学でき、自動車運転者も、自転車等に注視することなく安心して運転する出来る。

年度別の計画額の概要

財源内訳		（千円）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	財源名称	補助率	243,915	174,809	19,809	19,809	
国庫	社会資本整備総合交付金	0.627	100,308	87,780			
県費							
起債	公共事業等債		56,300	46,900			
特財							
一財			87,307	40,129	19,809	19,809	
年度別取組の概要			有馬川橋梁工事 N=1橋	有馬川橋梁工事 N=1橋	維持管理 1式	維持管理 1式	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-16

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	令和2年度より、自転車歩行者専用道路として整備を進めており、安心・安全に通行できる道路空間の確保。災害時の避難路として利用が可能である。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		自転車歩行者専用道路として整備をすることで、安心・安全に通行できる道路空間の確保。災害時の避難路としても利用が可能である。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	令和2年度より、自転車歩行者専用道路として整備を進めており、安心・安全に通行できる道路空間の確保。災害時の避難路として利用が可能である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		自転車活用推進計画に掲げる事業を達成するために、補助事業を活用して進めており、整備の手段としては適正である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	平成29年度末に市の所有となった島鉄跡地は、自転車歩行者専用道路へ整備する方向性以外に、具体的でかつ現実的な全線一体的利用方法が無く、適正である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		今回の事業は、近隣市に先駆けて実施しており、先進地的な事業となっている。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	現時点では、整備工事に着手し令和6年度完成に向けて事業を推進しており、自転車利用者や歩行者の環境整備により、効果は発揮されると考えてる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		自転車活用推進計画に掲げる事業を達成するために、補助事業を活用して進めており、事業の手段としては適正である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	事業実施にあっては、歩行者、自転車利用者が安心・安全に通行できる道路とし整備しており、公平性が確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		旧鉄道跡地を自転車歩行車専用道路と整備し、歩行者、自転車利用者が安心・安全に通行出来る空間を確保するものであり、特権的な恩恵は与えていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	本事業を廃止すると、自転車歩行車専用道路整備の事業効果が生かされない。また、整備南島原市自転車活用推進計画は議会へも説明をおこなっており、新たな説明が必要となる。 全線完成しないで事業を終わらせた場合、今後新たに補助事業を計画する場合には、県、国の審査が厳しくなることが予想される。
課題	計画ルート全体での整備が行われない場合は、完成と認められない事から、これまで交付された国庫補助金の返還が想定される。また、補助金額の残事業費を起債事業で実施しており、借り入れた額の一括償還も想定される。
解決策	当初計画にのとおり全体整備を完了する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		自転車歩行車専用整備においては、令和9年度完成に向けて事業を進めており、受け入れ環境の整備を継続して進めることで、事業効果が生まれ活性化が図られる。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-17

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15032	予算事業名	自転車歩行者専用道路整備事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	02	南島原市自転車道整備事業（地方創生道整備推進交付金分）					担当課室	建設課	
							担当班	自転車道整備班	
事業期間	令和	3	年度～令和	9	年度（	7 年間）	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	7.基盤整備	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.交通環境の充実		款（名称）	8 土木費
	施策	1.道路網の整備		項（名称）	2 道路橋りょう費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備（総合戦略）		目（名称）	3 道路新設改良費
	重点P	③便利な地域のための礎づくり			
根拠計画		南島原市自転車活用推進計画			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

南島原市自転車ネットワーク計画に基づき、島鉄跡地を自転車歩行者専用道路として整備することによって、市民の生活を支える生活路線として安心安全な自転車走行環境を構築する。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

南島原市自転車ネットワーク計画に基づき、島鉄跡地を自転車歩行者専用道路として整備することによって、市民の生活を支える生活路線として安心安全な自転車走行環境を構築する。
また、島原半島一周ルートの指定に向けて、市民や来訪者が市の魅力を自転車で巡りゆっくり楽しんで貰うため、施設等の受入れ環境を構築を図る.

(3)事業の概要

南島原市自転車活用推進会議により「人・自転車」のための道路として利用することで、
自動車道との分離における安全確保、自転車を活用した市民の健康増進や交流などにより地域活性化をはかるものである。
自転車歩行者専用道路　L=9.7km、W=4.0m

(4)期待される効果

歩行者自転車利用者の通行空間を確保することにより、人、自転車、自動車のそれぞれの移動の安全を確保しながら、自転車を活用した市民の健康増進や交流機会づくりを進めることができる。また、通学路としても利用され、自動車事故の懸念もなく、安心して通学でき、自動車運転者も、自転車等に注視することなく安心して運転する出来る。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			200,000	200,000	0	0	
国庫	地方創生道整備推進交付金分	0.5	100,000	100,000			
県費							
起債	公共事業等債		89,400	90,000			
特財							
一財			10,600	10,000			
年度別取組の概要			道路改良工事 L=0.3km	道路改良工事 L=0.3km			

ふるさと納税応援寄附金の利用希望

整理番号	既-17

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	令和2年度より、自転車歩行者専用道路として整備を進めており、安心・安全に通行できる道路空間の確保。災害時の避難路として利用が可能である。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		自転車歩行者専用道路として整備をすることで、安心・安全に通行できる道路空間の確保。災害時の避難路としても利用が可能である。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	令和2年度より、自転車歩行者専用道路として整備を進めており、安心・安全に通行できる道路空間の確保。災害時の避難路として利用が可能である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		自転車活用推進計画に掲げる事業を達成するために、補助事業を活用して進めており、整備の手段としては適正である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	平成29年度末に市の所有となった島鉄跡地は、自転車歩行者専用道路へ整備する方向性以外に、具体的でかつ現実的な全線一体的利用方法が無く、適正である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		今回の事業は、近隣市に先駆けて実施しており、先進地的な事業となっている。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	現時点では、整備工事に着手し令和6年度完成に向けて事業を推進しており、自転車利用者や歩行者の環境整備により、効果は発揮されると考えてる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		自転車活用推進計画に掲げる事業を達成するために、補助事業を活用して進めており、事業の手段としては適正である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	事業実施にあっては、歩行者、自転車利用者が安心・安全に通行できる道路とし整備しており、公平性が確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		旧鉄道跡地を自転車歩行車専用道路と整備し、歩行者、自転車利用者が安心・安全に通行出来る空間を確保するものであり、特権的な恩恵は与えていない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	本事業を廃止すると、自転車歩行車専用道路整備の事業効果が生かされない。また、整備南島原市自転車活用推進計画は議会へも説明をおこなっており、新たな説明が必要となる。 全線完成しないで事業を終わらせた場合、今後新たに補助事業を計画する場合には、県、国の審査が厳しくなることが予想される。
課題	計画ルート全体での整備が行われない場合は、完成と認められない事から、これまで交付された国庫補助金の返還が想定される。また、補助金額の残事業費を起債事業で実施しており、借り入れた額の一括償還も想定される。
解決策	計画に従い全体整備を完了する。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	自転車歩行車専用整備においては、令和9年度完成に向けて事業を進めており、受け入れ環境の整備を継続して進めることで、事業効果が生まれ活性化が図られる。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考													

様式4

整理番号	既-18

個別事業（ 補 助 金 等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	16200	予算事業名	浄化槽設置整備事業	担当部局	環境水道部〈衛生局〉
個別事業名及び補助金名称	01	浄化槽設置整備事業補助金		担当課室	上下水道課
				担当班	下水道班
事業期間	平成	18	年度～令和 - 年度(年間)	実施区域	市全域

総合計画			予算科目		
	基本柱	7.基盤整備		会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実		款（名称）	4 衛生費
	施策	4.生活排水の処理		項（名称）	2 清掃費
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理		目（名称）	3 し尿処理費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

令和元年度までは国の基準額で補助していましたが、下水道区域の整備終了に伴い合併浄化槽の普及促進のため市単独費で令和元年度の国の基準額に1.5倍に上乗せ補助を令和7年度まで実施していました。
令和8年度は現行の国の基準額に1．5倍を上乗せ補助を実施しています。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

下水道区域の整備終了に伴い、下水道区域以外を合併浄化槽で整備促進するものです。

(3)事業の概要

合併浄化槽設置をする市民へ補助金を交付します。

(4)期待される効果

下水道区域以外の地域でも、同等の生活水準が得られるとともに公共水域保全に寄与します。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			97,633	84,049	84,049	84,049	
国庫	循環型社会形成推進交付金	0.5	31,700	27,247	27,247	27,247	
県費	浄化槽設置整備事業補助金	1/3	23,690	20,352	20,352	20,352	
起債							
特財	ふるさと基金		21,500				
一財			20,743	36,450	36,450	36,450	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-18

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	公共水域の保全に寄与します
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		公共水域の保全に寄与します
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	下水道と同等の生活水準が得られます
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		公共水域の保全に寄与します
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	下水道区域以外のため必然性があります
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		雲仙市と同程度の補助額です
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	年間100基以上へ補助し発揮しています
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		補助金交付要綱を策定しています
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	下水道区域以外のため公平性があります
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		人槽により上限額が設定されているため与えていません
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
事業を実施しなかった場合の影響	新築は、合併浄化槽を設置しますが、増改築では補助金がなければ負担する金額が大きく浄化槽設置を見送る場合もあります。
課題	物価高騰による浄化槽設置費用の高騰、建築費自体の高騰による新築の減少があげられます。
解決策	社会全体の賃上げなどの経済対策などが考えられます。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	下水区域の整備が終了していますので、今後は合併浄化槽事業設置補助金にて設置の促進を行うために必要です。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考													

様式4

整理番号	既-19

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12611	予算事業名	ごみ処理施設解体事業				担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称	01	ごみ処理施設解体事業					担当課室	衛生業務課	
							担当班	衛生総務班	
事業期間	令和	6	年度～令和	12	年度（	7 年間）	実施区域	南有馬町	

総合計画	基本柱	8.協働行政	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.持続可能な財政運営		款（名称）	4 衛生費
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用		項（名称）	2 清掃費
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)		目（名称）	2 塵芥処理費
	重点P	③便利な地域のための礎づくり			
根拠計画		循環型社会形成推進地域計画			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

この焼却施設は、平成12年3月に新築された施設で、県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設建設事業で、諫早市福田町に、ごみの焼却施設が令和8年3月31日に完成し、翌日の4月1日から稼働したため、用途廃止となった。また、南有馬衛生センター敷地内に、し尿処理施設があり令和3年度に長期的(15年間)に維持できるように大規模改修工事が終わり、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を行っているが、躯体が34年経過しており、し尿処理施設の更新の予定地が必要になります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

焼却施設の解体事業については、跡地利用計画を必須条件とした循環型社会形成推進交付金を活用して、焼却施設解体工事及び跡地利用施設建設工事を行う。また、焼却施設解体後の跡地にし尿処理施設の更新計画の予定地としてするため必要になります。

(3)事業の概要

・令和7年度～令和8年度　南有馬クリーンセンター解体工事設計等業務委託
・令和8年度　南有馬クリーンセンター廃炉作業業務委託料
・令和8年度～令和11年度　南有馬クリーンセンター解体工事
・令和8年度～令和11年度　南有馬クリーンセンター解体工事施工監理業務委託
・令和11年度～令和12年度　　分散型・漂流漂着ごみ回収拠点施設工事
・令和11年度～令和12年度　　分散型・漂流漂着ごみ回収拠点施設工事施工監理業務委託

(4)期待される効果

循環型社会形成推進交付金を活用して焼却施設の解体工事を行い、跡地利用として資源ごみ回収のための拠点施設及びし尿処理施設の更新計画の予定地として、大切な自然環境の保全が維持できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			147,379	420,750	1,110,700	1,059,000	
国庫	循環型社会形成推進交付金	1/3	8,066	137,350	368,500	281,868	
県費							
起債	一般廃棄物処理事業債	75/100	90,700	6,500	3,900	159,900	
		90/100	14,500	247,200	663,300	507,300	
特財							
一財			34,113	29,700	75,000	109,932	
年度別取組の概要			廃炉作業業務委託、解体工事設計等業務委託等	解体工事・施工監理業務委託	解体工事・施工監理業務委託	解体工事、分散型・漂流漂着ごみ回収施設工事・施工監理業務委託	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-19

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	本事業により、明確な公益性が客観的に認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		本事業により、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	この事業は、行政が実施する必要性がある。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		この事業は高度な技術を必要とするため、実施する必然性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模は適正であり、実施する必然性がある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	資源ごみ回収拠点施設や新たなし尿処理施設に更新することにより、効果が発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	事業実施にあたって公平性が確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	循環型社会形成推進交付金を活用した焼却施設解体工事及び跡地利用施設建設工事が出来なくなり、用途廃止した焼却施設がそのまま残存することになる。 また、新たなし尿処理施設の更新計画にも影響が生ずることになる。
課題	循環型社会形成推進交付金を活用した、事業を進める必要がある。
解決策	循環型社会形成推進地域計画に基づき、循環型社会形成推進交付金を活用した焼却施設解体工事及び跡地利用施設建設工事を実施する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業は、用途廃止した焼却施設の解体工事や跡地利用施設建設のために、必要不可欠である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性に従い、循環型社会形成推進交付金を活用した事業を推進することとする。 また、事業費が高額であるため、類似事例を持つ自治体を参考にし、事業内容を慎重かつ十分に精査することとする。											
備考													

様式4

整理番号	既-20

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17010	予算事業名	事務局費				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	02	事務局費					担当課室	教育総務課	
							担当班	教育総務班	
事業期間	平成	9	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	5.人づくり	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.教育の充実		款（名称）	10 教育費
	施策	—		項（名称）	1 教育総務費
	施策細分	—		目（名称）	2 事務局費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

教育総務課が管理する学校施設(小学校14、中学校8)は、築40年を経過している割合が75%以上であり、雨漏りや施設改修の他にも、突発的な修繕、防犯カメラ整備、空調整備、未活用施設の除却に向けた地権者等との交渉、除却及び原形復旧など、膨大な業務を教育施設班(4人、うち1人は再任用)で対応している状況である。
こうした中、再任用職員の任期満了により次年度の体制が▲1人となることが見込まれる。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

学校施設の老朽化問題が深刻化している現状において、子どもたちが安心して学べる教育環境整備の推進は、施設及び設備の改修だけでなく、未利用施設の除却、統廃合など、これまで先送りされてきた問題を解決する重要施策である。
必然性・緊急性を考慮した事業実施など対応策を講じているが、多方面から改修等の要望は絶えず、業務量は増大している状況にある。再任用職員の任期満了に伴う職員数の減は、施策推進の大幅な遅れに繋がりかねないため、公共工事に精通した職員を補填し、現行の人員体制を維持する必要がある。

(3)事業の概要

公共工事に精通した市職員の補填を強く要望するが、困難である場合は、学校再編が完了するまでの間、公共工事に精通した会計年度任用職員を任用する。

(4)期待される効果

学校施設の老朽化問題が深刻化している現状において、子どもたちが安心して学べる教育環境整備の推進に遅れを生じさせない。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
(千円)			5,119	8,223	8,223	8,223	
国庫							
県費							
起債							
特財	基金利子、雇用保険料個人負担金		46	60	60	60	
一財			5,073	8,163	8,163	8,163	
年度別取組の概要				会計年度任用職員1名を任用	会計年度任用職員任用継続	会計年度任用職員任用継続	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	③ 子供たちの健全育成に関する事業

整理番号	既-20

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	将来を担う子どもたちが安心して学べる教育環境整備を推進するものである。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		教育環境整備の推進は、広く市民の利益に寄与するものである。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	教育環境整備の推進は、市民ニーズが認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		義務教育である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	必然性・緊急性を踏まえ総合的に判断している。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		教育環境整備の程度は、学校ごとに判断しており、近隣市と比較しても均衡は欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	b.一部改善の余地あり	C	学校施設の老朽化問題が深刻化している現状等を踏まえ、現行の人員体制を維持する必要がある。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり		公共工事に精通した市職員を補填いただければ、会計年度任用職員は不用である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	教育環境整備の推進は、広く市民の利益に寄与するものであり、公平性が確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		教育環境整備の推進は、広く市民の利益に寄与するものであり、特定の恩恵を与えるようなものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	学校施設の老朽化問題が深刻化している現状において、子どもたちが安心して学べる教育環境整備の大幅な遅れに繋がりかねない。
課題	公共工事に精通した市職員の補填が困難である実態が課題である。
解決策	学校再編が完了するまでの間、公共工事に精通した会計年度任用職員を任用し現行の人員体制を維持する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	C	公平性	A	評価区分	継続
		学校施設の老朽化問題が深刻化している現状において、子どもたちが安心して学べる教育環境整備の推進は、施設及び設備の改修だけでなく、未利用施設の除却、統廃合など、これまで先送りされてきた問題を解決する重要施策である。 再任用職員の任期満了に伴う職員数の減は、施策推進の大幅な遅れに繋がりかねないため、公共工事に精通した職員を補填し、現行の人員体制を維持する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	C	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-21

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17102	予算事業名	小学校施設整備・改修事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	43	口之津小学校整備事業					担当課室	教育総務課	
							担当班	教育施設班	
事業期間	令和	8	年度～令和	9	年度(	2 年間)	実施区域	口之津町	

総合計画	基本柱	5.人づくり	予算科目	会計区分	1	1.一般会計
	政策	1.教育の充実		款（名称）	10	教育費
	施策	3.教育環境の整備		項（名称）	2	小学校費
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)		目（名称）	1	学校管理費
	重点P	該当しない				
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

近年の地球温暖化により気温が上昇し、熱中症への対策が重要な課題となっています。
屋外での活動が制限される猛暑時に体育館での活動が増える中、市内小中学校のすべての屋内運動場において空調設備が未整備であることから熱中症リスクを高める要因となっています。
また、空調設備導入には多額の費用がかかるため、財政面での課題があります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

熱中症対策として、体育館内では大型扇風機の活用により空気の流れを循環させ、温度上昇を和らげる方法や児童生徒には水筒を持参させ、水分補給を適宜行うよう指導を行っているが対策としては不十分であり、体育館への空調設備の設置は、猛暑の影響を受ける児童生徒の安全と健康を守るために必要です。
また、近年は自然災害が増加傾向にあり、避難所としての機能を強化することで、防災対策としても重要な役割を果たすため空調整備を早急に行う必要があります。

(3)事業の概要

屋内運動場への空調設備設置及び断熱工事を行う。

(4)期待される効果

体育館は屋外の活動が制限される猛暑時に使用されることが多いため、空調設備を設置することで室内温度を適切に保ち、児童生徒の熱中症リスクを大幅に軽減できます。
また、暑さを和らげることで、児童生徒が集中して学習や運動を行える環境を整えることで教職員の負担も軽減され、教育活動の質向上が期待されます。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			51,200	50,800	0	0	
国庫	学校施設改善交付金	50	25,600	25,400			
県費							
起債	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	100	25,600	25,400			
特財							
一財							
年度別取組の概要			空調設備設置工事・監理	断熱工事・監理			

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-21

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	体育館の空調設備整備は、教育現場の安全性と質を向上させるだけでなく、地域全体の災害対策としても公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		災害時に避難所として機能する体育館に空調設備があれば、住民の安全と健康を守ることができ、地域全体の防災力向上につながることから市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地球温暖化の進行に伴い、猛暑による健康被害への関心が高まっており、空調設備設置の必要性が市民の生活安全を守る観点から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		体育館は公共施設であり、学校教育や避難所として利用される場です。このような施設の整備は行政の責務であり、民間に任せることは難しいと考えられます。また、地方債や交付税措置などの公的資金を活用できる点からも、行政が主体的に実施する必要性があるといえます。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模としては、市内のすべての小中学校の屋内運動場への空調設備設置が対象となり、適正な規模であるといえます。また、気温上昇の影響を受ける現状において、安全な学習環境と災害時の避難所機能強化を図るための必然性が高い事業です。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		教室へのエアコン設置率が全国で95.7%に達しているのに対し、体育館の設置率は11.9%と非常に低い現状があります。近隣市でも類似の事業が進められている場合、均衡を欠かない形での整備は必要とされる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空調設置により熱中症対策や避難所環境の改善が図られるため、事業目的に合致した成果が期待されます。断熱工事やランニングコストへの配慮を行うことで、長期的な効果も発揮される予定です。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国庫補助・地方債や交付税措置を活用した財源確保は、財政負担を軽減する最適な手法といえます。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内のすべての小中学校体育館に空調設備を導入する計画であることから、公平性が確保されるといえます
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業が市内全域、すべての学校を対象として実施されることから、特権的な恩恵を与えるものではありません。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	空調設備が未整備のままだと、熱中症リスクが高まり、児童生徒の健康が損なわれる可能性がある。 また、災害時の避難所としての機能が十分に発揮できないなど、市民の安全が脅かされる恐れがある。
課題	1. 財政面の負担: 空調設備導入には多額の費用がかかるため、財源確保が課題となります。 2. ランニングコストの管理: 設置後の維持費や電気代の負担を軽減する工夫が必要です。 3. 断熱工事の必要性: 効果を最大限に引き出すためには断熱工事が必要であり、これも費用面での課題となります。
解決策	国や県の補助金を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助及び地方債を活用し、また今回の導入による効果検証を進めながら段階的に事業を進める方向性が望ましい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-22

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17102	予算事業名	小学校施設整備・改修事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	47	有家小学校整備事業					担当課室	教育総務課	
							担当班	教育施設班	
事業期間	令和	9	年度～令和	10	年度(2 年間)		実施区域	有家町	

総合計画	基本柱	5.人づくり	予算科目	会計区分	1	1.一般会計
	政策	1.教育の充実		款（名称）	10	教育費
	施策	3.教育環境の整備		項（名称）	2	小学校費
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)		目（名称）	1	学校管理費
	重点P	該当しない				
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

近年の地球温暖化により気温が上昇し、熱中症への対策が重要な課題となっています。
屋外での活動が制限される猛暑時に体育館での活動が増える中、市内小中学校のすべての屋内運動場において空調設備が未整備であることから熱中症リスクを高める要因となっています。
また、空調設備導入には多額の費用がかかるため、財政面での課題があります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

熱中症対策として、体育館内では大型扇風機の活用により空気の流れを循環させ、温度上昇を和らげる方法や児童生徒には水筒を持参させ、水分補給を適宜行うよう指導を行っているが対策としては不十分であり、体育館への空調設備の設置は、猛暑の影響を受ける児童生徒の安全と健康を守るために必要です。
また、近年は自然災害が増加傾向にあり、避難所としての機能を強化することで、防災対策としても重要な役割を果たすため空調整備を早急に行う必要があります。

(3)事業の概要

屋内運動場への空調設備設置及び断熱工事を行う。

(4)期待される効果

体育館は屋外の活動が制限される猛暑時に使用されることが多いため、空調設備を設置することで室内温度を適切に保ち、児童生徒の熱中症リスクを大幅に軽減できます。
また、暑さを和らげることで、児童生徒が集中して学習や運動を行える環境を整えることで教職員の負担も軽減され、教育活動の質向上が期待されます。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			0	2,500	55,800	0	
国庫	学校施設改善交付金	50	0	0	29,150		
県費			0	0	0		
起債	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	100	0	0	26,600		
特財			0	0	50		
一財			0	2,500	0		
年度別取組の概要				空調設備設置工事・監理	断熱工事・監理		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	既-22

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	体育館の空調設備整備は、教育現場の安全性と質を向上させるだけでなく、地域全体の災害対策としても公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		災害時に避難所として機能する体育館に空調設備があれば、住民の安全と健康を守ることができ、地域全体の防災力向上につながることから市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地球温暖化の進行に伴い、猛暑による健康被害への関心が高まっており、空調設備設置の必要性が市民の生活安全を守る観点から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		体育館は公共施設であり、学校教育や避難所として利用される場です。このような施設の整備は行政の責務であり、民間に任せることは難しいと考えられます。また、地方債や交付税措置などの公的資金を活用できる点からも、行政が主体的に実施する必要性があるといえます。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模としては、市内のすべての小中学校の屋内運動場への空調設備設置が対象となり、適正な規模であるといえます。また、気温上昇の影響を受ける現状において、安全な学習環境と災害時の避難所機能強化を図るための必然性が高い事業です。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		教室へのエアコン設置率が全国で95.7%に達しているのに対し、体育館の設置率は11.9%と非常に低い現状があります。近隣市でも類似の事業が進められている場合、均衡を欠かない形での整備は必要とされる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空調設置により熱中症対策や避難所環境の改善が図られるため、事業目的に合致した成果が期待されます。断熱工事やランニングコストへの配慮を行うことで、長期的な効果も発揮される予定です。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国庫補助・地方債や交付税措置を活用した財源確保は、財政負担を軽減する最適な手法といえます。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内のすべての小中学校体育館に空調設備を導入する計画であることから、公平性が確保されるといえます
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業が市内全域、すべての学校を対象として実施されることから、特権的な恩恵を与えるものではありません。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	空調設備が未整備のままであれば、熱中症リスクが高まり、児童生徒の健康が損なわれる可能性がある。 また、災害時の避難所としての機能が十分に発揮できないなど、市民の安全が脅かされる恐れがある。
課題	1. 財政面の負担: 空調設備導入には多額の費用がかかるため、財源確保が課題となります。 2. ランニングコストの管理: 設置後の維持費や電気代の負担の軽減に係る方法等が課題となります。 3. 断熱工事の必要性: 効果を最大限に引き出すためには断熱工事が必要であり、これも費用面での課題となります。
解決策	国や県の補助金を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助及び地方債を活用し、また口之津小学校への導入による効果検証を進めながら空調設備の機種選定を含め段階的に事業を進めることが望ましい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-23

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17102	予算事業名	小学校施設整備・改修事業	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	49	布津小学校整備事業		担当課室	教育総務課
				担当班	教育施設班
事業期間	令和 8 年度～令和 9 年度（ 2 年間）			実施区域	布津町

総合計画			予算科目			
	基本柱	5.人づくり		会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実		款（名称）	10	教育費
	施策	3.教育環境の整備		項（名称）	2	小学校費
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)		目（名称）	1	学校管理費
	重点P	該当しない				
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

学校施設の耐震化工事については、校舎や屋内運動場の耐震補強及び改築工事を実施し、平成26年度に完了している。
学校施設は学習の場であると同時に、児童生徒や教職員が過ごす生活の場でもある。
校舎や屋内運動場の耐震化は完了しているが、非構造部材の耐震対策はまだ十分ではなく、落下物や転倒物による事故防止が課題である。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

老朽化が進む施設の改修の遅れと自構造部材の耐震化が未完了であることが課題であり、安全で快適な学習環境を提供し、災害時の安全を確保するため、計画的な改修と耐震化が必要である。

(3)事業の概要

校舎内部の建具を木製から鋼製の建具へ改修を行う。

(4)期待される効果

耐久性の向上:鋼製建具は木製建具に比べて耐久性が高く、老朽化への対応が容易になる。
耐震性の改善:鋼製建具は構造的に強度が高く、災害時の破損や変形のリスクを低減する。
防火性の向上:木製建具よりも防火性能が高いため、災害時の安全性が向上する。
メンテナンスコストの削減:長寿命化により、修繕や交換の頻度が減り、維持管理コストを抑えることが可能となる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	53,263	33,898	0	0	
国庫	学校施設改善交付金	1/3	17,754	11,292			
県費							
起債	学教債	90	31,900	20,200			
特財			3,609	2,406			
一財							
年度別取組の概要			建具改修工事・監理(第1期)	建具改修工事・監理(第2期)			

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-23

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	学校施設の改修事業は、児童生徒の安全確保や教育環境の改善を目的としており、これらの取り組みは公共性が高いと認められます。また、災害時の避難所としての機能強化は、地域住民の安全にも寄与するため、明確な公益性が客観的に認められる事業であるため。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		学校施設の安全性向上や防災機能強化は、児童生徒や教職員のみならず、地域住民や防災活動に関わる全ての市民に利益をもたらします。災害時には避難場所としての機能を果たすため、地域全体の防災力向上にも寄与すると考えられるため。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地震や台風などの災害が頻発する現代において、学校施設の耐震化や防災機能の強化は市民の安全を守るための重要なニーズといえます。 老朽化した学校施設の改修は、教育環境の改善や地域の活力維持の観点からも市民のニーズに合致しているため。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		学校施設は地域の共有財産であり、教育環境の整備や防災機能強化は公共の利益に直結するため、行政が責任を持って実施する必要があります。また、適切な官民連携を図りながら効率的に事業を進めることが重要です。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	学校施設の改修や耐震化工事は、適切な規模で計画的に進められていると考えられます。また、老朽化や災害リスクへの対応は喫緊の課題であり、事業の実施には十分な必然性が認められます。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		同様の事業が他市で実施されており、均衡は欠いていないため。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	学校施設の改修によって、災害時の安全性や学習環境の向上が期待されます。また、地域住民との連携を強化することで、災害時の防災機能が発揮されるため。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		定期点検や計画的な改修工事を通じた学校施設の整備は、効率的で安全性を高める最適な方法であるといえるため。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内全施設を対象に点検・改修を進めることで、地域間の公平性を確保しているため。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		学校施設整備事業は、特定の児童生徒や地域に偏ることなく、市内全体を対象として行われており、公平性が確保されています。同一地域や対象者に特権的な恩恵を与える形ではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
事業を実施しなかった場合の影響	学校施設の耐震化や改修を実施しない場合、災害時に児童生徒の安全が確保されず、教育環境の劣化が進む可能性がある。
課題	老朽化が進む学校施設の改修を計画的に進める必要がある。 非構造部材の耐震化が遅れている施設への対応。
解決策	国や県の補助金を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	学校の統廃合を考慮しながら計画的に改修を進めていくことが必要である。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考													

様式4

整理番号	既-24

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17102	予算事業名	小学校施設整備・改修事業	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	55	大野木場小学校整備事業		担当課室	教育総務課
				担当班	教育施設班
事業期間	令和 9 年度～令和 10 年度（ 2 年間）			実施区域	深江町

総合計画		予算科目		
基本柱	5.人づくり	会計区分	1.一般会計	
政策	1.教育の充実	款（名称）	10	教育費
施策	3.教育環境の整備	項（名称）	2	小学校費
施策細分	5-1-3-②学校施設の充実（総合戦略）	目（名称）	1	学校管理費
重点P	該当しない			
根拠計画				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

近年の地球温暖化により気温が上昇し、熱中症への対策が重要な課題となっています。
屋外での活動が制限される猛暑時に体育館での活動が増える中、市内小中学校のすべての屋内運動場において空調設備が未整備であることから熱中症リスクを高める要因となっています。
また、空調設備導入には多額の費用がかかるため、財政面での課題があります。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

熱中症対策として、体育館内では大型扇風機の活用により空気の流れを循環させ、温度上昇を和らげる方法や児童生徒には水筒を持参させ、水分補給を適宜行うよう指導を行っているが対策としては不十分であり、体育館への空調設備の設置は、猛暑の影響を受ける児童生徒の安全と健康を守るために必要です。
また、近年は自然災害が増加傾向にあり、避難所としての機能を強化することで、防災対策としても重要な役割を果たすため空調整備を早急に行う必要があります。

(3)事業の概要

屋内運動場への空調設備設置及び断熱工事を行う。

(4)期待される効果

体育館は屋外の活動が制限される猛暑時に使用されることが多いため、空調設備を設置することで室内温度を適切に保ち、児童生徒の熱中症リスクを大幅に軽減できます。
また、暑さを和らげることで、児童生徒が集中して学習や運動を行える環境を整えることで教職員の負担も軽減され、教育活動の質向上が期待されます。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			106,567	2,500	55,800	0	
国庫	学校施設環境改善交付金	50	0	0	29,150	0	
県費			0	0	0	0	
起債	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	100	95,800	0	26,600	0	
特財			10,767	0	50	0	
一財			0	2,500	0	0	
年度別取組の概要			屋内運動場屋根防水改修工事・監理	空調設備設置・断熱工事設計	空調設備設置・断熱工事・監理		

ふるさと納税応援寄附金の利用希望

整理番号	既-24

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	体育館の空調設備整備は、教育現場の安全性と質を向上させるだけでなく、地域全体の災害対策としても公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		災害時に避難所として機能する体育館に空調設備があれば、住民の安全と健康を守ることができ、地域全体の防災力向上につながることから市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地球温暖化の進行に伴い、猛暑による健康被害への関心が高まっており、空調設備設置の必要性が市民の生活安全を守る観点から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		体育館は公共施設であり、学校教育や避難所として利用される場です。このような施設の整備は行政の責務であり、民間に任せることは難しいと考えられます。また、地方債や交付税措置などの公的資金を活用できる点からも、行政が主体的に実施する必要性があるといえます。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模としては、市内のすべての小中学校の屋内運動場への空調設備設置が対象となり、適正な規模であるといえます。また、気温上昇の影響を受ける現状において、安全な学習環境と災害時の避難所機能強化を図るための必然性が高い事業です。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		教室へのエアコン設置率が全国で95.7%に達しているのに対し、体育館の設置率は11.9%と非常に低い現状があります。近隣市でも類似の事業が進められている場合、均衡を欠かない形での整備は必要とされる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空調設置により熱中症対策や避難所環境の改善が図られるため、事業目的に合致した成果が期待されます。断熱工事やランニングコストへの配慮を行うことで、長期的な効果も発揮される予定です。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国庫補助・地方債や交付税措置を活用した財源確保は、財政負担を軽減する最適な手法といえます。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内のすべての小中学校体育館に空調設備を導入する計画であることから、公平性が確保されるといえます
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業が市内全域、すべての学校を対象として実施されることから、特権的な恩恵を与えるものではありません。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	空調設備が未整備のままだと、熱中症リスクが高まり、児童生徒の健康が損なわれる可能性がある。 また、災害時の避難所としての機能が十分に発揮できないなど、市民の安全が脅かされる恐れがある。
課題	1. 財政面の負担: 空調設備導入には多額の費用がかかるため、財源確保が課題となります。 2. ランニングコストの管理: 設置後の維持費や電気代の負担を軽減する工夫が必要です。 3. 断熱工事の必要性: 効果を最大限に引き出すためには断熱工事が必要であり、これも費用面での課題となります。
解決策	国や県の補助金を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助及び地方債を活用し、また口之津小学校の導入による効果検証を進めながら段階的に事業を進める方向性が望ましい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-25

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17202	予算事業名	中学校施設整備･改修事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	21	加津佐中学校整備事業					担当課室	教育総務課	
							担当班	教育施設班	
事業期間	令和	9	年度～令和	10	年度(	2 年間)	実施区域	加津佐町	
総合計画 基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計		
総合計画 政策	1.教育の充実					款（名称）	10	教育費	
総合計画 施策	3.教育環境の整備					項（名称）	3	中学校費	
総合計画 施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)					目（名称）	1	学校管理費	
総合計画 重点P	該当しない								
根拠計画									

個別事業の内容

(1)事業･制度の背景(現状と課題)

近年の地球温暖化により気温が上昇し、熱中症への対策が重要な課題となっています。
現在、市内小中学校のおいて特別教室への空調設置は、各学校3教室に設置している状況です。
特別教室において空調設備が未整備の教室があることから熱中症リスクを高める要因となっています。
また、すべての特別教室へ空調設備を導入には多額の費用がかかるため、財政面での課題があります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

熱中症対策として、扇風機の活用し空気の流れを循環させ、温度上昇を和らげる方法を行っているが対策としては不十分であり、特別教室への空調設備の設置は、猛暑の影響を受ける生徒の安全と健康を守るために必要です。
また、近年は気温上昇による熱中症対策としても重要な役割を果たすため空調整備を早急に行う必要があります。

(3)事業の概要

特別教室への空調設備設置工事を行う。

(4)期待される効果

体育館は屋外の活動が制限される猛暑時に使用されることが多いため、空調設備を設置することで室内温度を適切に保ち、児童生徒の熱中症リスクを大幅に軽減できます。
また、暑さを和らげることで、児童生徒が集中して学習や運動を行える環境を整えることで教職員の負担も軽減され、教育活動の質向上が期待されます。

年度別の計画額の概要

	財源内訳		（千円）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		財源名称	補助率	0	2,500	6,800	0	
国庫		学校施設環境改善交付金	1/3	0	0	3,099	0	
県費				0	0	0	0	
起債		学教債	90	0	0	3,500	0	
特財				0	0	201	0	
一財				0	2,500	0	0	
年度別取組の概要					特別教室空調設備設置工事設計	特別教室空調設備設置工事･監理		

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-25

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	特別教室の空調設備整備は、教育現場の安全性と質を向上させるだけでなく、避難所として指定されていることから地域全体の災害対策としても公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		災害時に避難所として機能する特別教室に空調設備があれば、住民の安全と健康を守ることができ、地域全体の防災力向上につながることから市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地球温暖化の進行に伴い、猛暑による健康被害への関心が高まっており、空調設備設置の必要性が市民の生活安全を守る観点から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		校舎は公共施設であり、学校教育や避難所として利用される場です。このような施設の整備は行政の責務であり、民間に任せることは難しいと考えられます。また、地方債や交付税措置などの公的資金を活用できる点からも、行政が主体的に実施する必要性があるといえます。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模としては、市内のすべての小中学校の特別教室への空調設備設置が対象となり、適正な規模であるといえます。また、気温上昇の影響を受ける現状において、安全な学習環境と災害時の避難所機能強化を図るための必然性が高い事業です。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市でも類似の事業が進められており、均衡を欠かない形での整備は必要とされる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空調設置により熱中症対策や避難所環境の改善が図られるため、事業目的に合致した成果が期待されます。ランニングコストへの配慮を行うことで、長期的な効果も発揮される予定です。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国庫補助・地方債や交付税措置を活用した財源確保は、財政負担を軽減する最適な手法といえます。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内の空調整備が未整備となっているすべての小中学校に空調設備を導入する計画であることから、公平性が確保されるといえます
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業が市内全域、すべての学校を対象として実施されることから、特権的な恩恵を与えるものではありません。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	空調設備が未整備のままだと、熱中症リスクが高まり、児童生徒の健康が損なわれる可能性がある。 また、災害時の避難所としての機能が十分に発揮できないなど、市民の安全が脅かされる恐れがある。
課題	1. 財政面の負担: 空調設備導入には多額の費用がかかるため、財源確保が課題となります。 2. ランニングコストの管理: 設置後の維持費や電気代の負担を軽減する工夫が必要です。 3. 断熱工事の必要性: 効果を最大限に引き出すためには断熱工事が必要であり、これも費用面での課題となります。
解決策	国の補助金や地方債を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助及び地方債を活用し、また設置済の施設の導入による効果検証を進めながら段階的に事業を進める方向性が望ましい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-26

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17202	予算事業名	中学校施設整備･改修事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	23	南有馬中学校整備事業					担当課室	教育総務課	
							担当班	教育施設班	
事業期間	令和	9	年度～令和	10	年度(	2 年間)	実施区域	南有馬町	
総合計画	基本柱	5.人づくり	予算科目	会計区分	1.一般会計				
	政策	1.教育の充実		款（名称）	10	教育費			
	施策	3.教育環境の整備		項（名称）	3	中学校費			
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)		目（名称）	1	学校管理費			
	重点P	該当しない							
根拠計画									

個別事業の内容

(1)事業･制度の背景(現状と課題)

近年の地球温暖化により気温が上昇し、熱中症への対策が重要な課題となっています。
現在、市内小中学校のおいて特別教室への空調設置は、各学校3教室に設置している状況です。
特別教室において空調設備が未整備の教室があることから熱中症リスクを高める要因となっています。
また、すべての特別教室へ空調設備を導入には多額の費用がかかるため、財政面での課題があります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

熱中症対策として、扇風機の活用し空気の流れを循環させ、温度上昇を和らげる方法を行っているが対策としては不十分であり、特別教室への空調設備の設置は、猛暑の影響を受ける生徒の安全と健康を守るために必要です。
また、近年は気温上昇による熱中症対策としても重要な役割を果たすため空調整備を早急に行う必要があります。

(3)事業の概要

特別教室への空調設備設置工事を行う。

(4)期待される効果

体育館は屋外の活動が制限される猛暑時に使用されることが多いため、空調設備を設置することで室内温度を適切に保ち、児童生徒の熱中症リスクを大幅に軽減できます。
また、暑さを和らげることで、児童生徒が集中して学習や運動を行える環境を整えることで教職員の負担も軽減され、教育活動の質向上が期待されます。

年度別の計画額の概要

	財源内訳		（千円）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		財源名称	補助率	0	2,500	6,800	0	
国庫		学校施設環境改善交付金	1/3	0	0	3,099	0	
県費				0	0	0	0	
起債		学教債	90	0	0	3,500	0	
特財				0	0	201	0	
一財				0	2,500	0	0	
年度別取組の概要					特別教室空調設備設置工事設計	特別教室空調設備設置工事･監理		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

整理番号	既-26

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	特別教室の空調設備整備は、教育現場の安全性と質を向上させるだけでなく、避難所として指定されていることから地域全体の災害対策としても公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		災害時に避難所として機能する特別教室に空調設備があれば、住民の安全と健康を守ることができ、地域全体の防災力向上につながることから市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地球温暖化の進行に伴い、猛暑による健康被害への関心が高まっており、空調設備設置の必要性が市民の生活安全を守る観点から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		校舎は公共施設であり、学校教育や避難所として利用される場です。このような施設の整備は行政の責務であり、民間に任せることは難しいと考えられます。また、地方債や交付税措置などの公的資金を活用できる点からも、行政が主体的に実施する必要性があるといえます。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模としては、市内のすべての小中学校の特別教室への空調設備設置が対象となり、適正な規模であるといえます。また、気温上昇の影響を受ける現状において、安全な学習環境と災害時の避難所機能強化を図るための必然性が高い事業です。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市でも類似の事業が進められており、均衡を欠かない形での整備は必要とされる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空調設置により熱中症対策や避難所環境の改善が図られるため、事業目的に合致した成果が期待されます。ランニングコストへの配慮を行うことで、長期的な効果も発揮される予定です。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国庫補助・地方債や交付税措置を活用した財源確保は、財政負担を軽減する最適な手法といえます。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内の空調整備が未整備となっているすべての小中学校に空調設備を導入する計画であることから、公平性が確保されるといえます
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業が市内全域、すべての学校を対象として実施されることから、特権的な恩恵を与えるものではありません。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	空調設備が未整備のままだと、熱中症リスクが高まり、児童生徒の健康が損なわれる可能性がある。 また、災害時の避難所としての機能が十分に発揮できないなど、市民の安全が脅かされる恐れがある。
課題	1. 財政面の負担: 空調設備導入には多額の費用がかかるため、財源確保が課題となります。 2. ランニングコストの管理: 設置後の維持費や電気代の負担を軽減する工夫が必要です。 3. 断熱工事の必要性: 効果を最大限に引き出すためには断熱工事が必要であり、これも費用面での課題となります。
解決策	国の補助金や地方債を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助及び地方債を活用し、また設置済の施設の導入による効果検証を進めながら段階的に事業を進める方向性が望ましい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-27

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17202	予算事業名	中学校施設整備・改修事業	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	25	西有家中学校整備事業		担当課室	教育総務課
				担当班	教育施設班
事業期間	令和 9 年度～令和 10 年度（ 2 年間）			実施区域	西有家町

総合計画			予算科目			
	基本柱	5.人づくり		会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実		款（名称）	10	教育費
	施策	3.教育環境の整備		項（名称）	3	中学校費
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)		目（名称）	1	学校管理費
	重点P	該当しない				
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

近年の地球温暖化により気温が上昇し、熱中症への対策が重要な課題となっています。
屋外での活動が制限される猛暑時に体育館での活動が増える中、市内小中学校のすべての屋内運動場において空調設備が未整備であることから熱中症リスクを高める要因となっています。
また、空調設備導入には多額の費用がかかるため、財政面での課題があります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

熱中症対策として、体育館内では大型扇風機の活用により空気の流れを循環させ、温度上昇を和らげる方法や児童生徒には水筒を持参させ、水分補給を適宜行うよう指導を行っているが対策としては不十分であり、体育館への空調設備の設置は、猛暑の影響を受ける児童生徒の安全と健康を守るために必要です。
また、近年は自然災害が増加傾向にあり、避難所としての機能を強化することで、防災対策としても重要な役割を果たすため空調整備を早急に行う必要があります。

(3)事業の概要

屋内運動場への空調設備設置及び断熱工事を行う。

(4)期待される効果

体育館は屋外の活動が制限される猛暑時に使用されることが多いため、空調設備を設置することで室内温度を適切に保ち、児童生徒の熱中症リスクを大幅に軽減できます。
また、暑さを和らげることで、児童生徒が集中して学習や運動を行える環境を整えることで教職員の負担も軽減され、教育活動の質向上が期待されます。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			0	2,500	65,800	0	
国庫	学校施設改善交付金	50	0	0	34,150	0	
県費			0	0	0	0	
起債	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	100	0	0	31,600	0	
特財			0	0	50	0	
一財			0	2,500	0	0	
年度別取組の概要				空調設備設置・断熱工事設計	空調設備設置 断熱工事・監理		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	既-27

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	体育館の空調設備整備は、教育現場の安全性と質を向上させるだけでなく、地域全体の災害対策としても公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		災害時に避難所として機能する体育館に空調設備があれば、住民の安全と健康を守ることができ、地域全体の防災力向上につながることから市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地球温暖化の進行に伴い、猛暑による健康被害への関心が高まっており、空調設備設置の必要性が市民の生活安全を守る観点から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		体育館は公共施設であり、学校教育や避難所として利用される場です。このような施設の整備は行政の責務であり、民間に任せることは難しいと考えられます。また、地方債や交付税措置などの公的資金を活用できる点からも、行政が主体的に実施する必要性があるといえます。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模としては、市内のすべての小中学校の屋内運動場への空調設備設置が対象となり、適正な規模であるといえます。また、気温上昇の影響を受ける現状において、安全な学習環境と災害時の避難所機能強化を図るための必然性が高い事業です。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		教室へのエアコン設置率が全国で95.7%に達しているのに対し、体育館の設置率は11.9%と非常に低い現状があります。近隣市でも類似の事業が進められている場合、均衡を欠かない形での整備は必要とされる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空調設置により熱中症対策や避難所環境の改善が図られるため、事業目的に合致した成果が期待されます。断熱工事やランニングコストへの配慮を行うことで、長期的な効果も発揮される予定です。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国庫補助・地方債や交付税措置を活用した財源確保は、財政負担を軽減する最適な手法といえます。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内のすべての小中学校体育館に空調設備を導入する計画であることから、公平性が確保されるといえます
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業が市内全域、すべての学校を対象として実施されることから、特権的な恩恵を与えるものではありません。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	空調設備が未整備のままであれば、熱中症リスクが高まり、児童生徒の健康が損なわれる可能性がある。 また、災害時の避難所としての機能が十分に発揮できないなど、市民の安全が脅かされる恐れがある。
課題	1. 財政面の負担: 空調設備導入には多額の費用がかかるため、財源確保が課題となります。 2. ランニングコストの管理: 設置後の維持費や電気代の負担の軽減に係る方法等が課題となります。 3. 断熱工事の必要性: 効果を最大限に引き出すためには断熱工事が必要であり、これも費用面での課題となります。
解決策	国や県の補助金を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助及び地方債を活用し、また既設置校への導入による効果検証を進めながら空調設備の機種選定を含め段階的に事業を進めることが望ましい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-28

個別事業（ 既存事業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17202	予算事業名	中学校施設整備･改修事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	26	有家中学校整備事業					担当課室	教育総務課	
							担当班	教育施設班	
事業期間	令和	9	年度～令和	10	年度(	2 年間)	実施区域	有家町	
総合計画 基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分		1.一般会計		
総合計画 政策	1.教育の充実				款（名称）		10	教育費	
総合計画 施策	3.教育環境の整備				項（名称）		3	中学校費	
総合計画 施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)				目（名称）		1	学校管理費	
総合計画 重点P	該当しない								
根拠計画									

個別事業の内容

(1)事業･制度の背景(現状と課題)

近年の地球温暖化により気温が上昇し、熱中症への対策が重要な課題となっています。
現在、市内小中学校のおいて特別教室への空調設置は、各学校3教室に設置している状況です。
特別教室において空調設備が未整備の教室があることから熱中症リスクを高める要因となっています。
また、すべての特別教室へ空調設備を導入には多額の費用がかかるため、財政面での課題があります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

熱中症対策として、扇風機の活用し空気の流れを循環させ、温度上昇を和らげる方法を行っているが対策としては不十分であり、特別教室への空調設備の設置は、猛暑の影響を受ける生徒の安全と健康を守るために必要です。
また、近年は気温上昇による熱中症対策としても重要な役割を果たすため空調整備を早急に行う必要があります。

(3)事業の概要

特別教室への空調設備設置工事を行う。

(4)期待される効果

体育館は屋外の活動が制限される猛暑時に使用されることが多いため、空調設備を設置することで室内温度を適切に保ち、児童生徒の熱中症リスクを大幅に軽減できます。
また、暑さを和らげることで、児童生徒が集中して学習や運動を行える環境を整えることで教職員の負担も軽減され、教育活動の質向上が期待されます。

年度別の計画額の概要

	財源内訳		（千円）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		財源名称	補助率	0	2,500	6,800	0	
国庫		学校施設環境改善交付金	1/3	0	0	3,099	0	
県費				0	0	0	0	
起債		学教債	90	0	0	3,500	0	
特財				0	0	201	0	
一財				0	2,500	0	0	
年度別取組の概要					特別教室空調設備設置工事設計	特別教室空調設備設置工事･監理		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

整理番号	既-28

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	特別教室の空調設備整備は、教育現場の安全性と質を向上させるだけでなく、避難所として指定されていることから地域全体の災害対策としても公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		災害時に避難所として機能する特別教室に空調設備があれば、住民の安全と健康を守ることができ、地域全体の防災力向上につながることから市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地球温暖化の進行に伴い、猛暑による健康被害への関心が高まっており、空調設備設置の必要性が市民の生活安全を守る観点から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		校舎は公共施設であり、学校教育や避難所として利用される場です。このような施設の整備は行政の責務であり、民間に任せることは難しいと考えられます。また、地方債や交付税措置などの公的資金を活用できる点からも、行政が主体的に実施する必要性があるといえます。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模としては、市内のすべての小中学校の特別教室への空調設備設置が対象となり、適正な規模であるといえます。また、気温上昇の影響を受ける現状において、安全な学習環境と災害時の避難所機能強化を図るための必然性が高い事業です。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市でも類似の事業が進められており、均衡を欠かない形での整備は必要とされる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空調設置により熱中症対策や避難所環境の改善が図られるため、事業目的に合致した成果が期待されます。ランニングコストへの配慮を行うことで、長期的な効果も発揮される予定です。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国庫補助・地方債や交付税措置を活用した財源確保は、財政負担を軽減する最適な手法といえます。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内の空調整備が未整備となっているすべての小中学校に空調設備を導入する計画であることから、公平性が確保されるといえます
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業が市内全域、すべての学校を対象として実施されることから、特権的な恩恵を与えるものではありません。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	空調設備が未整備のままだと、熱中症リスクが高まり、児童生徒の健康が損なわれる可能性がある。 また、災害時の避難所としての機能が十分に発揮できないなど、市民の安全が脅かされる恐れがある。
課題	1. 財政面の負担: 空調設備導入には多額の費用がかかるため、財源確保が課題となります。 2. ランニングコストの管理: 設置後の維持費や電気代の負担を軽減する工夫が必要です。 3. 断熱工事の必要性: 効果を最大限に引き出すためには断熱工事が必要であり、これも費用面での課題となります。
解決策	国の補助金や地方債を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助及び地方債を活用し、早急に事業を進める方向性が望ましい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-29

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17202	予算事業名	中学校施設整備･改修事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	27	布津中学校整備事業					担当課室	教育総務課	
							担当班	教育施設班	
事業期間	令和	9	年度～令和	10	年度（	2 年間）	実施区域	布津町	

総合計画	基本柱	5.人づくり	予算科目	会計区分	1	1.一般会計
	政策	1.教育の充実		款（名称）	10	教育費
	施策	3.教育環境の整備		項（名称）	3	中学校費
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)		目（名称）	1	学校管理費
	重点P	該当しない				
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業･制度の背景(現状と課題)

近年の地球温暖化により気温が上昇し、熱中症への対策が重要な課題となっています。
屋外での活動が制限される猛暑時に体育館での活動が増える中、市内小中学校のすべての屋内運動場において空調設備が未整備であることから熱中症リスクを高める要因となっています。
また、空調設備導入には多額の費用がかかるため、財政面での課題があります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

熱中症対策として、体育館内では大型扇風機の活用により空気の流れを循環させ、温度上昇を和らげる方法や児童生徒には水筒を持参させ、水分補給を適宜行うよう指導を行っているが対策としては不十分であり、体育館への空調設備の設置は、猛暑の影響を受ける児童生徒の安全と健康を守るために必要です。
また、近年は自然災害が増加傾向にあり、避難所としての機能を強化することで、防災対策としても重要な役割を果たすため空調整備を早急に行う必要があります。

(3)事業の概要

屋内運動場への空調設備設置及び断熱工事を行う。

(4)期待される効果

体育館は屋外の活動が制限される猛暑時に使用されることが多いため、空調設備を設置することで室内温度を適切に保ち、児童生徒の熱中症リスクを大幅に軽減できます。
また、暑さを和らげることで、児童生徒が集中して学習や運動を行える環境を整えることで教職員の負担も軽減され、教育活動の質向上が期待されます。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			0	2,500	65,800	0	
国庫	学校施設改善交付金	50	0	0	34,150	0	
県費			0	0	0	0	
起債	防災･減災･国土強靭化緊急対策事業債	100	0	0	31,600	0	
特財			0	0	50	0	
一財			0	2,500	0	0	
年度別取組の概要				空調設備設置･断熱工事設計	空調設備設置 断熱工事･監理		

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-29

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	体育館の空調設備整備は、教育現場の安全性と質を向上させるだけでなく、地域全体の災害対策としても公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		災害時に避難所として機能する体育館に空調設備があれば、住民の安全と健康を守ることができ、地域全体の防災力向上につながることから市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地球温暖化の進行に伴い、猛暑による健康被害への関心が高まっており、空調設備設置の必要性が市民の生活安全を守る観点から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		体育館は公共施設であり、学校教育や避難所として利用される場です。このような施設の整備は行政の責務であり、民間に任せることは難しいと考えられます。また、地方債や交付税措置などの公的資金を活用できる点からも、行政が主体的に実施する必要性があるといえます。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模としては、市内のすべての小中学校の屋内運動場への空調設備設置が対象となり、適正な規模であるといえます。また、気温上昇の影響を受ける現状において、安全な学習環境と災害時の避難所機能強化を図るための必然性が高い事業です。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		教室へのエアコン設置率が全国で95.7%に達しているのに対し、体育館の設置率は11.9%と非常に低い現状があります。近隣市でも類似の事業が進められている場合、均衡を欠かない形での整備は必要とされる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空調設置により熱中症対策や避難所環境の改善が図られるため、事業目的に合致した成果が期待されます。断熱工事やランニングコストへの配慮を行うことで、長期的な効果も発揮される予定です。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国庫補助・地方債や交付税措置を活用した財源確保は、財政負担を軽減する最適な手法といえます。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内のすべての小中学校体育館に空調設備を導入する計画であることから、公平性が確保されるといえます
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業が市内全域、すべての学校を対象として実施されることから、特権的な恩恵を与えるものではありません。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	空調設備が未整備のままであれば、熱中症リスクが高まり、児童生徒の健康が損なわれる可能性がある。 また、災害時の避難所としての機能が十分に発揮できないなど、市民の安全が脅かされる恐れがある。
課題	1. 財政面の負担: 空調設備導入には多額の費用がかかるため、財源確保が課題となります。 2. ランニングコストの管理: 設置後の維持費や電気代の負担の軽減に係る方法等が課題となります。 3. 断熱工事の必要性: 効果を最大限に引き出すためには断熱工事が必要であり、これも費用面での課題となります。
解決策	国や県の補助金を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助及び地方債を活用し、また既設置校への導入による効果検証を進めながら空調設備の機種選定を含め段階的に事業を進めることが望ましい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-30

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17202	予算事業名	中学校施設整備･改修事業	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	28	深江中学校整備事業		担当課室	教育総務課
				担当班	教育施設班
事業期間	令和 9 年度～令和 10 年度（ 2 年間）			実施区域	深江町

総合計画			予算科目		
基本柱	5.人づくり		会計区分	1.一般会計	
政策	1.教育の充実		款（名称）	10	教育費
施策	3.教育環境の整備		項（名称）	3	中学校費
施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)		目（名称）	1	学校管理費
重点P	該当しない				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業･制度の背景(現状と課題)

近年の地球温暖化により気温が上昇し、熱中症への対策が重要な課題となっています。
現在、市内小中学校のおいて特別教室への空調設置は、各学校3教室に設置している状況です。
特別教室において空調設備が未整備の教室があることから熱中症リスクを高める要因となっています。
また、すべての特別教室へ空調設備を導入には多額の費用がかかるため、財政面での課題があります。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

熱中症対策として、扇風機の活用し空気の流れを循環させ、温度上昇を和らげる方法を行っているが対策としては不十分であり、特別教室への空調設備の設置は、猛暑の影響を受ける生徒の安全と健康を守るために必要です。
また、近年は気温上昇による熱中症対策としても重要な役割を果たすため空調整備を早急に行う必要があります。

(3)事業の概要

特別教室への空調設備設置工事を行う。

(4)期待される効果

体育館は屋外の活動が制限される猛暑時に使用されることが多いため、空調設備を設置することで室内温度を適切に保ち、児童生徒の熱中症リスクを大幅に軽減できます。
また、暑さを和らげることで、児童生徒が集中して学習や運動を行える環境を整えることで教職員の負担も軽減され、教育活動の質向上が期待されます。

年度別の計画額の概要

	財源内訳		（千円）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		財源名称	補助率	0	2,500	6,800	0	
国庫		学校施設環境改善交付金	1/3	0	0	3,099	0	
県費				0	0	0	0	
起債		学教債	90	0	0	3,500	0	
特財				0	0	201	0	
一財				0	2,500	0	0	
年度別取組の概要					特別教室空調設備設置工事設計	特別教室空調設備設置工事･監理		

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-30

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	特別教室の空調設備整備は、教育現場の安全性と質を向上させるだけでなく、避難所として指定されていることから地域全体の災害対策としても公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		災害時に避難所として機能する特別教室に空調設備があれば、住民の安全と健康を守ることができ、地域全体の防災力向上につながることから市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地球温暖化の進行に伴い、猛暑による健康被害への関心が高まっており、空調設備設置の必要性が市民の生活安全を守る観点から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		校舎は公共施設であり、学校教育や避難所として利用される場です。このような施設の整備は行政の責務であり、民間に任せることは難しいと考えられます。また、地方債や交付税措置などの公的資金を活用できる点からも、行政が主体的に実施する必要性があるといえます。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模としては、市内のすべての小中学校の特別教室への空調設備設置が対象となり、適正な規模であるといえます。また、気温上昇の影響を受ける現状において、安全な学習環境と災害時の避難所機能強化を図るための必然性が高い事業です。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市でも類似の事業が進められており、均衡を欠かない形での整備は必要とされる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空調設置により熱中症対策や避難所環境の改善が図られるため、事業目的に合致した成果が期待されます。ランニングコストへの配慮を行うことで、長期的な効果も発揮される予定です。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国庫補助・地方債や交付税措置を活用した財源確保は、財政負担を軽減する最適な手法といえます。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内の空調整備が未整備となっているすべての小中学校に空調設備を導入する計画であることから、公平性が確保されるといえます
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業が市内全域、すべての学校を対象として実施されることから、特権的な恩恵を与えるものではありません。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	空調設備が未整備のままだと、熱中症リスクが高まり、児童生徒の健康が損なわれる可能性がある。 また、災害時の避難所としての機能が十分に発揮できないなど、市民の安全が脅かされる恐れがある。
課題	1. 財政面の負担: 空調設備導入には多額の費用がかかるため、財源確保が課題となります。 2. ランニングコストの管理: 設置後の維持費や電気代の負担を軽減する工夫が必要です。 3. 断熱工事の必要性: 効果を最大限に引き出すためには断熱工事が必要であり、これも費用面での課題となります。
解決策	国の補助金や地方債を活用し、財政的負担を軽減する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助及び地方債を活用し、早急に事業を進める方向性が望ましい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-31

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17453	予算事業名	図書館管理費	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	03	口之津図書館整備事業		担当課室	生涯学習課
				担当班	社会教育班
事業期間	令和 9 年度～令和 11 年度（ 3 年間）			実施区域	口之津町

総合計画			予算科目		
基本柱	5.人づくり		会計区分	1.一般会計	
政策	2.生涯学習のまちづくり		款（名称）	10	教育費
施策	1.学習機会の充実		項（名称）	4	社会教育費
施策細分	5-2-1-④生涯学習施設の維持管理(総合戦略)		目（名称）	2	社会教育施設費
重点P					
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

口之津図書館については、経年劣化もあり2階・3階のトイレについては、小便器及び手洗い場のセンサーの故障、併せて大便器が和式のみとなっている。併せて多目的トイレにはベビーチェアーが設置されていない。
授乳スペースには仕切るためのカーテン等が無く利用者が不便をきたしている。
3階の書庫についてはエアコンが無く近年の猛暑の中での作業は困難を極めている。また、書庫と併せて倉庫にもカーテンが設置されていない

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

図書館設備の充実と一部更新をすることにより利用者の利便性及び職員の熱中症リスクの軽減を図る。

(3)事業の概要

施設の設備の充実(一部更新を含む)
・2階・3階トイレ改修(R9)
・多目的トイレベビーチェアー設置(R9)
・授乳スペースカーテン設置(R10)
・3F書庫エアコン設置(R11)
・倉庫・書庫カーテン設置(R11)

(4)期待される効果

利用者の利便性の向上が期待される。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	0	3,969	805	1,063	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				3,969	805	1,063	
年度別取組の概要				2階・3階トイレ改修、多目的トイレベビーチェアー設置	授乳スペースカーテン設置	3F書庫エアコン設置、倉庫・書庫カーテン設置	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-31

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市民が広く利用する公共施設であるため
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市民が広く利用する公共施設であるため
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市民が広く利用する公共施設であるため
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市民が広く利用する公共施設であるため
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市民が広く利用する公共施設であるため
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	図書館利用者の利用の制限が解消されない。また、職員の夏場の作業効率の低下が見込まれる。
課題	改修費用の確保。
解決策	課題と同じ。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		図書館設備の充実と一部更新をすることにより利用者の利便性及び職員の熱中症リスクの軽減を図る必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-32

個別事業（ 既存事業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17453	予算事業名	図書館管理費				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	04	西有家図書館整備事業					担当課室	生涯学習課	
							担当班	社会教育班	
事業期間	令和	9	年度～令和	9	年度(1 年間)		実施区域	西有家町	
総合計画 基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分	1.一般会計			
総合計画 政策	2.生涯学習のまちづくり				款（名称）	10	教育費		
総合計画 施策	1.学習機会の充実				項（名称）	4	社会教育費		
総合計画 施策細分	5-2-1-④生涯学習施設の維持管理(総合戦略)				目（名称）	2	社会教育施設費		
総合計画 重点P									
根拠計画									

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

西有家図書館については、経年劣化により設備の故障等が発生し、維持管理のための更新等が必要となっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

設備のうち窓ガラスの遮光フィルムの劣化により、窓に面した書棚の蔵書の背表紙が色あせて中には題字が目視できない状態の本も見受けられる。このため、ロールカーテンを設置することにより日焼けの解消を図る。

(3)事業の概要

本の日焼けによる劣化防止。
・ロールカーテン設置(R9)

(4)期待される効果

本の見た目が良くなることと併せて利用者の選書が行いやすくなる。

年度別の計画額の概要

財源内訳 (千円)	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			0	476	0	0	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				476			
年度別取組の概要				ロールカーテン設置			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	既-32

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市民が広く利用する公共施設であるため
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市民が広く利用する公共施設であるため
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市民が広く利用する公共施設であるため
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市民が広く利用する公共施設であるため
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市民が広く利用する公共施設であるため
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
事業を実施しなかった場合の影響	本の劣化の進行と利用者の選書に支障をきたす。
課題	改修費用の確保。
解決策	課題と同じ。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	本の劣化の進行と利用者の選書に支障をきたすためロールカーテンを設置することにより日焼けの解消を図る必要がある。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考													

様式4

整理番号	既-33

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17453	予算事業名	図書館管理費	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	05	原城図書館整備事業		担当課室	生涯学習課
				担当班	社会教育班
事業期間	令和 9 年度～令和 10 年度（ 2 年間）			実施区域	南有馬町

総合計画			予算科目		
基本柱	5.人づくり		会計区分	1.一般会計	
政策	2.生涯学習のまちづくり		款（名称）	10	教育費
施策	1.学習機会の充実		項（名称）	4	社会教育費
施策細分	5-2-1-④生涯学習施設の維持管理(総合戦略)		目（名称）	2	社会教育施設費
重点P					
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

原城図書館については、経年劣化により建屋の改修が必要となっており、令和7年度には内外壁の改修工事を行ったところである。また、屋根部分も防水機能の劣化が進んでおり改修が必要な状態となっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

屋根部分の防水機能回復のため塗膜防水工事を行うことにより施設の保全を行う。

(3)事業の概要

経年劣化による屋根の防水機能回復のための塗膜防水工事を行う。
・測量設計委託(R9)
・工事監理委託(R10)
・施設改修工事(R10)

(4)期待される効果

屋根の防水機能回復による施設の長寿命化が図られる。

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			0	2,496	71,000	0	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財				2,496	71,000		
年度別取組の概要				測量設計委託	工事監理委託、施設改修工事		

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-33

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市民が広く利用する公共施設であるため
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市民が広く利用する公共施設であるため
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市民が広く利用する公共施設であるため
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市民が広く利用する公共施設であるため
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市民が広く利用する公共施設であるため
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
事業を実施しなかった場合の影響	施設の劣化が進み、雨漏りにより躯体の木材の腐食が進行した場合、修繕費用がかさむことが想定される。
課題	改修費用の確保。
解決策	課題と同じ。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	屋根部分の防水機能回復のため塗膜防水工事を行うことにより施設の長寿命化を図る必要がある。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考													

様式4

整理番号	既-34

個別事業（ 既存事業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17456	予算事業名	アートビレッジ・シラキノ事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	01	アートビレッジ・シラキノ事業					担当課室	生涯学習課	
							担当班	社会教育班	
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	南有馬町	

総合計画			予算科目			
	基本柱	2.郷土文化		会計区分	1	一般会計
	政策	2.文化・芸術のまちづくり		款（名称）	10	教育費
	施策	1.文化・芸術の振興		項（名称）	4	社会教育費
	施策細分	2-2-1-③市民文化・芸術活動の推進(総合戦略)		目（名称）	2	社会教育施設費
	重点P					
根拠計画						

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点施設として、平成27年に閉校となった白木野小学校校舎を平成29年度に国の地方創生拠点整備交付金・合併特例事業債を活用し整備、平成30年9月に当該施設を開所。
設立主旨によりギャラリーを活用した様々な企画展、ワークショップなどを開催し、芸術文化に触れる機会やアーティストと交流する機会の提供している。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

本施設は、社会教育施設であり、市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点施設として必要である。

(3)事業の概要

地域文化の発展と若手芸術家の支援を目的とした芸術文化複合施設。
芸術文化を核とした地域文化交流拠点施設として、地域や関係機関と連携しながら、様々な事業を展開している。
【令和8年度実施】
・移動美術館IN南島原(長崎県美術館が行う生涯学習事業「移動美術館」)
・活版印刷工房設置プロジェクト(トレーシング・ドラード)
・長崎県と東京藝術大学との連携事業(作品やプロジェクトの成果物を地域・県の文化財として残す取り組み)の事業実施地として選定(ワークショップの開催や現地リサーチの実施)

(4)期待される効果

地域文化の発展と若手芸術家の支援を目的とした芸術文化複合施設として活動等を発信することによる市のPR効果。
芸術文化を核とした地域文化交流拠点施設として、地域や関係機関と連携しながら、様々な事業を展開することで、市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むことができる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	14,384	15,224	15,224	15,224	
国庫							
県費							
起債							
特財	ふるさと応援 ほか		6,830	430	430	430	
一財			7,554	14,794	14,794	14,794	
年度別取組の概要			・施設管理委託料 ・施設経費	・施設管理委託料 ・施設経費	・施設管理委託料 ・施設経費	・施設管理委託料 ・施設経費	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	⑤ 文化・芸術のまちづくりに関する事業

整理番号	既-34

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点として整備した社会教育施設であるため
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	開所から8年が経過し、施設の認知度も広まっている。また、廃校活用の成功事例として行政視察も受け入れている。併せて、市の一大行事としてセミナリヨ版画展を実施している。 上記のことから、芸術文化活動の拠点施設が失われセミナリヨ版画展の開催にも影響を及ぼす恐れがある。
課題	なし
解決策	社会教育施設としての施設の存続。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		市民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点施設として、また市の芸術文化の発信拠点として継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	C	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討
		廃校資産の有効活用として、これまでに若手芸術家の育成・支援及び地域文化の発展・活性化に寄与してきたところである。しかしながら、市民認知度の低さが課題であるため、事業の着地点を明確にし、制度設計の改善を図ることとする。											
備考													

様式4

整理番号	既-35

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17610	予算事業名	地域クラブ支援事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	02	地域クラブ支援事業					担当課室	生涯学習課	
							担当班	スポーツ振興班	
事業期間	令和	7	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	5.人づくり	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり		款（名称）	10 教育費
	施策	1.生涯スポーツの推進		項（名称）	5 保健体育費
	施策細分	5-3-1-①生涯を通じたスポーツの推進		目（名称）	1 保健体育総務費
	重点P	該当しない			
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

・部活動の地域移行について、本市はR5・6年度に部活動在り方検討委員会を発足。令和8年度中の完全地域クラブ化を目標に、地域クラブ活動を地域で実施する方針が示され、併せて各地域クラブを統括する組織が必要との意見が多く出され、「地域クラブサポートセンター(仮称)」設立の検討がなされる。
・「地域クラブサポートセンター」設立(令和7年7月14日付)
・「一般社団法人　南島原市地域クラブサポートセンター」設立(令和8年1月5日)

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

・本事業は、市内地域クラブを統括する組織「(一社)南島原市地域クラブサポートセンター」が継続的かつ円滑に運営するための支援事業。
・【サポートセンターの目的】市民一人一人が「幸せで悔いのない人生を歩むための“善き人格”を育む」ための事業を行うとともに、南島原市の新たな地域クラブ活動の運営補助及び関係団体の支援、不登校児童生徒の支援を行い、部活動に変わる新たなスポーツ・文化環境づくりに寄与することを目指す」

(3)事業の概要

本事業は、市内地域クラブに関する統括的な業務を行う「(一社)南島原市地域クラブサポートセンター」の運営支援を行う事業。
○(一社)南島原市地域クラブサポートセンターの主な事業概要
地域クラブ運営及び支援事業(小中対象)、中学校体育連盟運営及び部活動支援事業、放課後子ども教室推進事業(寺子屋21)、地域クラブ選択機会の構築(マルチクラブ設立)、移送サービス支援事業、指導者の確保・育成支援また人材リスト運用、新規地域クラブ設立相談支援、関係機関との連携調整　ほか

(4)期待される効果

生徒がより充実したクラブ活動に取り組める統一した環境整備、地域クラブ組織運営の平準化、移送に関する統一的運営支援、保護者の負担軽減、事務の効率化、統一した指導者の確保と支援、ほか

年度別の計画額の概要

財源内訳 (千円)			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	財源名称	補助率	46,230	63,363	63,363	63,363	
国庫							
県費			28,930	37,113	37,113	37,113	
起債							
特財	スポーツ安全協会助成金		2,500				
一財			14,800	26,250	26,250	26,250	
年度別取組の概要			運営業務委託	運営業務委託	運営業務委託	運営業務委託	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	③ 子供たちの健全育成に関する事業

整理番号	既-35

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市内地域クラブの継続的な運営支援のため、明確な公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		事業効果は中学生及び小学生と保護者、各団体の指導者など広く市民の利益に継続的に寄与するもの。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	本事業は市の地域クラブの在り方として具体的な市民のニーズによるものであるため。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		地域クラブサポートセンター運営は地域や民間組織であるがその支援については行政が実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模は地域クラブ数に応じた適正規模で効率的に運営するための事業であるため実施する必要性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市には類似事業がないために比較できないが、全国的な類似事業と比較しても均衡をかいていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	長期的な視点から事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が期待される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業執行の方法は地域クラブを統一組織で支援することが最適な方法であると考える。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	地域クラブサポートセンターは公平性を確保するための統括組織であるため、公平性は確保されるものである。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		地域クラブサポートセンターは市内地域クラブの統括組織であるため、特権的な恩恵をあたえるものではない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	本支援事業を実施しなかった場合は、地域クラブサポートセンターの運営ができなくなる。 地域クラブサポートセンターの運営ができない場合は、以下のような影響が考えられる。 生徒のクラブ活動機会の減少、保護者の費用や送迎等の負担の増加、指導者の不確実性・資質の低下、経済格差がクラブ活動の公平性に影響を及ぼし格差が生じる、など。
課題	地域クラブサポートセンターの継続的な健全運営のための財源の確保
解決策	・国また県などの補助金等の活用、部活動地域展開に関する各種助成事業等の活用 ・持続可能な運営のための自主財源の創出（無理のない適正な会費設定、賛助金等） ・令和9年度までの完全地域クラブ化に伴う部活動関係予算の充当

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		地域クラブサポートセンターの継続的な健全運営を目指し、補助金活用や自主財源創出を図る。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		「部活動の地域移行」において、本市は県内でも先進的な取り組みを進めており、地域クラブサポートセンターの設立を通じ、地域クラブ活動の支援体制を構築していることは高く評価する。今後も継続的かつ健全な運営を実現するため、財源確保の仕組みを検討し、地域クラブ活動の充実を図ることとする。											
備考													

様式4

整理番号	既-36

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17650	予算事業名	社会体育施設管理整備事業				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	42	有家総合運動公園整備事業					担当課室	生涯学習課	
							担当班	スポーツ振興班	
事業期間	令和	9	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	有家町	
総合計画 基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分	1.一般会計			
総合計画 政策	3.生涯スポーツのまちづくり				款（名称）	10	教育費		
総合計画 施策	2.スポーツ力の強化				項（名称）	5	保健体育費		
総合計画 施策細分	5-3-2-②社会体育施設の整備				目（名称）	2	体育施設費		
総合計画 重点P	該当しない								
根拠計画									

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

・令和7年9月10日の落雷によりグラウンド及びテニスコートの夜間照明設備が損壊したほか、放送設備も落雷により故障した。一部で点灯はするものの、夜間照明施設の機能としては不足しており機器も不安定な状態である。
・グラウンド：照明点灯が主操作盤(事務室)からの操作不可となる。利用者の事故防止のため、点灯不良のグラウンドBコートの夜間照明利用を制限している。Aコートは手動点灯により利用は可。
・テニスコート：：照明点灯が主操作盤(事務室)からの操作不可となるが、手動点灯により夜間照明利用は可能な状態。
・放送設備：音が出ていないスピーカーがある。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

・夜間照明設備の改修工事を行い、主操作盤(事務室)からの操作ができるように改善するほか、点灯不良を解消する。
・放送設備については、改修工事を行い、復旧を図る。

(3)事業の概要

以下の事業を実施して、機器の復旧を目指す。
・設計業務：一式
・グラウンド及びテニスコートの照明設備改修工事：LED照明器具、分電盤、開閉器取替ほか
・放送設備の改修工事：クリアホーン取替ほか

(4)期待される効果

グラウンドBコートの夜間利用者の利用制限の解消と主操作盤(事務室)からの照明操作による利便性向上、施設内放送の再開による運営改善の効果が期待される。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	1,675	30,024	0	0	
国庫							
県費							
起債							
特財				28,024			
一財			1,675	2,000			
年度別取組の概要			街路灯改修工事	夜間照明設備、放送設備の改修工事			

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	利用しない

整理番号	既-36

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市民が利用できる社会体育施設であるため、明確な公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		施設利用者(団体)の利便性に大きく寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	夜間照明施設、放送設備の復旧が利用者から求められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		社会体育施設であるため、行政が実施する必要性はある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	必要な部分の復旧であり、規模は適正。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		必要な部分の復旧であり、均衡は欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	事業実施後は、夜間利用者の利便性が格段に向上する。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		既存施設の復旧を目的としており、最適である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	社会体育施設そのものは、公平性を持った施設であるので公平性の確保はされている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		誰もが利用できる施設の改修であるので、特権的な恩恵が生じることはない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	Aコートやテニスコートの手動点灯は運用負担を増加させ、利用者にとって快適な環境とは言えない状況で、利用者の利便性が著しく低下している。グラウンドの利用可能範囲が制限され利用ができない。
課題	自然災害による機器損壊は予測がつかない。
解決策	自然災害の発生が予測あるいは発生した後は、速やかに損壊個所がないか確認し、損壊があれば、利用者に不便をかけないためにも早期復旧を試みる。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		夜間照明設備の改修により事務室からの操作を可能にするとともに、点灯不良を解消します。また、放送設備の改修工事を実施し、機能復旧を図ります。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		落雷による故障であり、利用等に制限を行っている状況を解消し、通常の状態に戻すことが必要なため、令和8年度補正予算で設計費を計上し、その後工事費を計上して早期復旧を図ること。											
備考													

様式4

整理番号	既-37

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17651	予算事業名	B&G海洋スポーツ振興事業	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	07	先進的海洋センター整備事業		担当課室	生涯学習課
				担当班	スポーツ振興班
事業期間	令和 7 年度～令和 11 年度（ 5 年間）			実施区域	加津佐町

総合計画			予算科目		
	基本柱	5.人づくり		会計区分	1.一般会計
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり		款（名称）	10 教育費
	施策	2.スポーツ力の強化		項（名称）	5 保健体育費
	施策細分	5-3-2-②社会体育施設の整備		目（名称）	2 体育施設費
	重点P				
根拠計画					

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

海洋センターの運営・利用を活性化させていくこと、海離れによる海洋人材の減少等を解消することなどを目的に、「先進的海洋センター整備事業」の募集がB&G財団から行われた。助成金額は、上限額10億円でソフト事業も助成対象となる。令和5年10月、企画書を提出して以降、審議を経て、令和7年4月に助成事業の交付決定を受ける。事業期間は、令和12年3月31日までとなっている。
便利な生活の中で、海や山に触れる機会が非日常的なイベントのように感じられている現状を改善し、海への関心を取り戻す必要がある。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

新施設を通じて、海洋体験や教育を軸に「海と人の共生」を地域で実現し、海との関わりを日常化することを目的とする。南島原市での活動を起点に、B&G財団と連携して全国へ波及させ、日本の海興しに貢献する。

(3)事業の概要

【施設整備】
艇庫機能を有する複合施設と宿泊棟を整備。複合施設には、艇庫、図書スペース、ギャラリー、研修室・会議室、海洋プラ加工室などを整備。障がいの有無などに関わらず誰もが利用できる施設を整備する。
【ソフトプログラム開発】
海離れ解消に寄与するプログラムや地域の発展に資する人材を育成するプログラムを開発し、それらを実行・検証する。海洋教育プログラム、人材育成プログラムなど。年間5事業程度の新規事業の実施及び検証を行う。

(4)期待される効果

新施設を拠点に、海での活動や余暇を過ごすことで、海との関りが日常となり、海離れ解消に繋がることが期待される。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	2,969	109,889	0	0	
国庫							
県費							
起債							
特財	B&G財団助成金	10/10	2,969	2,969			
一財				106,920			
年度別取組の概要			プログラム開発経費(謝礼金、旅費等)	敷地造成工事、プログラム開発経費	新築工事、監理委託、外構工事ほか、事業費精査中	新築工事、監理委託、外構工事ほか、事業費精査中	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-37

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	海への関心の低下といった課題解決を目指し、海興しに繋げる公益性の高い取り組みである。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		誰もが利用できる施設とし、市民の幅広い層に利益を広く寄与するものである。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	海洋体験や海洋教育へのニーズは高いと考えられる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		海洋体験や教育を通じた公益性の高い事業であり、行政が主体的に取り組む必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	施設整備とプログラム開発を組み合わせた、具体的かつ持続可能な取り組みであり事業規模は適正である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		全国初の新規事業で近隣市と比較できないが、南島原市の地域資源を活用した独自性が際立っている。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	施設整備とソフトプログラムの両面から取り組むため、事業の目的に合致した成果を挙げる可能性が高い。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		ハードとソフトの相乗効果を最大化する設計となっており、最適な手法である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	障がいの有無を問わず利用可能な施設設計と幅広い層が参加可能なソフト事業で、公平性が確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特定地域や対象者に偏らず、誰もが参加可能な設計であり、公平性が確保されている。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	事業を実施しない場合、南島原市が有する豊かな海洋資源の活用機会が失われ、地域の魅力や活性化が停滞する恐れがあります。また、海離れが進行し、海洋人材の育成が困難となります。さらに、海への関心が薄れ、南島原市が持つ資源価値が十分に発揮されない状況が続く可能性があります。
課題	施設整備における予算確保と持続可能な運営体制の構築、地域住民の理解と協力を得るための広報活動、効果的なソフトプログラム設計と実行です。
解決策	施設設計では、建設コストの削減に努めるほか、運営面では官民連携を活用した効率的な管理体制の構築を図る。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		基本設計を基に整備を進めるとともに、海洋教育や人材育成を目的とした新規プログラムを実施し検証をしていく。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業は、海洋体験や教育を通じて「海と人の共生」を目指し、地域振興や観光促進の拠点となるものである。南島原市の豊かな海洋資源を活用し、持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。今後もB&G財団と緊密に連携し、財源確保及び地域住民の理解促進に努め、事業の効果的な運営を図ることとする。											
備考													

様式4

整理番号	既-38

個別事業（ 既存事業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17450	予算事業名	市民会館等管理費				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	03	ありえコレジヨホール整備事業					担当課室	生涯学習課	
							担当班	教育振興班	
事業期間	令和	9	年度～令和	9	年度(1 年間)		実施区域	有家町	
総合計画 基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計		
総合計画 政策	2.生涯学習のまちづくり					款（名称）	10	教育費	
総合計画 施策	1.学習機会の充実					項（名称）	4	社会教育費	
総合計画 施策細分	5-2-1-④生涯学習施設の維持管理(総合戦略)					目（名称）	2	社会教育施設費	
総合計画 重点P									
根拠計画									

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

ありえコレジヨホールについては経年劣化により設備の故障等が発生し、維持管理のための更新等が必要となっている。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

経年劣化により破損した浄化槽を早急に改修を行い施設の維持管理を図る。

(3)事業の概要

浄化槽改修工事一式(R9)

(4)期待される効果

浄化槽設備を改修し安全で衛生的な施設管理を行う。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	0	22,000	0	0	
国庫							浄化槽撤去費が補助対象外のため一財負担
県費							
起債							
特財	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	1/2		8,250			
一財				13,750			
年度別取組の概要				浄化槽改修工事			

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	

整理番号	既-38

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市民が広く利用する公共施設であるため
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市民が広く利用する公共施設であるため
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市民が広く利用する公共施設であるため
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市民が広く利用する公共施設であるため
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市民が広く利用する公共施設であるため
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市民が広く利用する公共施設であるため
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		浄化槽が使用不可となった場合は排水設備全体が使用不可となり施設で開催される、式典、催事すべてに影響を起こす。 また、(一社)全国浄化槽団体連合会の補助事業の活用を予定しているが活用しない場合、改修工事にかかる費用をすべて一般財源で行うことなり市の財政に影響を及ぼすそれがある。
	課題	改修費用の確保
	解決策	課題と同じ

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		社会教育施設の基幹館であり本改修工事を行わないと施設の運用に重大な支障が起きうることから改修を行う。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		経年劣化に伴う設備の故障が施設運営に支障を及ぼしているため、浄化槽改修工事を実施することとする。本改修工事は、式典や催事の円滑な開催を維持する上で重要であり、所管課の方向性を踏まえ、予算要求を可とする。ただし、予算要求基準額を考慮しつつ進めることとする。											
備考													

様式4

整理番号	既-39

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17500	予算事業名	資料館等管理費	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	01	口之津歴史民俗資料館管理費		担当課室	文化財課
				担当班	文化財班
事業期間	平成 18 年度～令和 - 年度（ 年間）			実施区域	口之津町

総合計画			予算科目		
	基本柱	2.郷土文化		会計区分	1.一般会計
	政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり		款（名称）	10 教育費
	施策	2.歴史・文化財の活用と普及		項（名称）	4 社会教育費
	施策細分	2-1-2-①歴史・文化財の活用・普及の推進		目（名称）	3 文化財保護費
	重点P	②住み続けたくなる環境づくり			
根拠計画		第Ⅱ期南島原市総合計画 後期基本計画45P　歴史・文化施設等の環境整備、適正な維持管理			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

南島原市においては、少子化や若者の都市部への流出などにより、合併以前より人口減少が深刻な課題であり、人々が住み続けたいと思えるような環境の充実が必要である。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

文化財等を活用し、市民あるいは市外からの見学者に対して、南島原市の郷土文化に対しての理解・関心・愛着を高め、このまちに「住みたい」「住み続けたい」という気もちの醸成に寄与する。

(3)事業の概要

島原半島南部の海の玄関口である口之津フェリーターミナルの2階を資料館として活用し、南蛮船の来航や、口之津から排出された多くの船員が諸外国から持ち帰った民具など、多くの資料を展示・紹介することで、南島原市の歴史・文化に対する理解を促進する。

(4)期待される効果

実物資料の展示により、テキストや写真等に比べ、より臨場感をもって南島原市の歴史や文化を紹介することが可能であり、見学者の関心や愛着を高める効果が期待できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳（千円）			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	財源名称	補助率	12,893	17,049	12,018	12,018	
国庫							
県費							
起債							
特財			706	706	706	706	
一財			12,187	16,343	11,312	11,312	
年度別取組の概要							

ふるさと納税応援寄附金の利用希望

整理番号	既-39

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	住み続けたいまちづくりを目的とするため、目的自体には客観的な公益性がある。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		一定の入館者数を保持しており、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市の歴史や文化の形成において重要な地域であり、その関連展示は市民ニーズが高いと評価する。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		行政財産を運用して実施する事業であるため、行政により実施する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	フェリー利用者が立ち寄るにもほどよい規模感であり、適正な事業規模と評価している。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		特に過大な展示でもなく、近隣市と比較して均衡は欠いていないと評価する。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	事業目的に合致した展示事業を展開している。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		フェリーターミナルのビル内に設置しており、交通の要衝としての立地をうまく活用できている。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	特段、不公平と認められる状況は発生していない。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特権的恩恵と認められる状況は発生していない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
事業を実施しなかった場合の影響	口之津を中心とした歴史・文化の展示紹介機能を大きく損ね、住みたい、住み続けたいまちづくりの実現にとってはマイナス効果と考えられる。
課題	一定の入館者数は確保しているものの、さらに入館者数を増加させる余地はあると考えられる。
解決策	企画展、催し等の充実、情報発信の強化など。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	入館者数において、まず現状維持を図りつつ、さらなる増加を目指す。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考													

様式4

整理番号	既-40

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17500	予算事業名	資料館等管理費	担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	02	深江埋蔵文化財・噴火災害資料館管理費		担当課室	文化財課
				担当班	文化財班
事業期間	平成 18 年度～令和 - 年度（ 年間）			実施区域	深江町

総合計画			予算科目		
	基本柱	2.郷土文化		会計区分	1.一般会計
	政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり		款（名称）	10 教育費
	施策	2.歴史・文化財の活用と普及		項（名称）	4 社会教育費
	施策細分	2-1-2-①歴史・文化財の活用・普及の推進		目（名称）	3 文化財保護費
	重点P	②住み続けたくなる環境づくり			
根拠計画		第Ⅱ期南島原市総合計画 後期基本計画45P　歴史・文化施設等の環境整備、適正な維持管理			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

南島原市においては、少子化や若者の都市部への流出などにより、合併以前より人口減少が深刻な課題であり、人々が住み続けたいと思えるような環境の充実が必要である。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

文化財等を活用し、市民あるいは市外からの見学者に対して、南島原市の郷土文化に対しての理解・関心・愛着を高め、このまちに「住みたい」「住み続けたい」という気もちの醸成に寄与する。

(3)事業の概要

資料館において、平成の噴火災害や、埋蔵文化財発掘調査により出土した考古資料を展示・紹介することで、南島原市の歴史・文化に対する理解を促進する。

(4)期待される効果

実物資料の展示により、テキストや写真等に比べ、より臨場感をもって南島原市の歴史や文化を紹介することが可能であり、見学者の関心や愛着を高める効果が期待できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	2,687	5,248	2,748	2,748	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			2,687	5,248	2,748	2,748	
年度別取組の概要							
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	既-40

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	C	住み続けたいまちづくりを目的とするため、目的自体には客観的な公益性がある。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	c.寄与していない		立地的ハンデが大きく、他の資料館に比べ著しく入館者が少ない（別紙参照）。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	c.賛否あり／把握していない	C	入館者数からはニーズが低く見えるが、どちらかというと立地的ハンデを克服する必要がある（別紙参照）。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		行政の所有する施設や資料の運用により事業であるため、行政で実施する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	B	当館の規模は小さく、市が所蔵する考古資料の質量からすると、むしろ狭小である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある		他の資料館との兼ね合いでいうと、館数を集約し、事業の効率化を図る必要がある（別紙参照）。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	c.効果が薄い	E	立地的ハンデが著しく、現在の状態からの展示拡充や発信強化だけでは期待できる効果が薄い。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	c.改善を要する		他館を含めた展示事業の集約・強化および連動性と相乗効果を高める必要がある（別紙参照）。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	特段、不公平と認められる状況は発生していない。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特権的恩恵と認められる状況は発生していない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	原城跡や口之津など、特定の地域や年代に関係する内容を除き、南島原市の郷土文化にまつわる文化財等を展示できる場所が失われることになる。
課題	南島原市の主要幹線である国道251号はおろか、国道57号よりもさらに山手側でありアクセス性が極めて低い。周辺に商業施設などもなく、何かのついでに立ち寄るような場面も期待が難しい。
解決策	現在地における事業継続では、事業効果の劇的な改善は見込みがたく、他の資料館に近い空きスペースの確保などにより事業の集約、強化を図る方向性が適当と考えられる。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	B	有効性	E	公平性	A	評価区分	改善
		次年度の方向性としては「改善」としたが、今後の事業「統合」に向けて検討を加速する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

様式4

整理番号	既-41

個別事業（ 既 存 事 業 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17500	予算事業名	資料館等管理費				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	04	口之津歴史民俗資料館分館管理費					担当課室	文化財課	
							担当班	文化財班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	口之津町	
総合計画 基本柱	2.郷土文化			予算科目	会計区分	1.一般会計			
総合計画 政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり				款（名称）	10	教育費		
総合計画 施策	2.歴史・文化財の活用と普及				項（名称）	4	社会教育費		
総合計画 施策細分	2-1-2-①歴史・文化財の活用・普及の推進				目（名称）	3	文化財保護費		
総合計画 重点P	②住み続けたくなる環境づくり								
根拠計画	第Ⅱ期南島原市総合計画 後期基本計画45P　歴史・文化施設等の環境整備、適正な維持管理								

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

南島原市においては、少子化や若者の都市部への流出などにより、合併以前より人口減少が深刻な課題であり、人々が住み続けたいと思えるような環境の充実が必要である。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

文化財等を活用し、市民あるいは市外からの見学者に対して、南島原市の郷土文化に対しての理解・関心・愛着を高め、このまちに「住みたい」「住み続けたい」という気もちの醸成に寄与する。

(3)事業の概要

明治期の旧長崎税関口之津支署庁舎をメイン館とし、複数の建物で構成する。口之津が石炭輸出の中継港として繁栄した時代や、税関事業、本市から生まれた古野電機関連、からゆきさんの悲哀、与論島との交流など地域特有の展示事業をレトロチックな雰囲気の中で実施し、南島原市の歴史・文化に対する理解促進や地域の魅力アップにも寄与する。

(4)期待される効果

実物資料の展示により、テキストや写真等に比べ、より臨場感をもって南島原市の歴史や文化を紹介することが可能であり、見学者の関心や愛着を高める効果が期待できる。

年度別の計画額の概要

	財源内訳 財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		（千円）	9,072	10,941	9,041	9,041	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			9,072	10,941	9,041	9,041	
年度別取組の概要							
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

整理番号	既-41

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	住み続けたいまちづくりを目的とするため、目的自体には客観的な公益性がある。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		一定の入館者数を保持しており、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市の歴史や文化の形成において重要な地域であり、その関連展示は市民ニーズが高いと評価する。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		行政財産を運用して実施する事業であるため、行政により実施する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	複数の建物による展示であるが、テーマも多様に分化しているため、適正な事業規模と評価している。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		特に過大な展示でもなく、近隣市と比較して均衡は欠いていないと評価する。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	事業目的に合致した展示事業を展開している。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		県指定有形文化財の税関跡再利用など、港町らしい特性をうまく活用できている。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	特段、不公平と認められる状況は発生していない。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特権的恩恵と認められる状況は発生していない。
	その他の視点				

事業実施に関する影響・課題等	
事業を実施しなかった場合の影響	
	口之津を中心とした歴史・文化の展示紹介機能を大きく損ね、住みたい、住み続けたいまちづくりの実現にとってはマイナス効果と考えられる。
課題	一定の入館者数は確保しているものの、さらに入館者数を増加させる余地はあると考えられる。
解決策	企画展、催し等の充実、情報発信の強化など。

次年度に向けた方向性													
実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	入館者数において、まず現状維持を図りつつ、さらなる増加を目指す。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考													

補助金等事業

様式4

整理番号	補-01

個別事業（ 補 助 金 等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10410	予算事業名	非常備消防費				担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	01	消防団員準中型免許取得費補助金					担当課室	防災課	
							担当班	防災交通班	
事業期間	令和	6	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	6.安全安心	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.災害に強いまちづくり		款（名称）	9 消防費
	施策	2.消防力の強化		項（名称）	1 消防費
	施策細分	6-1-2-①消防体制の充実		目（名称）	2 非常備消防費
	重点P	該当しない			
根拠計画		-			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

現在配備中の消防自動車は準中型自動車免許以上の免許が必要である。
しかしながら、団員の中には普通免許しかなく消防自動車を運転でず、迅速な出動に支障をきたす場合がある。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

災害現場への迅速な出動を行うために、準中型自動車免許以上の免許取得を行う団員に対し、取得費用の一部を補助し、出動を迅速に行うことを目的としている。なお、AT限定解除も対象である。

(3)事業の概要

補助対象経費の実支出額の3分の2以内(千円未満切り捨て)の額を補助する。なお、1人当たりの限度額は次のとおり
・オートマ限定解除を受けるとき　上限4万円
・準中型自動車免許以上を受けるとき　上限11万円
≪参考:雲仙市≫
①オートマ限定解除を受けるとき　　6万円(実費から寄附等収入を控除した額か6万円のいずれか少ない額)
②準中型免許を受けるとき　15万円(実費から寄附等収入を控除した額か15万円のいずれか少ない額)
①②同時に受けるとき　18万円(実費から寄附等収入を控除した額か15万円のいずれか少ない額)

(4)期待される効果

消防自動車を運転できる団員を確保することで迅速な出動につながる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	2,000	2,000	2,000	2,000	
国庫							
県費							
起債							
特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		1,700				
一財			300	2,000	2,000	2,000	
年度別取組の概要			消防団員準中型免許取得費補助金	消防団員準中型免許取得費補助金	消防団員準中型免許取得費補助金	消防団員準中型免許取得費補助金	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	⑥ その他市長が特に必要と認める事業

整理番号	補-01

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	消防団活動を行う上で必要であり、公益性は認められると考える。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		消防団活動を行う上で必要であり、市民の利益に寄与すると考える。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	消防団活動を行う上で必要であり、市民のニーズは十分に認められると考える。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		運転する団員の確保ということから、行政が実施する必要性はあると考える。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	運転する団員の確保ということから、事業規模は適正であり実施する必然性はあると考える。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		半島では雲仙市が実施いしているが、均衡を欠くまでではないと考える。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	運転する団員の確保を行うことで、迅速な出動が期待できる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		現時点では最適であると考える。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	対象者全員に呼びかけを行っており、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市全域が対象であり、同一の地域や特定の人物に恩恵はない。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	現在の新入団員の免許では、準中型自動車免許の車が運転できないため、迅速な出動に支障をきたすことも考えられる。
課題	免許補助を続けた方がいいのか、もしくは消防車両の小型化を検討したほうがいいのか協議が必要である。
解決策	将来を見据えた消防団のあり方を協議していく必要がある。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		現制度が活用できるうちは、広く呼びかけ、運転できる団員の確保が重要であり、継続する必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		災害現場等への出動をより迅速に行うため、普通自動車運転免許における限定解除等に係る経費を一部補助する事業として有効な事業と認められるものの、令和6年度の制度開始以降、補助金執行額が低く、補助金等適正化基本方針8に沿った見直しを要する状況にある。 本補助事業が活用されない要因を分析のうえ、本制度を再検討すること。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。										
備考													

様式4

整理番号	補-02

個別事業（ 補助金等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11005	予算事業名	地域振興費				担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	01	高等学校市外学生支援事業					担当課室	地域づくり課	
							担当班	地域支援班	
事業期間	令和	6	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	8.協働行政	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.市民協働のまちづくり		款（名称）	2 総務費
	施策	4.官学連携の推進・市内高校等の魅力向上への支援		項（名称）	1 総務管理費
	施策細分	8-1-4-②市内高校の魅力向上に関する取組への支援(総合戦略)		目（名称）	6 地域振興費
	重点P				
根拠計画	-				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

令和3年度に地域団体の要望があり、その団体が運営する学生寮が安定的に運営できるよう3年間に限り「高等学校学生寮運営費補助金」にて支援を行った。その後、令和6年度に補助金の見直しを行い、学生寮等に入寮又は居住する生徒の保護者に対して支援を行う「高等学校市外学生支援補助金」へと移行した。学生寮及び下宿先の減少に伴い入寮生も減少している。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

家庭を離れて通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減、並びに市内の高等学校の存続発展及び地域の活性化を図る。

(3)事業の概要

対象:学生寮等に入寮又は居住する生徒の保護者
補助対象経費:寮費、下宿費又はアパート賃借料、光熱水費、食費、その他、市長が特に認めるもの
補助率:補助対象経費の1/2以内の額。上限月に30千円
対象期間:交付決定が属する年度の4月1日から3月31日まで

(4)期待される効果

保護者に対して、経済的負担の軽減を図り、市内高等学校の存続発展及び地域の活性化に繋がる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	1,440	1,440	1,440	1,440	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			1,440	1,440	1,440	1,440	
年度別取組の概要			30,000円×4人×12月	30,000円×4人×12月	30,000円×4人×12月	30,000円×4人×12月	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	利用しない

整理番号	補-02

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	広く社会一般の利益に貢献している。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		対象者が市内の高等学校に通う生徒の保護者に限られている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	一定の申請者がいるためニーズは認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		地域活性化の観点から行政が実施する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模は適正である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	生徒数の確保に繋がっている。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		有効的な手法である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		高等学校に通学する生徒の保護者が対象となっているため、申請できる年数が限られている。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
	・市内高等学校の魅力低下 ・若者流入が減ることによる地域活性化への影響 ・保護者の負担増加	
	課題	市内高等学校の存続
	解決策	高等学校を通じて入学説明会やホームページ等で周知を行う。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		市内高等学校の存続発展及び地域の活性化に資するため、継続し支援が必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
		少子化と高等教育の多様化が進む中で市内高等学校の存続を図るため、家庭を離れて通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする本補助事業の妥当性等は認められる一方、県により県立高校の再編に向けた計画造が進められつつある中で、支援対象者が年々減少していることを踏まえたときに主に市外出身の学生を対象とした現行の支援策が妥当であるかなど検証を行い、地域振興の一翼を担う高等学校の存続の観点から、より効果的な支援策についても検討が必要と考えられる。 検討の結果本制度を存続する場合は、必要額を精査し、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。										
	備考												

様式4

整理番号	補-03

個別事業（ 補助金等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11610	予算事業名	商工振興対策事業				担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	02	中小企業ステップアップ支援事業補助金					担当課室	商工観光課	
							担当班	商工振興班	
事業期間	平成	30	年度～令和	8	年度(	9 年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興		款（名称）	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化〈商工業〉		項（名称）	1 商工費
	施策細分	3-3-1-⑥創業・起業促進と生産性向上の支援（総合戦略）		目（名称）	2 商工振興費
	重点P	該当しない			
根拠計画		南島原市商工振興計画 P33、P34、P37			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

急激な人口減少と厳しい経済動向の中、地域経済を牽引する市内事業者の「稼ぐ力」を底上げし、新たな雇用を創出することを目指している。昨年度より対象業種の幅を広げ、事業承継に対する支援事業を追加した事業内容としている。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

市内の中小企業及び小規模事業者による新規事業や規模拡大に伴う売上げ向上及び新規雇用創出による経済活性化を図るため、設備投資を行う事業者への助成を行う。

(3)事業の概要

○対　象：市内に事業所がある個人事業主または市内に本社を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業
○対象業種：日本標準産業分類における大分類A農業・林業、大分類B漁業、大分類P医療・福祉を除く全業種
○要　件：（設備投資補助金）設備投資が100万円以上になる事業、設備投資の対象となる新事業で新たに雇用した方
（事業承継補助金）R7.4.1以降に事業を承継した者又は補助金交付決定以後1年以内に事業を承継する者、設備投資が100万円以上になる事業、事業承継後5年間は事業を継続すること

(4)期待される効果

事業所の新規事業立ち上げや既存事業の規模拡大などに取り組むことで収益力強化を図る。
事業承継における設備更新などを支援することで、技術やサービスの継続と円滑な事業の引継ぎが可能となる。
事業所の規模拡大にあたり、新たな雇用が期待できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
（千円）			9,200	9,200	9,200	9,200	
国庫							
県費							
起債							
特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		7,800				
一財			1,400	9,200	9,200	9,200	
年度別取組の概要			ステップアップ支援事業補助金	ステップアップ支援事業補助金	ステップアップ支援事業補助金	ステップアップ支援事業補助金	
			⑥ その他市長が特に必要と認める事業				

整理番号	補-03

	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	事業所の売上増加目的に事業の規模拡大や雇用創出を行う事業である。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		昨年度から対象業種も拡大して、幅広く利用していただけるようになっている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	例年一定程度の申請があっており、市民ニーズは認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		事業の拡大や事業承継に対する設備投資等に行政が支援を行うため、役割分担は明確化されている。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	予算規模に対して適正な範囲内で執行されている。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の補助事業と比較しても同程度の事業規模で実施されており、均衡は欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	事業の規模拡大や事業承継などによる売上増加には確実につながっており、事業の目的を果たしている。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		以前は対象範囲が狭くその分補助額が大きく偏りがあったが、現在は広範囲に薄く支援を行い、適当であると考えている。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	昨年度から対象業種も拡大して、幅広く利用していただけるようになっている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		事業の拡大に対する支援であり、特定の事業者が特権的恩恵を受けるものではない。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	事業の拡大に対しては、設備投資等で多額の投資を行うものが多いことから、一部支援を要望されるケースも多い。事業承継に関しても廃業抑止の観点から後継者不足対策として本事業を制度化したものであり、なくなった場合は今後事業面での後継者サポートが厳しくなる。
課題	事業承継制度を知らないまま、廃業を迎える事業所が年々増加しており、まずは事業承継を行う仕組みを知ってもらう必要がある。
解決策	長崎県事業承継引継ぎセンターや商工会と連携して各種相談会の中でも本事業の補助制度を紹介してもらうなど積極的な活用を促し、廃業抑止に取り組む。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		昨年度から幅広い業種を対象とするよう事業設定を変更して、事業者にとって使いやすい制度設計としたことで、昨年度は多くの事業者がこの補助金を利用している。事業承継に関する補助も充実させ、廃業の抑止策としても期待をしている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		令和6年度から補助の対象となる業種、要件などを拡充し、実施する事業の経費の一部を支援することは、本市の商工業振興に寄与するものであることから、本事業の効果検証を行いつつ、今後も継続して取り組むべき事業であると認められる。 一方で、事業の効果検証を行うためには、補助金適正化基本方針11の「評価基準の設定」にあるとおり成果指標の設定が必要であるが、補助金等調書（整理番号30）を確認すると、評価指標として設定している活用件数は活動指標であることから、事業実施の効果を示す指標への見直しが必要と考えられる。また、情報公開について、補助金等適正化基本方針に沿った内容となるよう、制度の改善を求めたい。 なお、本補助事業の次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

様式4

整理番号	補-04

個別事業（ 補助金等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11616	予算事業名	住宅･店舗リフォーム資金助成事業				担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	01	南島原市住宅･店舗･旅館等リフォーム資金補助金					担当課室	商工観光課	
							担当班	商工振興班	
事業期間	平成	22	年度～令和	8	年度（	17 年間）	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興		款（名称）	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化〈商工業〉		項（名称）	1 商工費
	施策細分	3-3-1-⑤住宅･店舗･旅館等のリフォーム(総合戦略)		目（名称）	2 商工振興費
	重点P	該当しない			
根拠計画		南島原市商工振興計画 P37			

個別事業の内容

(1)事業･制度の背景(現状と課題)

市民の生活環境の向上と、市内業者への発注による地域経済の活性化を目的として平成22年度より開始しており、事業開始より17年目となっている。利用実績は近年年間130～140件を推移しており、利用ニーズは高い補助金である。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

住宅･店舗･旅館等のリフォーム工事を行うことで、市民の生活環境の向上と地域経済活性化の促進を図る。

(3)事業の概要

対象:市内に住所を有する方(実績報告書提出前までに転入する者を含む)及び市内に主たる
　　事業所を有する法人
要件:市内の業者が行う30万円以上のリフォーム工事で、3月までに工事が完了すること
　　対象となる建物がリフォーム補助金を受けていないこと
補助率:1.住宅:補助率　10分の1、上限20万円
　　2.店舗:補助率　10分の2、上限100万円
　　3.旅館:補助率　10分の3、上限200万円

(4)期待される効果

市民の住環境(快適性、安全性、省エネ性)の向上、空き家対策
工事負担額の軽減
地元業者の受注増に伴う地域経済の活性化と雇用維持

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	28,000	28,000	28,000	28,000	
国庫							
県費							
起債							
特財	ふるさと応援寄附基金繰入金 市町村振興協会市町村配分金		24,808				
一財			3,192	28,000	28,000	28,000	
年度別取組の概要			住宅･店舗･旅館等リフォーム資金補助金	住宅･店舗･旅館等リフォーム資金補助金	住宅･店舗･旅館等リフォーム資金補助金	住宅･店舗･旅館等リフォーム資金補助金	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	⑥ その他市長が特に必要と認める事業

整理番号	補-04

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市内の住環境の向上と事業者の雇用維持等に必要不可欠である。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		同じ家屋は補助対象外となるため、広く市民が利用しやすい設計となっている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	例年一定程度の申請があっており、市民ニーズは認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		行政が補助を行い、市内事業者が発注を受け、市民に対して支援を行うため、役割分担は明確化されている。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	例年予算規模に対して適正な範囲内で執行されている。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の補助事業と比較しても同程度の事業規模で実施されており、均衡は欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	市民の工事費負担減や市内事業者の受注増には確実につながっており、事業の目的を果たしている。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		近年物価高騰の影響もあり市民の負担も大きくなっていることもあり、最適であると考えている。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	同じ家屋は補助対象外となるため、広く市民が利用しやすい設計となっている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		交付限度を設けることで、同一対象者が特権的恩恵を受けることはない。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		市民にとっては価格高騰の影響を軽減できないため負担が増えるためリフォームの件数が減る可能性が考えられる。また、事業者にとっても補助金がなくなることで、リフォーム工事も市外の大手住宅メーカーなどへの発注が増え、雇用の維持が難しくなることも考えられる。
	課題	事業を開始して17年目を迎え、ここ数年一度利用した家屋に対する問い合わせが目立つようになっているため、補助対象物件について検討したい。
	解決策	補助を利用して15年以上経過した物件については、再度補助対象とすることを検討したい。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業により市民は工事費用の負担減と住環境が向上しており、市内事業者にとっては、工事受注が増え雇用維持に繋がっている。以上のことから、一部要件の見直しを行った上で継続して事業を実施していくべきであると考えている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		制度開始から17年が経過する中で、本補助事業は市民ニーズに合致しており、現在も相当額の活用がなされていることからも、必要性等は十分に認められる。また、補助金等適正化基本方針に沿った制度運用がなされており、制度運用の上で課題となる点は特段見受けられない。 一方、実施期間評価に記載されている一部要件見直しについて、2度目のリフォームに対する支援を企図してるのであれば、初回見直しからの経過年数や対象工事、補助割合をはじめ、都市計画課の住宅性能向上リフォーム支援事業との棲み分けも含めた検討が必要である。											
備考													

様式4

整理番号	補-05

個別事業（ 補助金等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11614	予算事業名	そうめん産業振興事業	担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	01	島原手延そうめん生産量拡大支援事業補助金		担当課室	商工観光課
				担当班	そうめん振興班
事業期間	令和 6 年度～令和 8 年度（ 3 年間）			実施区域	市全域

総合計画			予算科目			
	基本柱	3.産業経済		会計区分	1.一般会計	
	政策	3.商工業の振興		款（名称）	7	商工費
	施策	1.経営基盤の強化〈商工業〉		項（名称）	1	商工費
	施策細分	3-3-1-③そうめん産業の活性化（総合戦略）		目（名称）	2	商工振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり				
根拠計画		南島原市商工振興計画 P30				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景（現状と課題）

本市の主要産業である島原手延そうめん製造事業者は、高齢化や後継者の不足により年々減少しており、それに伴い生産量も減少しています。生産量の減少により、市場への流通量が減少しブランド力の低下につながり、他産地との競争に大きく影響してきます。全国でも有数の手延そうめんの産地として、生産量の確保は重要な課題です。

(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）

そうめん製造事業者が行う新たな設備の導入や人材の確保などによる生産量拡大の取り組みを支援することで、全国有数の手延そうめんの産地として維持、発展を図る。

(3)事業の概要

そうめん製造業者が生産量拡大を目的に取り組む事業に要する費用の一部を支援する。
①生産設備支援事業（設備の導入、施設の改修） 補助率1/2（上限100～150万円）
②自動化設備導入支援事業（自動化設備の導入） 補助率1/3（上限300～500万円）
③雇用支援事業（特定技能外国人の雇用） 定額20万円/人（上限 個人1人、法人3人）

(4)期待される効果

個々の事業者の生産量が増加することによって、産地全体の生産量が増加する。
生産量を確保することにより、島原手延そうめんの市場への流通量が維持され、需要が高まることで、ブランド力の向上、販売単価の上昇につながる。

年度別の計画額の概要

	財源内訳（千円） 財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			10,000	10,000	10,000	10,000	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			10,000	10,000	10,000	10,000	
年度別取組の概要			島原手延そうめん生産量拡大支援事業補助金	島原手延そうめん生産量拡大支援事業補助金	島原手延そうめん生産量拡大支援事業補助金	島原手延そうめん生産量拡大支援事業補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

整理番号	補-05

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	全国有数の産地の存続は、本市の活性化に必要不可欠である。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		そうめん産地の維持存続により、競争力が強化され、地場産業の活性化につながっていく。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	そうめん産業の発展は、地域経済の活性化や雇用の確保につながるものであり、市民ニーズは認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		地場産業の維持存続を図っていくため、全体的な底上げが必要であり、行政が支援する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	島原手延そうめんとして生産量を確保していくため産地全体の生産者を対象としている。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		全国的シェアを誇る産品であり、積極的に取り組む必要がある。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	個々の生産者の生産量が増加することによって、産地全体の生産量の増加が期待できる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		生産量を増加させるには、設備の導入や人材の確保に要する費用が大きな課題となっており、その部分を支援することにより解決を図る。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	産地振興としての取組であるため、産地全体の生産者を対象としている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		交付限度を設けることで、同一対象者が特権的恩恵を受けることはない。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等	
事業を実施しなかった場合の影響	手延そうめん製造に必要な機械は、種類が多く高額であり、また近年の人件費の上昇や物価高騰による設備投資にかかる経費の増加は、事業者の積極的な生産量拡大の取り組みを妨げる大きな要因となっている。そのため、補助金を実施しなかった場合は、生産量の減少が進み、他産地との競争力を失い、ブランド力の低下や産地の衰退につながることが予想される。
課題	手延そうめん製造に必要な機械が高額になっており、本事業だけでは十分な支援ができないケースがある。
解決策	国、県の類似の支援制度の紹介する。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業の実施により、生産量の拡大に取り組む生産者が増えることで、産地全体の生産量の増加につながっている。また、生産量の増加により市場への流通量が維持されることで、他産地との競争力の強化やブランド力の向上、販売単価の上昇につながるため、事業を継続していく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		基幹産業の一つである島原手延そうめん産業の発展に寄与する事業であるため、雇用促進支援部分を除き、本事業は継続することとする。ただし、補助金適正化基本方針の基本方針8に記載されているとおり、直近2年間の予算の執行率が50%未満の場合はその要因を十分に検証し、必要性が確認できない場合は、内容の見直し等による補助金等の減額、廃止を検討することとされているため、これに沿った検討をなされたい。 これを踏まえ、次年度予算要求を行う場合は、必要額を十分に精査し、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

様式4

整理番号	補-06

個別事業（ 補 助 金 等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13099	予算事業名	社会参加促進事業				担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称	01	身体障害者自動車運転免許取得費補助金					担当課室	福祉課	
							担当班	総務高齢班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	4.健康福祉	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.障がい者福祉の充実		款（名称）	3 民生費
	施策	2.障がい者の社会参加の支援		項（名称）	1 社会福祉費
	施策細分	4-4-2-①社会参加の支援		目（名称）	5 障害者福祉費
	重点P	該当しない			
根拠計画		第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 P55			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

南島原市地域生活支援事業実施規則(平成18年南島原市規則第192号)第3条第1項第10項に規定する社会参加支援事業について必要な事項定められており、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、事業を実施する。障害者の就労及び社会生活の促進を図ることを目的として、障害者が自動車の運転免許を取得する場合の費用の3分の2以内(限度額10万円)を助成します。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

自動車の運転免許を取得する場合の費用を助成することにより、障害をお持ちの方が自ら運転免許を取得し就労及び社会生活の促進、社会参加を促すために必要である。

(3)事業の概要

障害者の運転免許を取得する場合の費用3分の2以内(限度額10万円)を助成する。
対象者:・身体障害者手帳1級から4級、60歳未満の者・所得制限がある・1種の内普通自動車免許のみ
手続:免許取得の訓練開始前に手続きが必要。

(4)期待される効果

障害者の方が運転免許を取得し、自ら自動車を運転することにより、就業の促進、社会参加の促進につながる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
(千円)			100	100	100	100	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			100	100	100	100	
年度別取組の概要			自動車運転免許取得費補助金	自動車運転免許取得費補助金	自動車運転免許取得費補助金	自動車運転免許取得費補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

整理番号	補-06

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	障害者が対象であり公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市内の障害者を対象にしている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	ノーマライゼーションの理念の実現に向けて認められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		誰もが共に生きるために行政で実施する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	障害の程度等対象者が決められており適正である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市も実施している。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	障害者が必要な時に助成する事業であるため自ら車を運転することで社会参加の機会を増やし効果が期待できる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		障害者の程度に併せた事業実施であり最適である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内の障害者を対象にしており公平が確保できている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		対象者の基準があるため特権的な恩恵を与えていない。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		自動車運転免許の取得は、高額であるため、この助成ができなくなると障害者の方の費用負担が大きくなる。また、社会参加の機会が減少する。
	課題	障害者自動車運転免許取得費補助金は、身体障害手帳の1級から4級、60歳未満の者となっている。対象者の方に必要に応じて周知し社会参加促進の機会を促す必要がある。
	解決策	障害者のある方が自ら社会生活を営むためには、移動手段が必要であるため、運転免許所を取得することにより社会生活の幅を広げ、就業の場の拡大につながるため助成の周知が必要である。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		毎年、申請者がいるとは限らないが運転免許証を取得して社会生活の幅を広げたり、就業の場を拡大するために今後も継続実施が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
		ここ数年の事業執行率は低い状態が続いているが、特殊な事情と障害者等の社会参加促進に必要な事業であるため、事業の継続を認める。 なお、市単独補助制度という性質上、補助金等適正化基本方針に沿った制度の運用を求めているため、定期的な制度見直しのための終期設定(基本方針1)、原則1/2を超えた補助率を設定している理由の整理(基本方針4)、補助金等の成果を示す指標の設定(基本方針11)及びこれらの情報公開・公表(基本方針13)に関して、制度運用の改善に努められたい。 これを踏まえた上で次年度予算予算要求を行う場合は、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
	備考												

様式4

整理番号	補-07

個別事業（ 補 助 金 等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13099	予算事業名	社会参加促進事業				担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称	01	障害者職場実習費交通費補助金					担当課室	福祉課	
							担当班	障害福祉班	
事業期間	令和	6	年度～令和	8	年度（	3 年間）	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	4.健康福祉	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.障がい者福祉の充実		款（名称）	3 民生費
	施策	2.障がい者の社会参加の支援		項（名称）	1 社会福祉費
	施策細分	4-4-2-①社会参加の支援		目（名称）	5 障害者福祉費
	重点P	該当しない			
根拠計画	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 P26				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

市内在住の障害がある人が一般企業へ職場体験する時に、その企業へ通う交通費の負担が大きい。そのため、職場体験を躊躇する人や諦める人がいる。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

障害者の職場を体験する機会及び就労能力の向上を促進するために、交通費を助成すし、職場体験をする障害がある人へ交通費を助成することで経済的な負担を減少させる。

(3)事業の概要

南島原市居住の障害福祉サービスの対象要件を満たした障害のある人で、県南障害者就業・生活支援センターぱれっとに登録している人が対象者である。利用したい人はぱれっとに申し込み、そこから福祉事務所に実習計画書を提出する。利用が認められてから実習をしている間や終了時にぱれっとから交通費と実習奨励金の請求書及び計算書が提出されて利用者と企業に支給される。利用者に支給される交通費が補助金である。支給期間は1ヶ月のうちに5日以上23日以内の範囲で1日4時間(ただし5日までは3時間でも可)以上の実習期間。計算方法:①交通費助成金:自宅から実習する企業までに要した実費。実費については公共交通機関(チョイソコ含む)及び自家用車利用(計算は南島原市旅費規程の金額1kmにつき20円)を対象とし1日2,000円が上限。

(4)期待される効果

この交通費助成と実習奨励金の効果により、障害がある人は職場体験の機会を拡大され、就労能力の向上が促進される。障害がある人が一般企業へ就職することは、就労系障害福祉サービスの利用者数が抑制され障害福祉サービス費(扶助費)が削減される。

年度別の計画額の概要

	財源内訳		(千円) 令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	財源名称	補助率					
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			92	80	80	80	
年度別取組の概要			交通費:1,000円×23日×4人	交通費:1,000円×20日×4人	交通費:1,000円×20日×4人	交通費:1,000円×20日×4人	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

整理番号	補-07

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	b.一部課題がある	C	利用者は限られるが、障害がある人の社会参加推進は明確な公益性が認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		利用者は限られるが、障害がある人の社会参加推進は市民の利益である。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる	B	利用者は限られるが、県南障害者就業・生活支援センターぱれっとへの登録者がいることから市民ニーズは認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		行政の他に資源は見つからない。行政が実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	県南障害者就業・生活支援センターぱれっとへの登録者がいることから必然性はある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市は類似の事業を既に実施している。本市が実施していないことが均衡を欠いている。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	B	自立支援協議会本部会、専門部会就労支援部会においても事業に期待する声は上がっている。効果は発揮されると考える。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり		よりよい方法が他に考えられない。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり	B	利用者は限られるが、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		与えていない。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	経済的な理由で障害がある人の職場体験の機会を拡大できずに、就労能力の向上が妨げられる。障害がある人が一般企業へ就職できないことは、就労系障害福祉サービスの利用者を増やす可能性があり市の支出が増える。
課題	利用者と受け入れる企業がなければ、事業が成り立たない。
解決策	ハローワークや就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校高等部進路指導部、商工会等事業に関連する団体と協力して周知に努める必要がある。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	C	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	B	評価区分	継続
		交通費助成と実習奨励金により障害がある人は、職場体験の機会が拡大され就労の機会が促進される。また、障害がある人が一般企業へ就職することは、障害福祉サービス(就労系サービスの利用者が減少し障害福祉サービス費の減少につながる。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		令和6年度から制度化された本補助事業は、近隣市(島原市、雲仙市)と同様、障害者の職場を体験する機会の拡大及び就労能力の向上を促進する事業として構築されており、その公平性等が認められるため継続とする。 なお、市単独補助制度は補助金適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしており、特に執行率の低い補助金等の要因の検証(基本方針8)、情報公開・公表(基本方針13)により、定期的な制度見直しを求めているところである。 次年度予算要求にあたっては、補助金等適正化基本方針に沿った改善を順次行うとともに、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

様式4

整理番号	補-08

個別事業（ 補 助 金 等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14025	予算事業名	農産物ブランド化推進事業				担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	01	ワイン・リキュール特区推進事業補助金					担当課室	農林課	
							担当班	農業戦略班	
事業期間	令和	6	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興		款（名称）	6 農林水産業費
	施策	4.販路拡大とブランド化の推進		項（名称）	1 農業費
	施策細分	3-1-4-②ブランド化・6次産業化の推進(総合戦略)		目（名称）	3 農業振興費
	重点P	該当しない			
根拠計画	-				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

農業が抱える課題のひとつが、生鮮品を市場出荷した場合、農業者の利益が少なく、また価格が安定していないことである。そのため本市では、農業者の所得向上、農業経営の安定化を図るため、農業者自らが、農産物を加工し付加価値をつけて販売を行う6次産業化の推進に取り組んでいる。その取り組みの一環として、令和5年3月31日に国の構造改革特別区域法に基づく果実酒・リキュール特区の認定を受けたところである。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

本市農産物を原料としたワイン等の製造を推進することで、新たな南島原ブランドを創出し、農産物の高付加価値化につなげ、農業者の所得向上を目指す。

(3)事業の概要

本市農産物を原料としたワイン等の製造を推進することで、新たな南島原ブランドの創出し、農産物の高付加価値化につなげ、農業者の所得向上を目指す。
新たにワイン等の製造に取り組む農業者等に対し、機械設備の導入や施設整備にかかる費用について支援を行うことで、新規参入を促進させる。
対象経費)ワイン、リキュール製造に必要な施設の改修、建築、機械設備導入にかかる費用
(製造所確保のための区画整備、作業所の整備、機械器具購入、その他市長が必要と認めるもの)
補助率) 1／2
補助額上限)150万円

(4)期待される効果

規格外品など未利用資源の活用による農業者の所得向上
品質の高い農産物を活用した新たな南島原ブランドの創出
製造体験等、新たな観光資源としての活用

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	1,500	1,500	1,500	1,500	
国庫							
県費							
起債							
特財	市町振興共同事業助成金		200				
一財			1,300	1,500	1,500	1,500	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	⑥ その他市長が特に必要と認める事業

整理番号	補-08

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	基幹産業である農業の振興、農業者の所得向上のための取り組みである。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		新たな南島原ブランド創出や観光資源としての活用により地域経済の活性化が期待できる。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	加工することで、これまで廃棄されていた規格外品等の未利用資材を有効活用することができる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		農業者にとって、初期投資が大きいことから、一定の支援は必要である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	農業者にとって、初期投資が大きいことから、新規参入者の確保のためには一定の支援は必要である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		商工観光課で実施しているどぶろく製造施設整備事業と同等である。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	県内初のワイン・リキュール特区認定であり、他の自治にはない新たな特産品として期待できる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業実施主体である農業者への補助金の交付による支援が最も効果的である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内の農業者であれば条件を満たすことで誰でも取り組むことができる。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内の農業者であれば条件を満たすことで誰でも取り組むことができる。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等	
事業を実施しなかった場合の影響	
国の構造改革特別区域法に基づく特区の認定であり、農業者が事業に取り組むには初期投資が大きく、新規参入が難しくなる。	
課題	小規模事業者にとっては、初期投資が大きく、新規参入が難しい 製造した果実酒等の販売先の確保 実践者の製造技術の向上
解決策	初期投資に対する支援 農産物ブランド化推進事業による商品開発、販売支援 商工業者とのマッチングによる販路拡大支援

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		令和5年3月31日に国の特区認定を受けて、市としても新規参入者の確保のために、PRを強化する必要がある。今後も一定期間の支援が必要である。また、商工観光課が推進している「どぶろく(特区」)との統合を検討することも考える。											
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
		県内初のワイン・リキュール特区認定を受け、令和6年度に制度化された本事業について、農業振興の観点から制度の存続は認められるものの、本補助金の執行率が低い状況が続いており、ニーズの変化等補助金等が活用されない要因があることが推測されるため、補助金等適正化基本方針8に沿った見直しを要する。また、商工観光課が所管する「どぶろく(特区)」関連事業との類似していることから、補助金等適正化基本方針7に記載のとおり、整理統合に向けた検討を行う必要がある。 次年度予算要求は、どぶろく特区関連事業との整理統合に向けた検討を終えることを前提とする。また、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

様式4

整理番号	補-09

個別事業（ 補 助 金 等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14022	予算事業名	経営所得安定対策等推進事業				担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	01	南島原市農業経営収入保険加入推進事業費補助金					担当課室	農林課	
							担当班	農業経営班	
事業期間	令和	6	年度～令和	8	年度(	3 年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興		款（名称）	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化〈農林業〉		項（名称）	1 農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)		目（名称）	3 農業振興費
	重点P	該当しない			
根拠計画	-				

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

近年、自然災害や新型コロナウイルス禍、生産資材の高騰など、農家が予期しない収入減少やコスト増に見舞われる事態が相次いでいる。収入保険制度は、これらのリスクに対応できる制度であり、持続可能な農業経営の支援策としてはとても有効であると考えているが、加入率が低いことが課題である。
※令和5年度の加入者:青色申告者の約26%(161経営体/611経営体)

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

制度の周知と加入推進を図るうえで保険料の補助制度を創設し、更なる加入者の増加を目指す。これにより、不測の事態に備えた経営が確保され、農家の経営発展に寄与する。
※令和6年度～令和8年度 加入者の30%増加を目指す。(210経営体)

(3)事業の概要

加入推進を図るため、収入保険に係る掛け捨て保険料のうち3割を補助(30万円を上限)する。

(4)期待される効果

災害等のリスクに影響されない農業経営が維持できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳 (千円)	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
			1,600	0	0	0	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			1,600	0	0	0	
年度別取組の概要			・加入推進(22件)/目標210経営体				
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

整理番号	補-09

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	b.一部課題がある	B	保険制度の対象者が青色申告者となっており、白色申告者は対象外であることが課題である。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		事業効果は農家の経営に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	事業実施及び継続について市民からのニーズは高い。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		保険制度は、国の事業であり、県も推進していることから市も取り組む必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模及び実施期間は適正である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市同等の補助制度に取り組んでいる。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的とする保険制度の周知や成果は、目標達成見込みである。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業執行の上で農業共済組合が事務の一部を担って頂いており、官民連携した効率的な分担を行っている。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	補助金の交付は、1経営体に1回限りとすることで、公正性を確保している。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特権的な影響は無い。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	収入保険制度は平成30年度に創設された制度であるが、本制度の認知度は十分とは言えない。台風災害やコロナ禍等で厳しい経営状況下にある農家の経営を安定化させることが早急の課題であるため、補助制度を組み合わせた本制度に加入推進はとても有益である。
課題	長期的な補助制度は財政的に不可能である。
解決策	加入者が増加することで、収入保険制度への理解が深まり、本制度の利点を上手く経営に活かす農家が増えてくれば、補助制度の役割りは果たしたものと考える。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	廃止
		農業共済組合から、農家から継続を望む声があるとの意見が寄せられているが、本市の財政状況を踏まえ、当初の事業目標を達成する見込みであることから、事業の終了はやむを得ない。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	廃止
		本補助事業は、収入保険制度加入初回のみを対象に、補助金等適正化基本方針に沿って3年間の期間限定で令和6年度に制度化されたものである。 よって、実施機関評価のとおり令和8年度をもって廃止とする。											
備考													

様式4

整理番号	補-10

個別事業（ 補 助 金 等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14020	予算事業名	有機農業等推進事業				担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	01	有機農業推進伴走型					担当課室	農林課	
							担当班	農産班	
事業期間	令和	7	年度～令和	8	年度(	2 年間)	実施区域	市全域	

総合計画	基本柱	3.産業経済	予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興		款（名称）	6 農林水産業費
	施策	5.環境にやさしい農林業の振興		項（名称）	1 農業費
	施策細分	3-1-5-①環境保全型農業の推進		目（名称）	3 農業振興費
	重点P	該当しない			
根拠計画		南島原市農業振興基本計画(第三次計画) P14、P22			

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

本市では、環境に配慮した持続可能な農業の発展を目指し、認証費用の支援や有機農業の推進を図っている南島原オーガニック協議会を支援している。
しかし、コスト負担や地域全体での取り組みなどの課題も多く存在している。本制度は、農業者の経済的支援でなく、地域農業の発展や環境保全に寄与する。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

安心で安全な農産物を生産し、環境に与える負荷の小さな有機農業を推進する。

(3)事業の概要

有機農産物の日本農林規格による格付を行い、その表示を付するのに必要な日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項の登録認証機関の認証を受けるのに要する経費
南島原オーガニック協議会が行う、有機農業の推進に資する事業に要する経費等を支援する。

(4)期待される効果

安心安全な農産物の供給促進、環境負荷の軽減、地域農業の振興、持続可能な農業の推進、そして地域コミュニティの強化を通じて、有機農業の普及により地域の信頼性向上と経済活性化が図られる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
		(千円)	1,800	1,200	1,200	1,200	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			1,800	1,200	1,200	1,200	
年度別取組の概要			協議会補助金:180万	協議会補助金:120万	協議会補助金:120万	協議会補助金:120万	

ふるさと納税応援寄附金の利用希望	② 自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業

整理番号	補-10

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	新規参入による就農者の確保は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		基幹産業である農業人材確保のため取り組みであり、行政が実施しなければならない。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	支援基幹産業の人材確保は市にとって必要な取り組みである。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		本市への就農促進を目的とした事業であり、近隣市と均衡を保つような事業ではない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	新規就農者の確保につながっており、効果が認められる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	有機農業を推進する農業者等で構成する協議会で事業を行うため、公平性は確保される。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		有機農業を推進する農業者等であれば、誰でも参画できる。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等	
	事業を実施しなかった場合の影響
	環境負荷の軽減や安心安全な農産物の供給が進まず、地域農業の競争力や経済活性化が停滞し、地域コミュニティの結束力が弱まる恐れがある。
課題	コスト負担や認証手続きの煩雑さ、有機農業への知識不足、地域全体での取り組みの不足、消費者の認識や市場のバランス、環境負荷軽減の評価の不備、そして持続可能な支援体制の構築が挙げられる。
解決策	生産者のコスト負担軽減、認証手続きの簡略化、知識普及活動の強化、地域全体での取り組みの促進、消費者認識の向上と市場拡大、環境負荷軽減の評価基準整備、そして持続可能な支援体制の構築を行う。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本市において、有機農業に取り組む農家数は伸び悩んでいる状況にあるため、市内の農業者組織や農業者が有機農業に取り組みやすい環境を整備することが求められている。今後も継続して協議会を支援していく必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討
		有機農業における環境への負荷の低減は、本市の自然循環機能を大きく増進させる取り組みであり、総論としての有機農業推進については、今後も引き続き取り組む方向性とするが、その手段の一つである本補助制度については、原則1/2を超える補助率設定の理由の整理(基本方針4)、対象外経費の明確化(基本方針5)、事業効果を示す評価基準の設定(基本方針11)等、効果検証に基づく補助金等適正化基本方針に沿った制度運用の改善に取り組まなければならない。 また、本補助事業は、国に提出した5か年の有機農業産地づくり推進事業実施計画のうち、令和4年度からの3年間の国庫補助期間が終了した令和7年度からの2年間を市が独自に支援するための事業であったと承知している。計画終了後の支援については何を根拠に継続して支援を行い、いつ支援を必要としなくなるのか明確にしなければならない。これを明確にしない限り、次年度予算要求は認められない。											
備考													

様式4

整理番号	補助-11

個別事業（ 補 助 金 等 ）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14102	予算事業名	畜産振興支援事業				担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	02	肉用牛ヘルパー組合支援事業費補助金					担当課室	農林課	
							担当班	農産班	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	
総合計画 基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計			
総合計画 政策	1.農林業の振興				款（名称）	6	農林水産業費		
総合計画 施策	2.経営基盤の強化〈農林業〉				項（名称）	1	農業費		
総合計画 施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目（名称）	5	畜産業費		
総合計画 重点P	該当しない								
根拠計画	第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画 P56								

個別事業の内容

(1)事業・制度の背景(現状と課題)

肉用牛農家は休日の確保が困難であることや、現役農家の高齢化・担い手不足などによる労働力の低下が現状となっている。
また、ヘルパーも担い手がいないため、組合員が公平にヘルパーを利用できていないことが課題としてあげられる。

(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)

肉用牛繁殖農家の計画的な休日確保を目的とする。

(3)事業の概要

【事業実施主体】南島原市肉用牛ヘルパー利用組合、南部地区肉用牛ヘルパー利用組合
(1)補助の対象となる事業実施主体は、市内に在住する牛飼養農家が加盟する肉用牛ヘルパー利用組合であること。
(2)補助額は市内に在住する構成員数に5,000円を乗じて得た額以下とすること。

(4)期待される効果

肉用牛農家の休日確保による経営維持、安定化が期待できる。

年度別の計画額の概要

財源内訳	財源名称	補助率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
(千円)			105	105	105	105	
国庫							
県費							
起債							
特財							
一財			105	105	105	105	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

整理番号	補助-11

事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	ヘルパー利用の促進は肉用牛農家の活性化に向けて必要な取り組みである。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		肉用牛繋殖農家に対して利益を寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	畜産業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		畜産業の経営安定が期待できることから、市が実施する必要性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	厳しい経営状況であるため、一定の支援が必要である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		補助対象経費や補助率等、均衡を欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	畜産業の経営安定が期待できる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	要件を満たしていれば申請できるため、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特権的な恩恵は与えていない。
	その他の視点		-		

事業実施に関する影響・課題等		
	事業を実施しなかった場合の影響	
		肉用牛繋殖農家の休日が確保できず、畜産業の活性化が期待できなくなる。
	課題	ヘルパーの数が少なく、組合員が公平にヘルパーを利用できていない。
	解決策	ヘルパーの担い手確保に向けた取り組みの促進。

次年度に向けた方向性													
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		肉用牛農家の経営維持、休日確保に向けてヘルパーの活用は必要なため事業を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		肉用牛農家の労働環境や置かれている情勢等から事業の必要性が高いため、本事業は継続することとする。 なお、市単独事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運営を行うこととしており、本補助金についても終期設定や評価指標の設定などの改善に取り組まなければならない。 次年度予算要求にあたっては各種経費の上昇等を加味した額を算出のうえ、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。										
備考													